

63-206



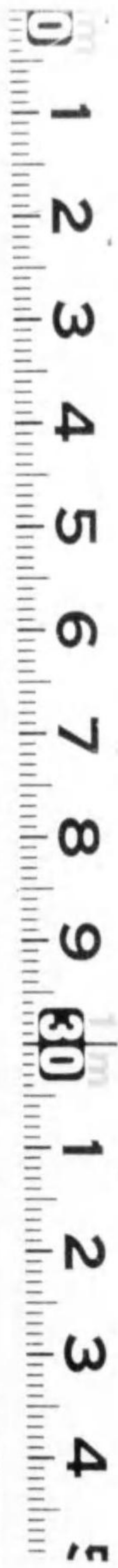
1200501277384

53

06

昭和九年
樺太要覽
樺太廳

〇
複写



始





覽

昭和九年



發行所寄贈本



63-206

樺太要覽目次

第一章 總論

第一節 領有の沿革	一
第一款 松前氏及幕府の樺太探險	一
第二款 露國の東侵と南樺太の恢復	二
第二節 經營施設	四
第一款 千島樺太交換以前	四
第一項 幕府時代	四
第二項 開拓使時代	六
第二款 軍政施設	八
第一項 軍政署時代	八
第二項 民政署時代	八
第三款 樺太廳の設置及官制改正	一〇

第二章 地誌

第一節 位置及面積	一七
-----------	----

一、本書は最近に於ける樺太の事情を廣く紹介せんが爲に編纂したるものなり。

一、本書所載の事項は主として前曆年又は前會計年度のものに據りたり。

一、本書中大正十五年は昭和元年 大正十五年は昭和元年度とせり。

一、本書中前曆年末又は前年會計年度末の計數は概ね概數とす。

長官官房調査課

第二節 地勢……………一七

第三節 地質……………一九

第四節 主要市街地：豊原町、大泊町、知取町、惠須取町、落合町、敷香町、真岡町、泊居町、本斗町、留多加町……………三

第五節 氣象……………三七

第一款 氣象觀測事業の沿革……………三七

第二款 概説……………三六

第三款 氣温、風及日照時……………三六

第四款 濕度、降水及霜雪……………三六

第五款 海霧及海水……………三六

第六款 地磁氣觀測……………三三

第七款 戶口……………三三

第三章 交通通信……………三七

第一節 交通……………三七

第一款 道路……………三七

路：東部縱貫幹線、西部縱貫幹線、横斷線、其の他の主要線、農耕道路……………三七

第二款 鐵道……………四三

道：國有鐵道、地方鐵道……………四三

第三款 軌道……………四六

道：樺太拓殖軌道株式會社線、隆高軌道株式會社線……………四六

第四款 港灣……………四三

灣：大泊港、真岡港、本斗港、船入澗……………四三

第五款 航路……………三五

路……………三五

第一項 樺太廳命令航路：內地北海道線、沿岸線……………三五

第二項 遞信省命令航路……………三五

第三項 鐵道省連絡船……………三五

第四項 朝鮮總督府命令航路……………三五

第五項 不定期船……………三五

第六款 航路標識……………三五

第七款 驛遞……………三五

第二節 通信……………三七

第一款 概説……………三七

第二款 郵便……………三六

第三款 爲替貯金……………三六

第四款 電信……………三六

第五款 電話……………三六

第六款 簡易生命保險並郵便年金……………三七

簡易保險郵便年金、積立金放資狀況……………三七

第四章 地方制度

第一節 地方制度の沿革……………七五
 第二節 町 村……………七六
 第一款 概 説……………七六
 第二款 町 村 會……………七七
 第三款 町村吏員……………七六
 第三節 町村の財政……………七九

第五章 財政及金融

第一節 財 政……………八三
 第一款 概 説……………八三
 第二款 歲 入……………八五
 第一項 租 稅……………八五
 第二項 租稅外收入……………八九
 第三款 歲 出……………九〇
 第二節 金 融……………九〇
 第三節 煙草專賣……………九五

第六章 教 化

第一節 教 育……………一〇一
 第一款 概 説……………一〇一
 第二款 初等教育……………一〇二
 第三款 中等教育……………一〇二
 廳立中等學校、私立學校、
 專門學校入學者檢定……………一一
 第四款 教員養成其他教育施設……………一六
 教員養成機關、教員の指導教養、
 其他的教育施設……………一六
 第二節 博 物 館……………一三
 第三節 社 會 事 業……………一三
 第四節 神社及宗教……………一三
 第一款 神 社……………一三
 第二款 宗 教……………一三

第七章 兵 事……………一五
 海軍募兵、在郷軍人……………一五

第八章 殖民及農業

第一節 土地……………一三七

第二節 移民……………一四〇

第一款 交換前の殖民概況……………一四〇

第二款 露領時代の本島殖民概況……………一四三

第三款 領有後に於ける殖民概況……………一四四

第三節 農業……………一四五

第一款 概説……………一五五

第二款 現状及施設……………一五五

第四節 畜産……………一五九

畜牛、馬匹、養豚、養鶏、緬羊、牛酪、養狐……………一五九

第九章 鑛業

第一節 總説……………一六一

第一款 鑛業制度……………一六一

第二款 鑛務行政の狀況……………一六六

第二節 鑛物……………一七三

第一款 石油……………一七三

第二款 石炭……………一七六

第三款 海綠石……………一八〇

第四款 柘榴石……………一八一

第五款 金屬鑛物……………一八二

第三節 鑛業……………一八三

第一款 鑛業の現況……………一八三

川上炭鑛、大平炭鑛、知取炭鑛、大榮炭鑛、東白浦炭鑛、
檜保炭鑛、惠須取炭鑛、内幌炭鑛、内川炭鑛……………一八三

第二款 鑛業の將來……………一八九

第十章 林業

第一節 總説……………一九二

第二節 林政……………一九三

第三節 造林……………一九四

林：造林の沿革、現在及將來の方針、既往施業の概要……………一九四

第四節 森林經營調査……………一九六

既往に於ける調査概要、現在に於ける調査概要、
將來に於ける調査方針の概要……………一九六

第五節 森林の利用……………二〇二

第六節 大學演習林……………二〇三

第七節 官行斫伐……………二〇三

第一款 概説……………二〇三

第一項 事業の開始……………二〇三

第二項 事業の計畫……………二〇四
 第二款 事業の概況……………二〇五

第十一章 水産業

第一節 總 說……………二〇八
 第二節 漁業竝に水産製造……………二〇九
 第三節 蕃殖保護……………二一〇
 第四節 水産物検査……………二一〇
 第五節 水産に關する組合……………二一三

第十二章 中央試験所

第一節 沿 革……………二二三
 第二節 事業と組織……………二二五
 第一款 事業……………二二五
 第二款 組織……………二二六
 第三節 事業分掌……………二二六
 第一款 農業部……………二二六
 第二款 畜産部……………二二七

第三款 林業部……………二四〇
 第四款 水産部……………二四七
 第五款 宇遠泊農事試験支所……………二五三

第十三章 商工業

第一節 商 業……………二五三
 第二節 工業……………二六八
 第三節 貿易……………二七〇
 第四節 商工會議所……………二七〇
 第五節 度量衡……………二七一

第十四章 警察

第一節 總 說……………二七五
 第一款 沿革……………二七五
 第二款 警察機關の配置……………二七六
 第三款 警察官吏の教養・警察官練習所、その他……………二八〇
 第二節 行政警察……………二八二
 第一款 保安警察…工場、原動機、労働者、建物火災、林野火災、消防、水難救済……………二八二

第二款 風俗警察……………三三
 第三款 交通警察……………三五
 第四款 營業警察……………三五
 第三節 司法警察……………三六

第十五章 衛生

第一節 總說……………三八
 第二節 醫事……………三九
 第一款 醫院……………三九
 第二款 公醫……………四〇
 第三款 醫師、齒科醫師其他……………四〇
 第三節 治療機關……………四一
 第四節 藥事……………四三
 第五節 海港檢疫……………四三
 第六節 檢微……………四四
 第七節 飲料水及水……………四五
 第一款 上水……………四五
 第二款 清淨飲料水……………四五

第二款 水……………四五
 第八節 屠場及屠畜……………五六
 第九節 飲食物及其他の物品……………五六
 第一款 牛乳……………五六
 第二款 生肉……………五七
 第三款 飲食物取扱又は製造所の取締……………五七
 第四款 飲食用器具類……………五九
 第十節 傳染病……………五九
 第十一節 汚物掃除……………六一
 第十六章 法制……………六一
 附、樺太に施行せらるゝ法律……………六一

第十七章 司法

第一節 沿革……………六一
 第二節 裁判所……………六一
 第三節 供託事務……………六二
 第四節 刑務所……………六三

第十八章 公共施設

第一節 水道……上水道、下水道……………三六
 第二節 電氣事業……………三一

第十九章 土人

第一節 總覽……………三〇
 第二節 種族及戶口……………三〇
 第三節 風俗習慣……………三三
 第一款 概說……………三三
 第二款 衣食住……………三四
 第三款 社會及家族關係……………三五
 第四款 經濟及法律關係……………三七
 第五款 娛樂及祭禮……………三八
 第四節 文化……………三九
 第一款 教育……………三九
 第二款 衛生……………四〇
 第五節 產業……………四二

第六節 救恤……………三一
 第七節 指導要項……………三一

挿入寫真目次

樺太廳……………四頁ノ次
 國境標……………一六頁ノ次
 豊原市街、恵須取市街……………三三頁ノ次
 中央氣象臺臨時豊原地磁氣觀測所……………三三頁ノ次
 樺太廳鐵道事務所及ガソリンカー……………四四頁ノ次
 大泊港、真岡港……………四四頁ノ次
 樺太廳豊原郵便局……………五五頁ノ次
 豊原町役場、真岡町役場……………五五頁ノ次
 北海道拓殖銀行豊原支店……………六六頁ノ次
 樺太廳豊原中學校、樺太廳豊原高等女學校……………六六頁ノ次
 官幣大社樺太神社、縣社豊原神社……………七三頁ノ次
 殖民地……………七三頁ノ次
 開墾と收穫……………七五頁ノ次
 養狐場……………八三頁ノ次
 三井鑛山株式會社川上炭鑛及坑内……………八三頁ノ次
 保呂試驗林の林相……………八九頁ノ次
 鯨、蟹、漁……………九〇頁ノ次

海豹島のロッペン鳥及臘納獸……………二八頁ノ次
 樺太廳中央試驗所……………三三頁ノ次
 王子製紙株式會社恵須取工場……………三六頁ノ次
 樺太廳豊原醫院……………三八頁ノ次
 樺太地方裁判所……………三〇頁ノ次
 獨木船及土人(オロッコ族)……………四〇頁ノ次



論

領有の沿革

第一款 松前氏及幕府の樺太探險

樺太古代の状態に關しては文献の徵すべきものなしと雖、自然の地理的關係と近世に於ける史實とに依りて之を稽ふるに、樺太の先住者は北海道より移住して南部に居を構へるアイヌ族と、山丹地方より渡り北部に蕃殖せるニクブン(ギリヤーク)、オロツコ(オロチョン)等の祖先なることは想像するに難からず。然れども彼等は單に移住したりと云ふに止まり、唯水草を逐ふて遊牧を事としたるに過ぎず。其の統治權の歸屬に關しては史乘明確を缺くと雖、之を邦領として認むるに至りたるは文祿二年豊臣秀吉の松前慶廣に對する蝦夷地統轄の公許及寛永以後に於ける松前氏の樺太探險に始まる。

松前氏は寛永以後屢次家臣を派遣して樺太を視察探險せしめたるが、土人の漁業に従事する者尠からざ

るのみならず奥羽地方より渡來して漁撈を業とする者漸を逐ひ増加せるを以て、寛政二年にはシラヌシ(白主)、クシユンコタン(大泊楠溪)等に勤番所を設け、藩吏を派して之が保護取締に任せしめたり。然れども當時に於ては國防警備に關して未だ何等の施設なく、勤番の藩吏と雖僅に漁期中のみ在勤するに過ぎざりき。然るに北陲に於ける露國との交渉倍々頻繁を加へ事態漸く多事ならんとするを以て、幕府に於ては天明五年以降松本秀持其の他を相踵で特派して蝦夷各地を調査探險せしめ、其の進言獻策に依り之が經營の實を擧げ斯くて管轄統治の端を啓けり。

第二款 露國の東侵と南樺太の恢復

露國の東方經略は素と其の祖宗の遺蹟歴代の國是に基くものにして、其の西比利亞より貝加爾以東に進出、更に清國と尼布楚條約を結びてスタノボイ山脈以西の地を得たるは實に西曆一六八九年(元祿二年)なり。越えて一八四七年(弘化四年)海軍中將ムラヴィヨフを東部西比利亞總督に任じて今の黑龍縣及沿海縣を略し一八五八年(安政五年)愛琿條約を締結して黑龍江以北を併せ、一八六〇年(萬延元年)北京條約を締結したるの故を以て烏蘇里江以東の地を獲たり。

斯くて東方活躍の基礎定まるや更にベーリング海峡を涉りて北米大陸のアラスカ地方に其の驥足を伸すと共に、一方千島に南下して我が北門を窺ふに至れり。北方の危態斯の如く急なるに而かも松前藩の北方經營は唯だ名あるのみにして其の實之に伴はず。勘察加を根據とせるコサツクは千島列島竝に樺太との間を往來して其の動靜を窺ひ、黑龍江口を地盤とせる露人は北部樺太より侵入して漸次南下せり。露國は斯くして其の勢力の伸張に努むると共に、一方一七九二年(寛政四年)ラツクスマンをして我が漂流民を伴はしめて我が國に派し交易を請ふも成らず、一八〇四年(文化元年)レザノフ再び修交を求めて來りしが是亦幕府の拒む所となれり。然るに露國は一八五三年(嘉永六年)三度水師提督プウチャチンを派して一は和親通商を求め、一は樺太に於ける日露國境劃定の事を議せしむ。

我が交渉委員は大目付筒井肥後守政憲及勘定奉行川路左門尉聖謨にして、プウチャチンは千島の樺提以北及亞庭灣沿岸の一部を除くの外樺太の全土を露領なりと云ひ、我が委員は北緯五十度線境界を主張して譲らず、爲に交渉遅々として渉らず在再三年に亘り、遂に所謂下田條約に依り千島の樺提以南を邦領として得撫以北を露領と認めたるが、樺太の境界に就ては決定するに至らず唯從來の儘として終結せり。亞下一八五九年(安政六年)東部西比利亞總督ムラヴィヨフは愛琿條約の例を試みんとして渡來し、極めて強硬なる態度を以て樺太全島を露領なりと主張せるが、我が委員遠藤但馬守及酒井右京亮等之を峻拒したる爲め遂に其の目的を達する能はずして空しく歸れり。越えて一八六一年(文久元年)我國は修好の爲め國使として外國奉行竹内下野守、松平石見守、京極能登守等を歐洲各國に派遣し、露國に對しては特に樺太の境界劃定を提議せしめたり。

此の交渉に際し露國は初め樺太露有を唱へ後北緯四十八度線を主張し、我が委員は北緯五十度線を固持して相譲らず、依つて翌年を期して兩國の使節を樺太に會せしめ、實地に山河の形勢を視察し之に従つて

協定せんことを約せしも、當時幕末の紛擾其の極に達し外事を顧みるの暇なく、遂に之が履行を見ること能はずして止みたり。

幕府は一八六六年(慶應二年)再び小出大和守及石川駿河守を露都に派し、曩に提議せる北緯五十度線劃定の實行を迫らしめたるも議合はず、従前の通り然日露兩國の所屬として之が假條約を締結し、一八七二年(明治五年)露國代理公使ビオツオフ來りて樺太に關し協定を試みる所ありしも議熟せざりき。

外務卿副島種臣は樺太の買收を提唱し力説大に努めたりしが、偶々開拓使次官黒田清隆の樺太拋棄の建白政府の容るゝ所となり、一八七四年(明治七年)駐露公使榎本武揚は政府の命を受け之が交渉に任じ、一八七五年(明治八年)遂に千島樺太交換條約を締結するに至れり。

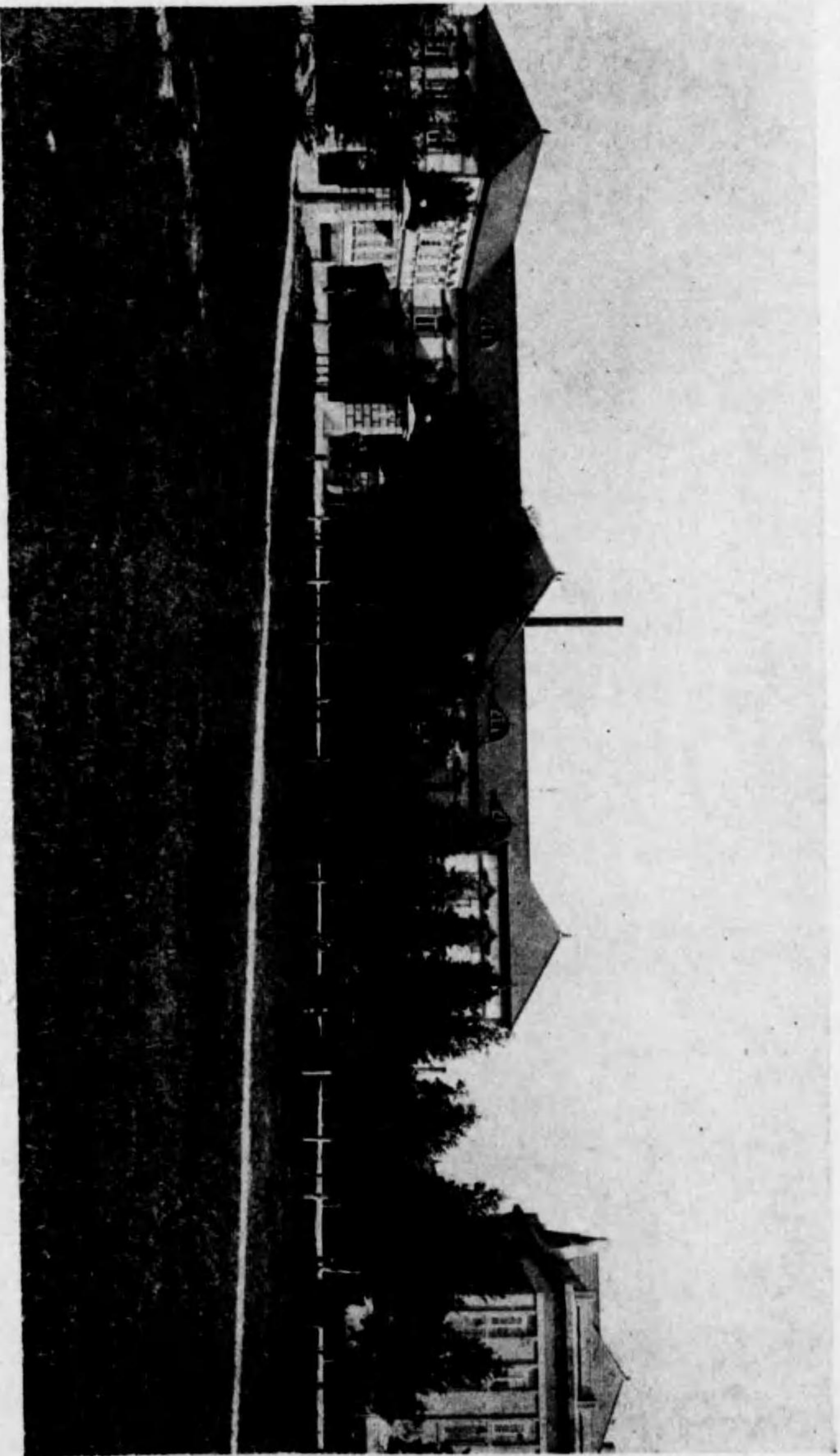
露國の東方經略は既述の如しと雖、其の勢力は日清戰役の後更に滿洲を南下して朝鮮を脅かせる結果日露兩國は遂に干戈相見ゆるに至り、一九〇五年(明治三十八年)十月ポーツマス條約に依り樺太南半は永遠に我が領有に歸したることは尙人の耳目に新たなる所なれば茲に詳記せず。

第二節 經營施設

第一款 千島樺太交換以前

第一項 幕府時代

樺太の經營は當初松前藩之に當りクシユンコタン(大泊楠溪)、シラヌシ(白主)等に勤番所を設け、夏期



千島樺太

間のみ藩吏を派して保護取締に任じたるが、露國の東侵により北邊の情勢漸く多事ならんとし、松平定信等は北境の保全開拓の閑却すべからざるを高唱す。依つて幕府は天明五年勘定奉行松本秀持等を派遣して蝦夷各地を視察せしめたりと雖何等積極的施設を見ず、一方露國は倍々暴威を逞ふし北方の形勢愈々急なり。書院番頭松平信濃守忠明は屢次北邊の事態の忽にすべからざるを上書して當路を激勵せるが、寛政九年に至り先づ之を實地に監察せしめ其の復命を得て施設することに幕議決し、翌寛政十年目付渡邊胤、使番大河内政壽、勘定吟味役三橋成方を監察役として簡派し、其の復命を待ち同年末松平忠明を拔擢して蝦夷地行政を統督せしめ之に勘定奉行石川忠房、目付羽太庄左衛門正養及大河内政壽、三橋成方等を配する外幕府に蝦夷地掛を置きて老中戸田采女正氏教、若年寄立花出雲守種周等之を監し、東蝦夷地を七箇年を限り上地せしめて幕府直接之が經營に當れり。

寛政十一年蝦夷地統治の大本を確立し、戸田氏教の蝦夷地掛を解きて老中連帶之に任ずることとなり、蝦夷地經營漸く其の緒に就きたるを以て享和二年蝦夷地を永久上地せしめ、箱館に蝦夷地奉行を置き新に納戸頭戸川筑前守安倫、羽太安藝守正養を奉行に任じて松平忠明以下の職を解き、後蝦夷地奉行を箱館奉行と改め蝦夷地統轄の陣容漸く整ひたりと雖尙大勢は之を以て止むべくもあらず、文化四年遂に西蝦夷地及北蝦夷地(樺太)をも上地せしめ茲に蝦夷地全部を幕府の直轄とし、翌文化五年松田傳十郎及間宮林藏に命じて樺太を調査見分せしむると共に奥羽の大藩をして之が守備に任せしむ。即ち文化五年には會津藩之に當り翌文化六年より津輕藩之に代る。

然るに之より先歐洲に於ける國際紛争の爲め極東の事態稍小康を保ちたるを以て、文政四年幕府は其の施設する所を守り邊要の警備を嚴にすべきことを命じて、松前氏を蝦夷地に封じ再度其の所領に復せしめたり。

茲に於て松前藩は樺太に毎年藩吏を派して土人の戸口を調査し、海岸を測量して里程を明かにし、漁業を奨励する等銳意經營に努めたり。然れども内外の形勢は斯る消極的施設の永續を許さず、偶々神奈川條約の結果其の必要を迫られ、安政元年幕府は箱館及其の附近の地を収めて箱館奉行を置き、勘定吟味役竹内清太郎保徳及堀織部正利熙を奉行に任じたるが、滔々たる中外の大勢は幕府を刺戟し、遂に翌安政二年松前氏に令して再び蝦夷地一帯を上納せしめ之を幕府直轄とせり。

樺太は箱館奉行の管轄に屬しクシユンコタン(大泊楠溪)に調役を、シラヌシ(白土)、西トンナイ(眞岡)其の他の要地に調役下役、同心等を配置し、萬延元以後は組頭駐在して行政を擔當し、警備は始め秋田藩之に任じたりしが後仙臺、會津、庄内及秋田の四藩をして二藩宛隔年交代之に當らしめたり。歴代の奉行は屢次渡航し島内の實狀を視察して土人を撫育指導し、道路を修築し航路を開きて交通運輸に便し、漁業を奨励する等經營大に努めたるも、時恰も幕末に際し内憂外患頻發して幕府の威信殆ど地に委し治績の見るべきものなかりき。

第二項 開拓使時代

明治元年四月箱館に裁判所を置き侍從清水谷公考を總督に任じて箱館奉行に代らしめたるが、閏四月之

を廢して箱館府とし清水谷公考を府知事に任じ、翌明治二年六月清水谷公考を罷め鍋島直正に蝦夷開拓督務を命じ、亞で七月箱館に開拓使を置いて鍋島直正を長官に任じ蝦夷地一般の行政を統督せしむ。

樺太には明治元年八月權判事岡本監輔命を奉じて楠溪に駐し、此の地に公議所を置き地方に出張所を設けて樺太の行政事務を統轄す。

明治三年二月開拓使を北海道開拓使(明治二年八月蝦夷を北海道と改稱す)樺太開拓使に分離獨立せしめ、五月兵部大丞黒田清隆北海道開拓使次官に任じ兼て樺太開拓使の事務を擔當す。

是より先岡本監輔は諸般の施設を改善し銳意土人の撫育産業の開發に努め、治績稍見るべきものありたるが偶々樺太南部に根據を築くべく機會を窺へる露國は我が維新の紛擾を聞知して機乘すべしと爲し、明治二年六月露兵は突如函泊(大泊榮町)に強行上陸し、我が勸告を肯せず暴逆を振舞ひて毫も憚る所なかりしを以て岡本監輔は倉皇上京して北方の急を政府に報じ保境の緊要を力説大に努めたり。

然るに開拓使に新任せる黒田清隆は先づ北海道の開拓を遂行し、而して後樺太に及ぶべしと爲し樺太の積極的施設を肯せず、岡本監輔等議合はざるを以て明治三年閏十月遂に其の職を辭し、權判官長谷部辰連岡本監輔の後を襲ひ、監事掘基之を扶く。

明治四年八月樺太開拓使を北海道開拓使に合併して開拓使と稱し、明治五年八月クシユンコタン(大泊楠溪)の公議所を廢して樺太支廳を置き出張所を増設し、明治六年八月には黒田次官開拓使長官に任じたるが施設の見るべきものなく、我が勢力は愈々萎微し露國の勢力を倍々増長せしめたるのみならず黒田開

拓使長官の樺太拋棄建議となり、外務卿副島種臣の樺太買収論も政府の容るゝ所とならず、明治八年五月樺太島は遂に千島列島と交換せらるゝに至れり。

第二款 軍政施設

第一項 軍政署時代

明治三十八年七月我が獨立第十三師團の樺太を占領するや、軍事上の必要及占領地の安寧秩序を保持する爲め臨時的軍政を施行せり。即ち軍政署をコルサコフ(大泊)に設け軍政署に軍政長官及軍政委員を置き軍政長官は占領軍司令官之を兼ね軍政を統轄し、軍政委員は軍參謀其の他の職員を以て之に充て軍政事務を擔當す。占領地域は數箇の假軍政區管に分ち假軍政區管に軍政區署を置き、軍政委員長及軍政委員を配置し軍政の執行に任す。

軍政長官は立法、司法、行政の權を行ひ、軍政委員は軍人を以て之に充て、特異の組織を以て百般の事項を裁斷し占領地の安寧秩序保持に努めたり。

軍政區署は最初コルサコフ(大泊)に置き、占領地域の擴大するに従ひ逐次増設してウラジミロフカ(豊原)、ガルキノウラスコエ(落合)、マウカ(眞岡)の四箇所に及びたるが、其の期間は僅々一箇月餘に過ぎざりき。

第二項 民政署時代

民政署は樺太占領草創時に於ける軍政署の後を承け、明治三十八年八月二十八日軍令第一號に依り樺太民政署をアレキサンドルフスク(同年九月コルサコフに移轉)に、支署をコルサコフに置き、軍令第二號を以てコルサコフ、ポロアントマリ(大泊)、ベルツァバージ(一ノ澤)及其の附近に民政を布きたるに始まる。民政署は明治三十八年勅令第五百五十六號「占領地民政署ノ職員ニ關スル件」に依り編制せられ、民政長官、事務官其の他の職員を置く。

樺太軍司令官(後樺太守備隊司令官以下同じ)は軍令を發して各種の規則を制定し、民政署司法委員條例を定めて民事刑事事件を審判せしむる外一般民政を統督して立法、司法及行政の權を行ひ、民政長官は軍司令官に屬し民政事務を統轄し、支署長は事務官を以て之に充て民政事務の執行に任じ、茲に組織的機關の樹立を見新版圖の秩序漸く其の緒に就きたり。

民政署統治は其の期間長からずと雖百事草創の時に際し、其の施設頗る多端にして後に於ける樺太廳統治の基礎を爲せるものと云ふべし。今民政署、民政支署及支署出張所を示せば左の如し。

民政署	民政署支署	支署出張所	設置年月日
樺太民政署	コルサコフ(大泊)支署	ルウタカ(留多加)出張所 ポロアントマリ出張所	明治三十八年八月二十八日 明治三十八年八月二十八日 明治三十八年九月十四日

ウラジミロフカ(豊原)支署

ガルキノウラスコエ(落合)出張所

明治三十八年九月十四日

マウカ(眞岡)支署

ナイヨロ(内路)出張所

明治三十九年七月二十五日

クスンナイ(久春内)出張所

不

明治三十八年十月二十五日

詳

第三款 樺太廳の設置及官制改正

斯くて新領土の庶政其の緒に就きたるを以て明治四十年三月勅令第三十三號樺太廳官制の公布あり、同年三月三十一日限り軍政を廢し、四月一日より樺太廳設置せらる。即ち樺太廳長官は一般行政事務を管理し、司法事務に關しては新に裁判所を設け、之を掌理すること、なれり。

長官は拓務大臣(自明治四十年四月至四十二年六月は内務大臣)(自明治四十三年七月至大正二年五月は總理大臣)の指揮監督を承け法律命令を執行し部内の行政事務を管理す。

初め廳に長官官房、第一部及第二部を置き、第二部は拓殖、土木、鑛業、森林、農業及牧畜に關する事務を掌り第一部は以上を除きたる以外の助長行政事務並に警察及衛生事務をも管掌せり。其の後樺太廳官制改正の主なる沿革を擧ぐれば左の如し。

一、明治四十二年六月 第一部より警察及衛生に關する事務を分離し第三部を設く。

一、大正二年十二月 第一部、第二部、第三部を内務部、拓殖部、警察部に改む。

一、大正三年十一月 拓殖部を廢し拓殖部の事務は内務部に移る。

一、大正七年六月 拓殖部設置、支廳より警察及衛生に關する事務を分離し警察署及警察分署を置く。

一、大正十一年十月 支廳出張所廢止。

一、大正十三年十二月 拓殖部を廢し、支廳出張所を置き、拓殖部の事務は内務部に移る。

一、昭和二年六月 農林部を設置し、警察分署を廢止す。

樺太廳管内樞要の地に支廳を置き管内行政事務を掌理せしむ。當初支廳長は警察權を有し警察及衛生事務の執行に任じたるが、大正七年六月警察署及警察分署を設置し専ら其の執行に當ること、なれり。

尙支廳管内樞要の地に支廳出張所を置き支廳の事務を分掌せしむ。支廳出張所は大正十一年十月一度廢止せられたるが大正十三年十二月復活せり。

現在の支廳及支廳出張所を擧ぐれば左の如し

支廳	支廳出張所	設置年月	摘	要
豊原支廳		明治四十年四月		
大泊支廳		明治四十年四月		

留多加出張所	大正十三年十二月
本斗支廳	大正十一年十月
眞岡支廳	明治四十年四月
泊居支廳	明治四十一年十二月
元泊支廳	大正十三年十二月
數香支廳	大正十一年十月
	明治四十一年十二月

〔大正十一年十月留多加支廳設置せられたるが大正十三年十二月之を廢し出張所とせり〕
 〔始め名好に在りて名好支廳と云ひしを大正二年六月久春内に移し久春内支廳に改め更に大正七年六月泊居支廳と改稱せり〕
 〔大正十一年十月鶴城支廳設置せられたるが大正十三年二月之を廢し出張所とせり〕

樺太廳官制

第一條 樺太ニ樺太廳ヲ置ク

第二條 樺太廳ニ左ノ職員ヲ置ク

長官	專任	一人	勅任
部長	專任	三人	奏任
事務官	專任	六人	奏任
視學官	專任	一人	奏任
社會教育官	專任	一人	奏任
支廳長	專任	七人	奏任
警視	專任	三人	奏任

技師	專任	五人	奏任
屬	專任	百十九人	判任
視學	專任	八人	判任
警部	專任	十五人	判任
技手	專任	四十人	判任
通譯	專任	一人	判任
警部補	專任	二十三人	判任

第三條 長官ハ拓務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ管理ス但シ郵便、電信及電話ニ關スル事務ニ付テハ逓信大臣、貨幣銀行及關稅ニ關スル事務ニ付テハ大藏大臣、度量衡及計量ニ關スル事務ニ就テハ商工大臣ノ監督ヲ承ク

第四條 長官ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ廳令ヲ發シ之ニ三月以下ノ懲役若ハ禁錮、拘留、百圓以下ノ罰金又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第五條 長官ハ非常急變ノ場合ニ臨ミ兵力ヲ要シ又ハ警護ノ爲兵備ヲ要スルトキハ師團長ニ移牒シテ出兵ヲ請フコトヲ得

第六條 長官ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ高等官ノ功過ハ拓務大臣ニ具狀シ判任官以下ノ進退ハ之ヲ行フ

第七條 長官ハ所部ノ高等官ノ懲戒ヲ拓務大臣ニ具狀シ判任官以下ノ懲戒ハ之ヲ行フ

第八條 長官所轄官廳ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ、公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルト

キハ其ノ命令又ハ處分ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第九條 長官事故アルトキハ官等ノ順序ニ從ヒ部長其ノ職務ヲ代理ス

長官及部長共ニ事故アルトキハ拓務大臣ニ於テ他ノ高等官ノ一人ヲシテ長官ノ職務ヲ代理セシム

長官ハ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第十條 長官ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ所轄官廳ニ委任スルコトヲ得

第十一條 樺太廳ニ長官官房及左ノ三部ヲ置ク

内務部 農林部 警察部

長官官房及各部ノ事務分掌ハ長官之ヲ定ム

第十二條 樺太廳管内須要ノ地ニ樺太廳支廳ヲ置ク其ノ名稱、位置及管轄區域ハ拓務大臣ノ認可ヲ經テ長官之ヲ定ム

第十三條 部長ハ長官ノ命ヲ承ケ所部ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第十四條 警察部長ハ事務ノ執行ニ關シ長官ノ命ヲ承ケ警視、警部、警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第十五條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス

第十五條ノ二 視學官ハ上官ノ命ヲ承ケ學事ニ關スル視察及事務ヲ掌ル

第十五條ノ三 社會教育官ハ上官ノ命ヲ承ケ社會教育ニ關スル指導監督及事務ヲ掌ル

第十六條 支廳長ハ長官ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第十七條 支廳長ハ法律命令ニ依リ又ハ長官ヨリ委任セラレタル事件ニ付支廳令ヲ發スルコトヲ得

第十八條 支廳長事故アルトキハ其ノ廳勤務ノ上席屬其ノ職務ヲ代理ス

第十九條 支廳長ハ其ノ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第十九條ノ二 警視ハ上官ノ命ヲ承ケ警察及衛生ニ關スル事務ヲ掌リ部下ノ警部、警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第二十條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第二十二條 屬ハ上官ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第二十二條 視學ハ上官ノ指揮ヲ承ケ學事ニ關スル視察及事務ニ従事ス

第二十三條 警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生ノ事務ニ従事シ部下ノ警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第二十四條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第二十五條 通譯ハ上官ノ指揮ヲ承ケ通譯ニ従事ス

第二十六條 (削) (除)

第二十七條 (削) (除)

第二十八條 警部補ハ上官ノ指揮ヲ受ケ警察及衛生ノ事務ニ從事シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス

第二十九條 長官ハ支廳ノ事務ヲ分掌セシムル爲支廳出張所ヲ置クコトヲ得其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム

第三十條 支廳出張所長ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第三十一條 樺太廳管内須要ノ地ニ警察署ヲ置ク其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム

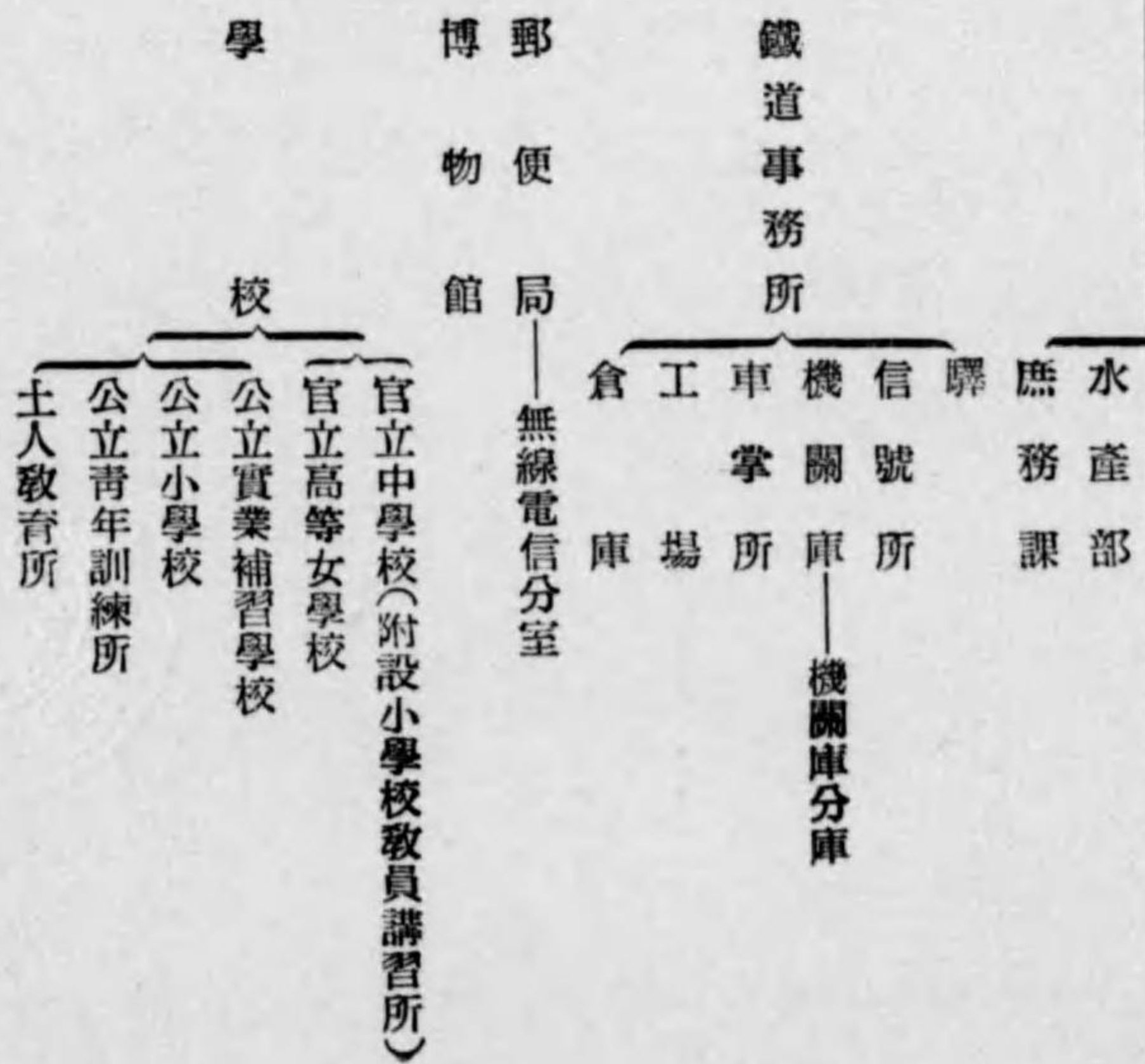
第三十二條 警察署長ハ警視又ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ但シ地方ノ狀況ニ依リ警部補ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

警察署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ部内ノ警察及衛生ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

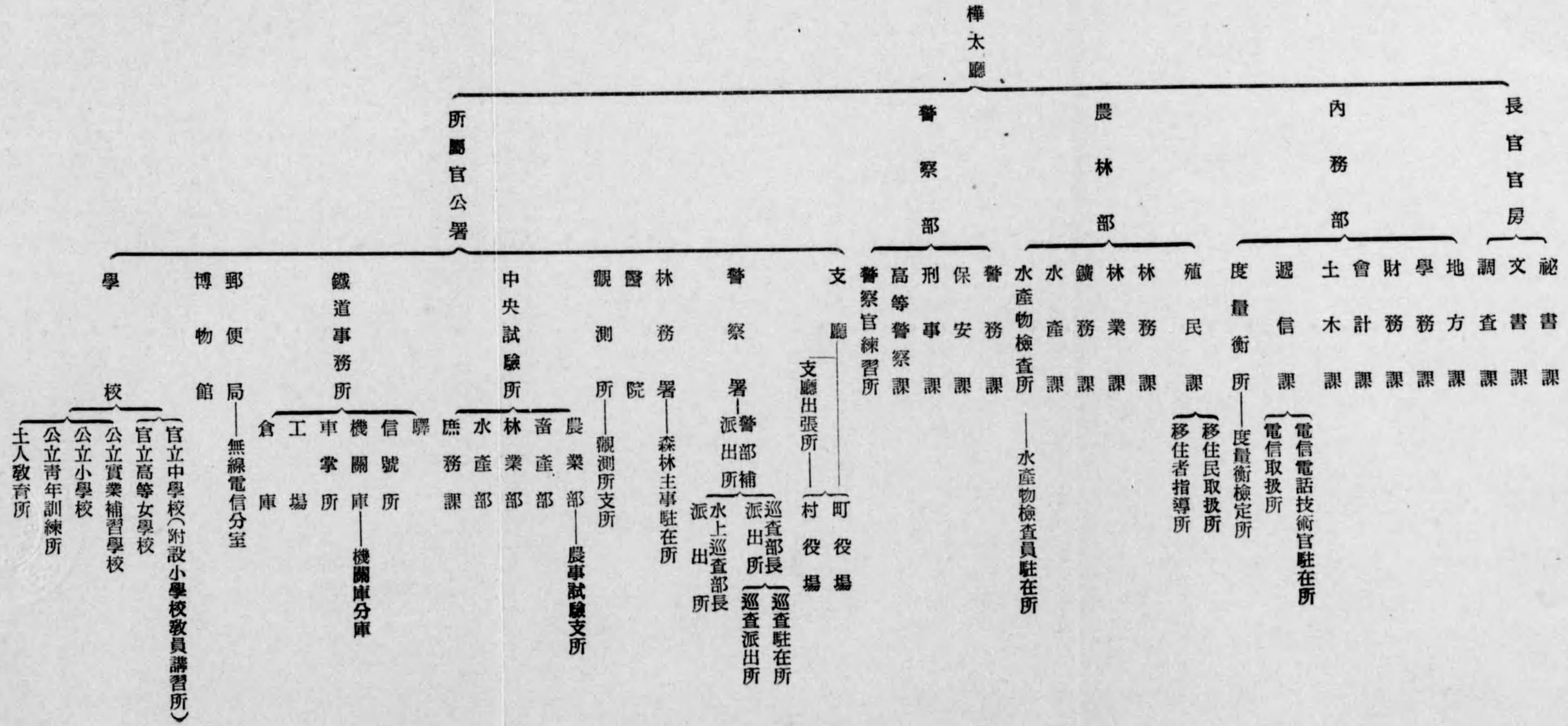
第三十三條 樺太廳ニ巡查ヲ置ク判任官ノ待遇トス

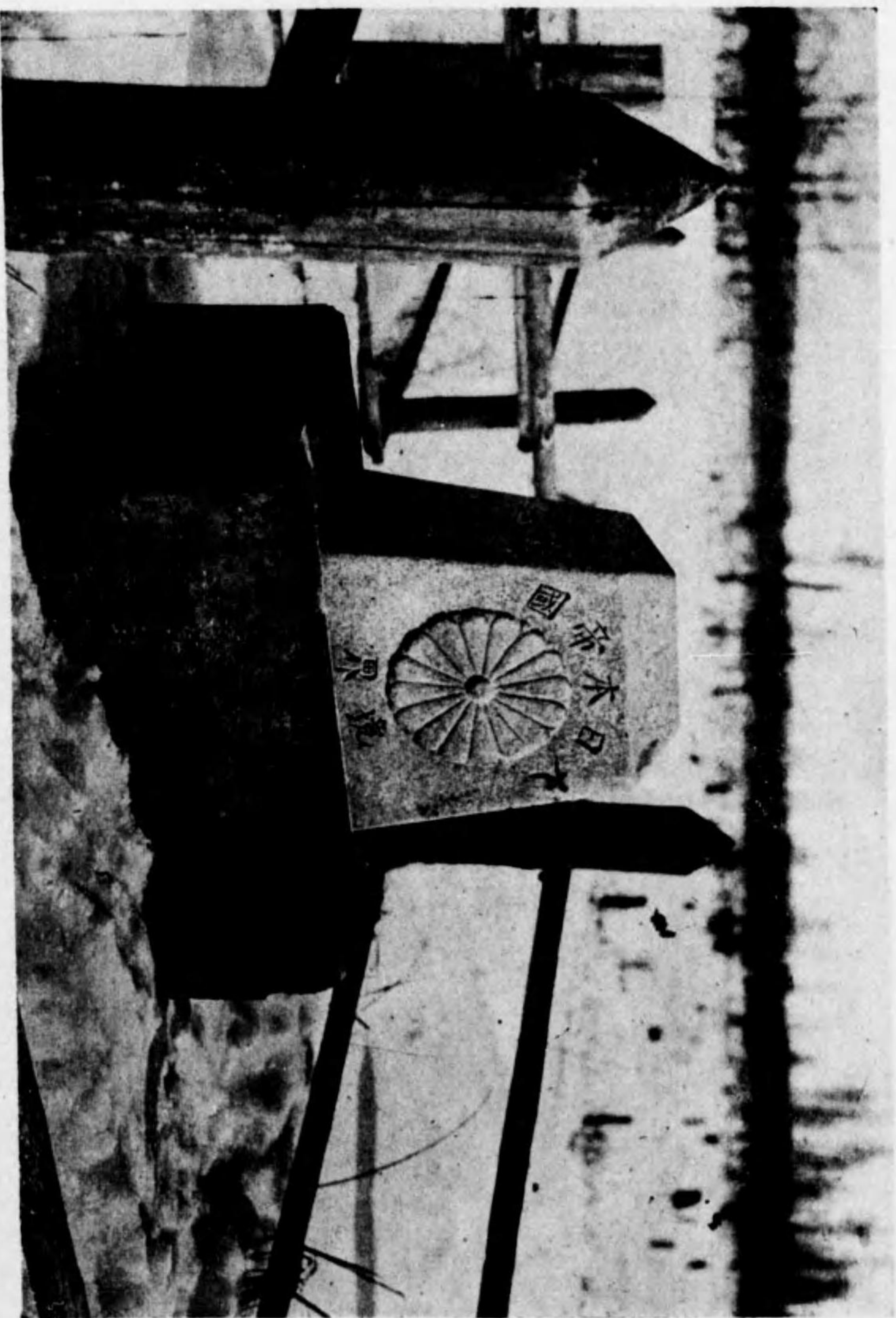
巡查ニ關スル規定ハ別ニ定ムル所ニ依ル

所屬官公署



樺太廳及所屬官公署を表示すれば左の如し





國 境 標

第二章 地誌

第一節 位置及面積

樺太はオホツク海と日本海との間に介在して南北に延び、西は間宮海峡を隔て、沿海洲に對し、南端西能登呂岬は北緯四十五度五十四分に位し、峽間約四十三軒の宗谷海峡を隔て、北海道宗谷岬と相應す、北部は北緯五十度を以て露領樺太と境し、延長四五・六軒、幅員二七軒乃至一五七軒、其の面積三六、〇九〇・三方軒にして臺灣より稍大なり。

第二節 地勢

樺太は地貌及地質に由り之を東部山地帯、中央低地帯及西部山地帯の三地帯に區分するを得べし。
西部山地帯 西部山地帯の脊梁を成せる山脈は所謂西樺太山脈にして、概ね南北に延び平頂を有し幾條の深谷を以て南北に連続す。本山脈は五十度以南に在りては四十九度半附近に於て屹然最高峰（敷香岳）を爲し海拔約千二百米餘に達す。四十八度以南に至るや漸次低下し、最狭部たる眞縫、久春内附近に於て最も低しと雖南下して再び野田寒岳、留多加山等の高峰を爲せり。本山脈の東西兩側には丘陵性の臺地蜿蜒

嶮として起伏し、西海岸鶴城地方及登帆より真縫に至る東海岸に於ては是等丘陵性山地を貫きて迸出せる火山岩より成れる高峰南北に併立して直ちに海に臨めり。

東部山地帯 東部山地帯は多來加灣頭より榮濱に至る間海中に没し南北に二分せらる。北部は東北山脈と稱し五十度附近に於て幅廣く海拔六百六米に達する所あり。西南は多來加湖の北方に於て絶え、東南は船越に於て没し、再起して一連の山丘は北知床半島と爲り遠く南方に突出す。本地帯の南半は海拔千四十五米の鈴谷岳を有する鈴谷山脈其の脊梁と爲り、南は楠溪高原と爲り、東南は富内、池邊漕等の諸湖を湛えたる遠淵低地を以て一度斷絶し、再び中知床半島を起して海拔約六百六米に達する山地となりて南走し中知床岬に至りて海中に没す。

中央低地帯 中央低地帯は東側に於ける東部山地帯の中絶するや、幌内川口附近より榮濱附近迄の間は海面下に没し爲めに南北二帯に分たる。北中央低地帯はツイミ、幌内兩河の流域にして其の長さ約二百八十軒、五十度以南邦領に屬する部分は長さ約百十二軒幅約二十軒乃至三十二軒とす。其の大部分は所謂ツンドラと稱する一種の低濕地にして、厚層の泥炭上に厚き蘚苔類密生し、倭少なる落葉松點々疎生するのみにして、沼澤外き塔段的平地なり。然れども幌内川及其の支流の兩岸には柳、どろ、椴松、蝦夷松及落葉松等叢生し、或は塔段的平地の乾燥する部分に於ては往々白樺の純林を見る。斯の如く幌内川の兩側に展開するツンドラは寂漠荒茫たる濕地なりと雖、其の地方に住するオロツコ及ニクブンに對して馴鹿の好放牧地なり。南中央低地帯は榮濱附近より鈴谷川口附近に至る約八十八軒に亘れる平野にして、北中央低

地帯に於けるが如き泥炭の厚層なく、土地豊饒にして農牧に適し、良好なる部分は既に之を開墾して幾多の農村處々に發達せり。

河川 河川の主なるものは概ね南流又は北流す。東海岸に注ぐものに幌内川、知取川、内淵川、亞庭灣に注ぐものに鈴谷川、留多加川、西海岸に注ぐものに北名好川、惠須取川、名寄川、泊居川、野田川、権内川等あり。

湖沼 西部山地帯の東側には多來加湖、白鳥湖、富内湖、遠淵湖、和愛湖等ありて、西側には來知志湖あり。

第三節 地質

邦領樺太を構成する地質及岩石は左の如し。

水成岩

御 荷 鈔 統 角閃岩、綠泥片岩、輝岩、珪岩、絹雲母片岩、紅簾片岩等

一、古 生 界 秩父系、珪岩、硬砂岩、粘板岩、疊岩、石灰岩、輝岩、輝綠凝灰岩等

二、中 生 界 白堊系、砂岩、頁岩、疊岩、泥灰岩等

三、近 生 界 第三系、砂岩、頁岩、疊岩、凝灰岩等

第四系、砂、礫、粘土、泥炭等

火成岩

深成岩、花崗岩、閃綠岩、斑禰岩等

迸出岩、安山岩、玄武岩、流紋岩及アルカリ岩等

以上は時代別に列挙せる岩類の代表的のものゝみなり。

東部山地帯 東部山地帯を構成する岩石は主として結晶片岩類及古生界の岩石にして、東北山脈は主として古生界の岩石と結晶片岩類より成り、鈴谷山脈は殆んど全く結晶片岩類より成り、中知床山地は古生界の岩石及花崗岩其の大部分を構成し北端に中生界白堊系の砂岩及頁岩あり。

西部山地帯 西部山地帯を構成せる岩類は白堊系及其以後の岩石なり。西部山地帯の脊梁を爲す山脈を構成せる岩石は主として白堊系に屬し南北に長く連亘す。是より西方は漸次高さを減じ臺地的地形となり此の臺地を構成するものは第三系の岩石にして廣大なる石炭層及石油層も亦本層中に胚胎せらる。而して此の臺地帯には處々に火山岩の迸出せるありて地形の單調を破れり。

中央低地帯 中央低地帯を構成するものは主として第四系なり。北中央低地帯には幌内川畔に點々存在する安山岩の外堅硬なる岩石なく、厚層の泥炭、粘土及砂礫等より成る。南中央低地帯は主として粘土、砂及礫等より成り泥炭層甚だ薄し。

總括 一種特別なる本島の地形は前記岩石の分布と密接なる關係あるを知るべし。即ち堅硬なる結晶片

岩類、古生界及白堊系の岩石が長く南北に連亘し、永年の削磨作用に耐へて高處を作れる結果地形は主として此等堅硬なる岩石の分布に左右せられ、南北に延亘せる地形を成せるものにして同時に主要河川も亦此等山脈及岩質に左右されて殆んど全部南流或は北流す。

第四節 主要市街地

(戸口は昭和八年末現在)

一、豊原町	戸數	六、四六四戸
	人口	三三、四七四人

樺太廳の所在地にして本島第一の平原たる鈴谷平野の中央に位し、面積六四八方軒規模輪奐壯大にして市區整然たり。政治、文化、交通の中心地にして鐵道東海岸線は此の地を過ぎて東海岸榮濱に至り、東西兩岸を連結すべき豊眞線の通ぜらるゝに及び島内交通の樞軸を占む。

露領時代ウラジミロフカと稱せし舊市街は町の北端に位し今尙露人式家屋(丸太造)を存し當時を偲ぶものあり。東郊の勝地旭ヶ丘は土地高潤眺望絶佳鈴谷平野を一時に聚め官幣大社樺太神社をはじめ東洋一の稱ある樺太シャンツェ、華麗にして設備全き大ヒユツテ等あり。

各種の機關概ね此の地に置かれ樺太廳を初めとし豊原支廳、豊原警察署、鐵道事務所、豊原林務署、豊原醫院、豊原中學校、豊原高等女學校、豊原郵便局、私立藤川實踐女學校、樺太廳博物館、樺太教育會圖書館、樺太地方裁判所、豊原區裁判所、豊原憲兵分隊、札幌刑務所樺太支所、函館地方專賣局樺太出張所、

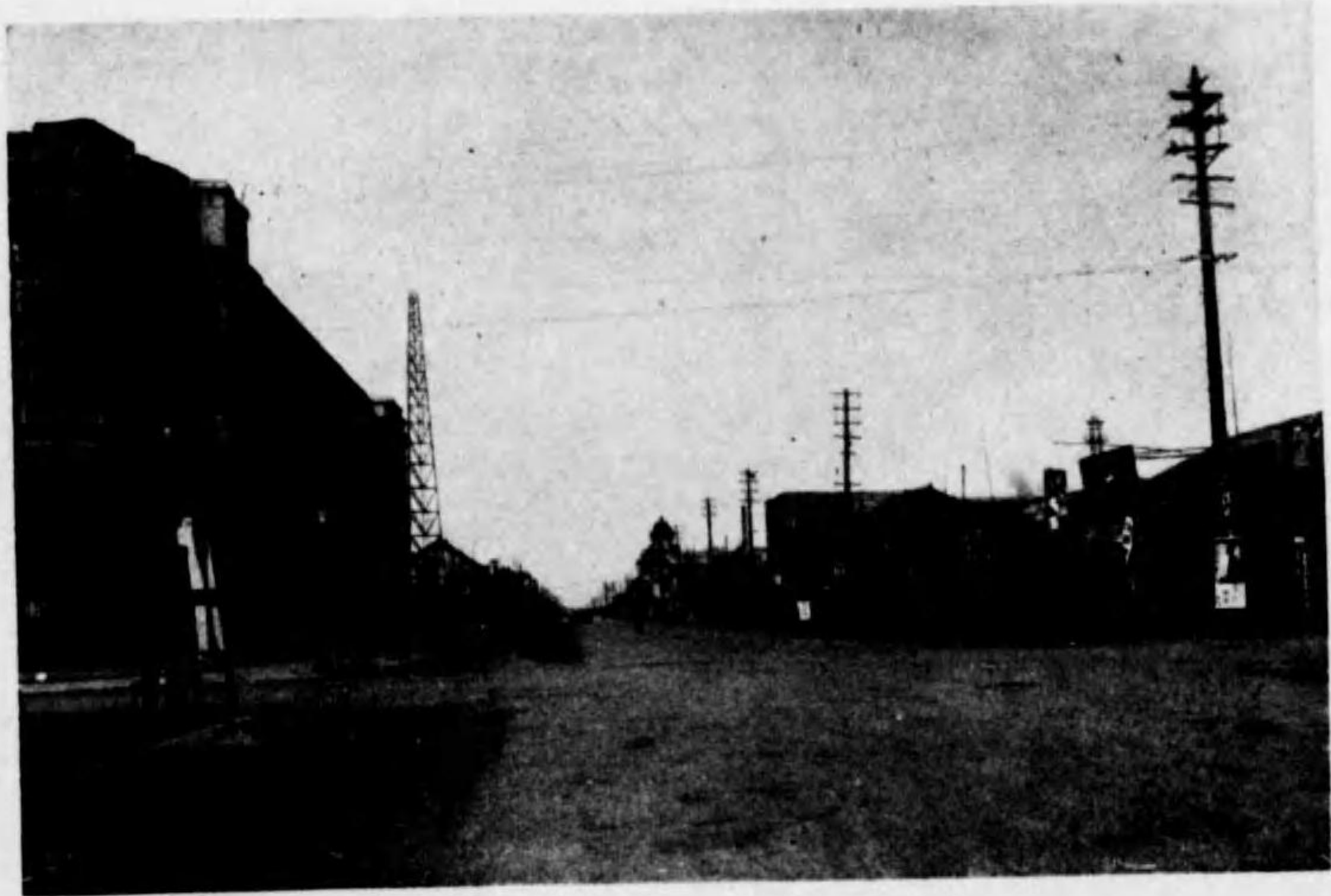
臨時中央氣象臺地磁氣觀測所支所、日本基督教會、日本メソヂスト教會、天主教會、縣社豊原神社、東西本願寺、豊原町役場、樺太慈惠院、恩賜財團人事相談所、豊原商工會議所、北海道拓殖銀行豊原支店、王子製紙株式會社豊原工場、樺太電氣株式會社、樺太製藥株式會社其の他新聞社、銀行、會社、工場等あり。道路四通八達、電信、電話、電燈、上下水道等文明の設備整へり。

二、大泊町

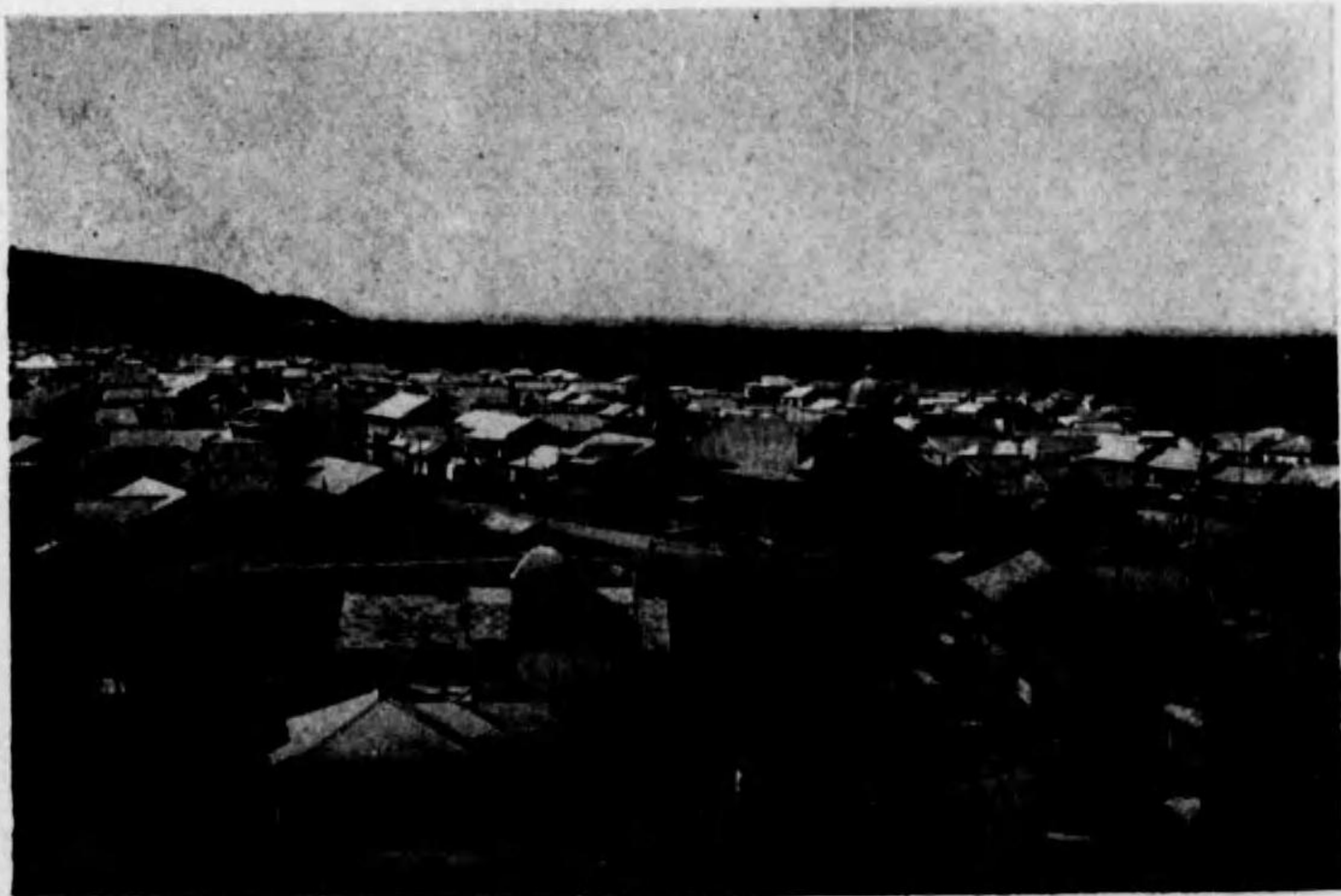
戸數 五、八六二戸
人口 三〇、五六一人

亞庭灣の北澳東伏見灣の東岸に位する開港場にして内外の船舶輻輳す。樺太廳鐵道東海岸線の起點にして内地連絡及島内交通の要地を占め、交通頗る頻繁市況殷盛、本島物資の吞吐港にして貨客集散の中心を爲す。元コルサコフ(楠溪町)及ポロアントマリ(榮町)と稱し、露領時代にはコルサコフ郡廳、監獄等ありて南部樺太の首都たり。明治三十八年領有後暫時政治の中心を爲し各官公署の此の地に置かるゝもの多かりしを以て領有の初期に於て急速の發展をなせり。

市街は中央の丘陵を以て自然的に區劃され、北部楠溪町一帯は官署を中心として住宅地帯を爲し、南高地を隔て、榮町及本町一帯は商家櫛比して商業地帯を形成し、船見町は更に南に延びて漁業者及一般労働者を中心とする住居地を成し、海岸地帯は船舶業、運送業、旅館等軒を列ぬ。大正九年築港事業を起し昭和二年度に於て完成し、之と内部の開発と相俟ちて倍々繁盛を加ふ。大泊支廳の外に大泊警察署、大泊林務署、大泊醫院、大泊中學校、大泊高等女學校、樺太廳觀測所、大泊郵便局、同無線電信分室、豊原區裁



街市原豊



街市取須惠

判所大泊出張所、函館税關大泊支署、大泊町役場、大泊商工會議所、北海道拓殖銀行大泊支店、樺太銀行、王子製紙株式會社大泊工場、樺太共同漁業株式會社、東洋養狐場其他新聞社、銀行、會社、工場等多數あり。

三、知取町 戸數 三、八二七戸
人口 一八、八七七人

東海岸の要地にして大正十三年製紙工場の設置以來急激なる發展を遂げ、大正十五年村名東知取村を知取町と改稱するに至れり。昭和二年十一月落合、知取間鐵道開通するや沿線の商工業の發達著しく一層町勢の發展を見るに至れり。尙此の地より敷香に至る鐵道は昭和四年四月着工し昭和五年十一月南新聞開通するに至れり。知取警察署、知取郵便局、知取町役場、知取商工會議所、知取商工補習學校、王子製紙株式會社知取工場、登帆炭鑛株式會社事務所、其他新聞社、會社、工場等あり。

四、惠須取町 戸數 四、〇三七戸
人口 二一、〇四三人

西海岸北部の要地にして、大正十四年製紙工場開設以來急激なる發展を遂げ、物資の集散地にして、昭和三年一月村名惠須取村を惠須取町と改稱するに至れり。附近に豊富なる炭田、林木並に豊饒なる沃野を有し市況殷賑を極む。昭和四年五月火災に罹り其の大半を烏有に歸したるも住民の發奮と當局の機宜を得たる措置とに依り舊に倍する市況を呈するに至れり。惠須取林務署、惠須取警察署、惠須取郵便局、惠須取町役場、王子製紙株式會社惠須取工場其他新聞社、會社、工場等あり。

五、落合町

戸數 三、四六八戸
人口 一七、五六七人

東海岸榮濱の稍南に位し東海岸線沿線の要地にして、樺太鐵道株式會社の經營に係る鐵道は此の地點より起り東海岸を長驅して南新開に至る。元ガルクノウラスコエと稱し十數戸の一寒村に過ぎざりしが大正六年製紙工場の設置せられてより急激なる發展を爲し期年ならずして市街地を形成せり。加之附近に肥沃なる農耕適地と奥地に豊富なる炭田を擁するを以て、之が開發と相俟つて將來益々發展すべし。觀測所支所、落合町役場、王子製紙株式會社落合工場、樺太鐵道株式會社其の他新聞社、會社、工場等あり。

六、敷香町

戸數 三、五八一戸
人口 一七、六六四人

東海岸北部の要地にして幌内川の河口に臨み、樺太鐵道株式會社線の終點驛として豫定せられ奥地木材の伐採事業隆昌と俱に市況殷盛を極め近年著しく發達し、昭和六年一月敷香村を敷香町に改稱するに至れり。附近にはアイヌ、ニクブン、オロツコ、キーリン、サンダー及ヤクト族等の土人住居し農業、漁業及馴鹿の放牧等を營み、アイヌ族以外の子弟は土人教育所に入學して小學校程度の普通教育を受く。敷香支廳 敷香警察署、敷香林務署、觀測所支所、敷香郵便局、町役場、敷香商業補習學校其の他新聞社、銀行、會社等あり。尙目下日本人絹バルブ株式會社工場建築中なるを以て之が完成の暁は町勢更に發展を見るべし。

七、眞岡町

戸數 三、二五七戸
人口 一六、一六一人

元マウカと稱し西海岸の要地を占むる開港場にして、本斗に發せる西海岸線は此の地を経て北方泊居に至り、豊原との間に豊眞街道を通ずるの外、昭和三年九月豊眞線開通に依り豊原を経て大泊及東海岸方面との鐵道連絡の便開け、益々商工業の活潑を來し西海岸に於ける交通經濟の中心となり會社工場等多し。大正十年築港事業を起し昭和二年度竣工せり。眞岡支廳の外眞岡警察署、眞岡林務署、眞岡醫院、觀測所支所、眞岡郵便局、中央試験所宇遠泊農事試験支所、眞岡區裁判所、札幌刑務所眞岡支所、函館稅關眞岡支署、眞岡町役場、眞岡中學校、眞岡高等女學校、眞岡商工會議所、北海道拓殖銀行眞岡支店、樺太銀行眞岡支店、王子製紙株式會社眞岡工場其の他新聞社、會社、工場等あり。

八、泊居町

戸數 二、〇九八戸
人口 一〇、四五九人

西海岸の要地にして泊居支廳の所在地なり。領有當時は僅かに十數戸の一寒村なりしが近海漁業の發達と附近炭礦の採掘、製紙工場の設立等により漸次發展の途上にありしが、大正七年支廳の久春内より此地に移轉してより急激なる發展をなせり、然るに大正十一年十一月火災に罹り其の主要部分を烏有に歸し一時慘憺たる狀況にありしが、住民の發奮と當局の機宜の措置とに依り災前に倍したる市街を建設し面目を改むるに至れり。野田より此の地を経て久春内に至る野久鐵道は大正十四年工事に着手し、昭和五年には此地まで開通せるを以て今後地方の開發と共に益々發展するに至るべし。泊居支廳の外泊居警察署、泊居林務署、泊居郵便局、眞岡區裁判所泊居出張所、泊居町役場、泊居高等女學校、王子製紙株式會社泊居

工場、樺太汽船株式會社、北海道拓植銀行泊居支店其の他新聞社、會社、工場等あり。

九、本斗町

戸數 一、九九四戸
人口 一〇、五九〇人

西海岸南部本島唯一の不凍港にして内樺連絡船の要地を占め、樺太廳鐵道西海岸線及内幌鐵道の起點なり。大正五年築港事業を起し十箇年繼續事業として遂行し昭和元年度に竣工せり。領有當時は僅に十數戸の一寒村に過ぎざりしが、近海魚族の饒多なると林産物、礦産物の豊富なる爲め急激に膨脹發展せり。海岸は暖流を以て洗はれ海水凍結せずして、氣候温和風光亦佳にして、近海漁業盛んに行はれ、附近に林産、礦産豊富なるも開拓未だ完からず。之が開發と相俟つて其の發展は今後に囑せらる。本斗支廳の外本斗警察署、本斗林務署、本斗郵便局、本斗町役場、觀測所支所、北海道拓殖銀行本斗支店、本斗水産補習學校、本斗海陸運輸株式會社其の他新聞社、會社等あり。

十、留多加町

戸數 一、九六七戸
人口 一〇、一六八人

南樺鐵道株式會社の經營に係る鐵道の終點地にして留多加川口に位す。附近一帶は肥沃なる農耕適地にして大豊、豊榮等の殖民地あり。近年農具の改善、土地改良、農産物の加工、副業の奨励等に依り農家生活の向上を計り農産物の集産地となれり。大泊支廳留多加出張所、留多加警察署、留多加林務署、町役場、登記所、郵便局、拓殖銀行支店、農業補習學校、移住者指導所、農業倉庫、畜牛組合其の他銀行、會社、工場等あり。

第五節 氣象

第一款 氣象觀測事業の沿革

邦領前樺太に於て繼續して稍秩序的に氣象觀測の行はれしは一八八一年(明治十四年)以降にして、一八九三年西能登呂岬に、一八九六年眞岡に、一八九八年内路、敷香、東白浦、落合、留多加等に觀測所を配置せり。

越えて明治三十八年南樺太邦領に歸するや、臨時觀測所官制の發布に基き同年十月コルサコフ(大泊)に第十臨時觀測所を設置したり。之本所の始めにして本島氣象觀測の一紀元を劃するに至れり。當初中央氣象臺の所屬なりしが、明治四十年四月樺太廳の開廳と共に同廳所屬となり、觀測を繼承し今日に及べり。

樺太廳觀測所名稱及位置

名稱	地名	東經	北緯	創立年月
樺太廳觀測所	大泊	一四二、四六	四六、三九	明治三十八年十月
敷香支所	敷香	一四三、〇七	四九、一四	同 四十年九月
眞岡支所	眞岡	一四二、〇三	四七、〇三	同 四十年十一月
落合支所	落合	一四二、四七	四七、二〇	同 四十年十一月
本斗支所	本斗	一四一、五二	四六、四〇	大正九年一月
安別支所	安別	一四二、〇九	五〇、〇〇	同 十一年十月

第二款 概 説

本島は日本海とオホーツク海との間に介在し沿岸は寒暖二種の海流に洗はれ、内部は二條の山脈之を縦貫し、近く亞細亞大陸の影響を受くるものあり、氣象は地方によりて種々の狀況を呈せり。

然れども之を概観するに南西沿岸部は暖流に洗はるゝを以て比較的温暖に、北東海岸は寒流の影響を受け寒冷にして中部は山脈に圍まるゝを以て大陸的氣候を呈し寒暑の差甚し。而して世界同緯度の地に比して氣温の低きは、近海に暖流渺なきを其の一因とするも主として亞細亞大陸の影響を受くるによる。近海暖寒兩流の衝突する附近には濃霧を生じ、冬季氣温低下するに至りて止む。冬季は山脈を境とし西海岸は概ね陰曇にして東海岸は霽明なり。

第三款 氣温、風及日照時

氣温 年平均氣温は本斗の四度四分より氣屯の水點下〇度二分の間に在り、最寒なるは一月最暖なるは八月にして温度の急昇するは融雪期其の劇降するは降雪初期なり。各地を通じ冬季は氣温の差甚だ大なれども夏季は小なり、内部地方は海岸地方に比すれば寒暖の度甚し、西海岸は暖流の影響を受け同緯度の東海岸に比し各季節を通じて高温を示し、本斗、安別は大泊、敷香に比し一度餘の差あり。盛夏七、八月の候内部及北東部は南西の暖風に誘はれ三十度を越ゆること尠からず。

風 平均風向は各地皆風癖を有し一定せざるも、概括すれば四月乃至九月の六箇月は南風にして、其他の六箇月は北風なり。其の北風より南風に變ずるは各地とも其の期を一にするも、南風より北風に轉ずるは各地多少の遅速あり。而して西海岸南部に於ては南北風共に東に偏すれども、内部は西に偏し、多來加灣北岸に於ては五月乃至七月の三箇月は東に偏し、其他は西に偏す、是れ海陸風の發達著しきによるものなり。最多風向を視れば整然たる區別あるは敷香にして、大泊に比すれば南風の期間稍々長し。之れ秋季に於て黒龍江下流に發現する低氣壓の往來頻繁なるに由るものにして、東海岸北部の比較的温暖なる一因も亦之に由るもの、如し。

日照時 昭和八年に於ける年總計は敷香の一九〇〇時間より本斗の一三八三時間の間にありて、多照なるは春季にして北部は約二〇〇時南部は一九〇時内外を示し、十二月最も寡照にして北東海岸敷香地方にて一二〇時間の多照を示すと雖西海岸は五〇時に達せず、蓋し冬季裏日本通有の陰曇なる天候に起因す。

第四款 湿度、降水及霜雪

湿度 平均湿度は夏季に高く春季に低し。各地を通じて月平均九十%に上ることあるも七十%に降ることなく、多來加灣沿海の如きは平均八十二%に上り、最乾なる月に於ても七十五%を降らす本邦中殊に多濕の地とす。然れども春秋兩季に於ては最も能く乾燥し日平均三十%以下に降ること珍しとせず、沿海地に於ても往々二十%内外に降ることあり。本島は既記の如く對比湿度甚だ高く概ね濕り勝なるも、絶對濕

度は甚だ低きが故に殊に乾燥し易く、一日中の變化は其差二十%内外に上り、曇天又は雨天の場合は飽和状態にあるも霽るれば忽ちにして乾燥し四、五十%の變化を呈するが如きは敢て珍らしからず。

降水 降水量は一般に夏秋の候に多くして冬春の交に少く、月量多きも二百八十耗に止り少きは十耗に充たず。内部は沿海地に比し多きも尙年量九百耗を出でず本邦中最寡雨地の一として南滿洲に次ぎ北見沿岸と略相等し。最大日量は其の五十耗を越ゆること少からざるも、百耗を越ゆることは甚だ稀なり。

降雨日数は南部に於て秋冬の交に多く夏季に少きも北東部は之に反す。而して西海岸南部に於ては略々山陰地方に等しく一年の總日数は約二百日に達し、東海岸北部は關東地方と大差なく百五十日に過ぎず。

霜雪 結霜は九月中旬内部に始まり、十月初旬に至りて全島に普き、五月下旬に至りて終を告ぐ。然れども内部に於ては間々六月下旬に亘ることあり、其の中間日数は内部及北東部に於ては二百五十日内外にして西海岸南部は二百三十日内外なるも、内部に於ては往々二百七十日を越ゆることあり。

雪は北部は早く概ね十月下旬に現はるゝも、南部に於ては同月初旬鈴谷連山に冠雪することあるも平地の初雪は概ね十月下旬なり。終雪は各地とも五月中下旬の交にあるも、大正二年及昭和六年には南部地方に六月中降雪を見たり、斯の如き晩雪は又稀有のことに屬す。而して各地とも十一月下旬乃至十二月初旬には既に根雪となり、通常南西部は四月上旬、内部及北東部は同月下旬に於て融雪を見る。

第五款 海霧及海水

海霧 本島沿岸に於ける海霧の發生は三月乃至十月に亘り、其の最盛期は六月乃至八月の三箇月なり。其の他の期間に於ては甚だ稀にして且つ概ね淡霧なり。

之が發生は暖寒兩海流の衝突に由るが故に、其の交流の最も著しき北知床岬、中知床岬及西能登呂岬附近は殊に多く、是等岬角を離るれば頓に減少するものゝ如し。海豹島及西能登呂岬に於ける夏季三箇月の海霧總日数は五、六十日に上り、濃霧日数のみを算するも四、五十日に及び、本邦に於て最も多霧なる根室及檮裳岬附近に比すれば約旬日少きも朝鮮西岸よりは稍多し。其の發生の時刻は各地とも大差なく、午前のものは約六割を占め午後のは約四割に充たず。連続時數に就て見れば往々斷續四、五十時間に亘ることあるも、總じて十時間以上に及ぶものは總回數の二割に上らず多くは五時間以内にして止む。

海水 本島は冬季殊に低温にして海水温も亦氷點以下に降り沿海は概ね結氷し、春季に至りては流水を見る。唯眞岡以南四、五十沖間は著しき結氷なきも、宗仁岬附近までは西能登呂岬を遶りたる氷塊の流着すること珍しからず、海水の凍結は主に河口附近に始まり、流出結合して寒威の増進するに従ひ遂に沿岸に膠着して流動せざるに至る。然れども卓越風の向背消長に由りて著しき移動あり、殊に其の盛期に於ても一度暴風の襲來することあらんか忽ちにして潰裂流出し、風風けば再び聚着し春暖の候に至りて流出融解す。結氷期間を概括すれば左の如し。

東海岸 敷香沿岸 十二月下旬乃至三月下旬

榮濱沿岸 十二月下旬乃至四月下旬

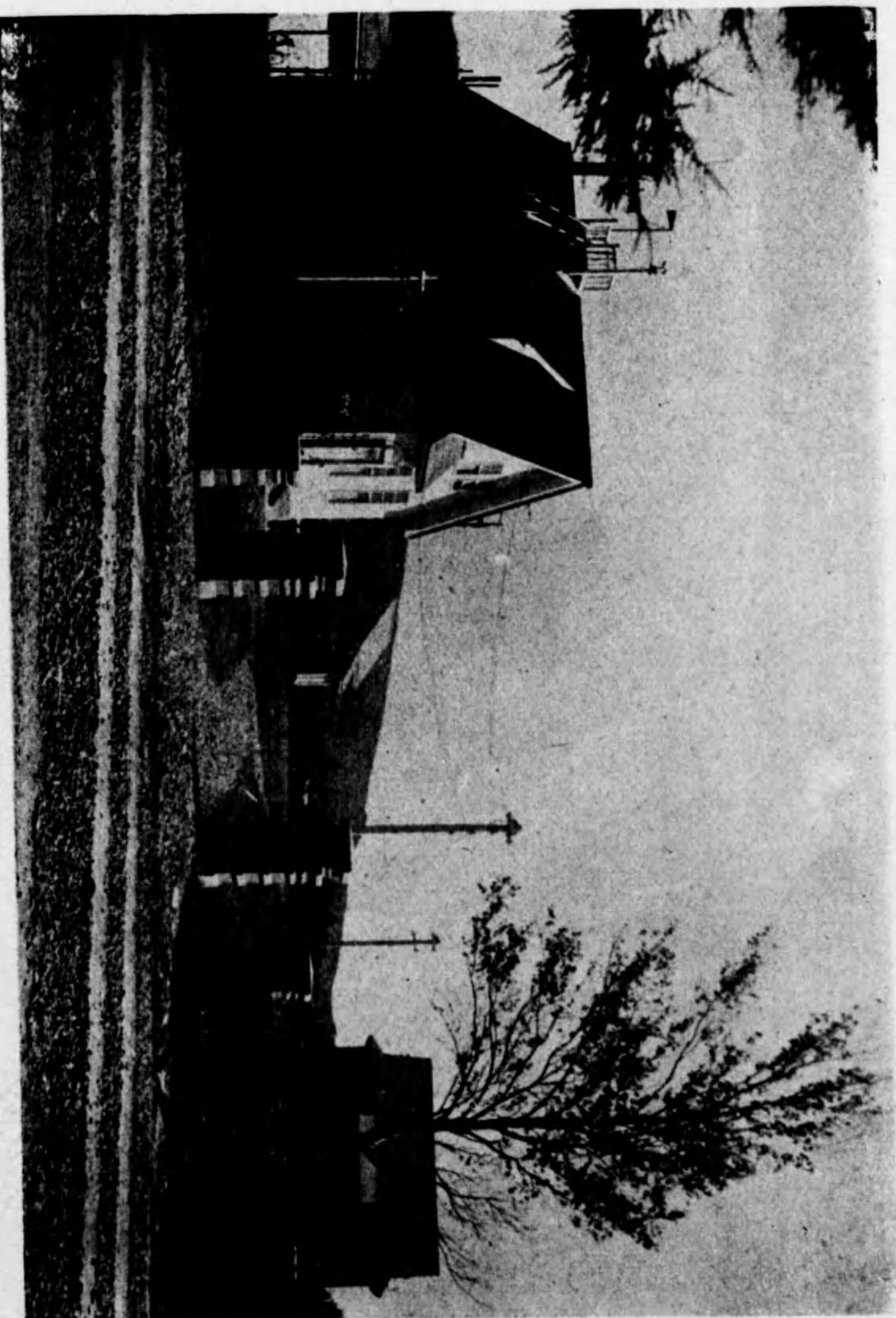
地誌

亞庭灣	大泊沿岸	一月中旬乃至三月中旬
西海岸	安別沿岸	一月上旬乃至三月中旬
真岡沿岸		一月下旬乃至二月下旬

第六節 地磁氣觀測

西曆一八八二年八月一日より同一八八三年九月一日に亘り英、米、獨、佛、露等十二箇國協同して地磁氣・極光、氣象等の觀測をなすため北極地に十二隊、南極地に二隊の學術探險隊を送りたることありき。偶々一九三二年より一九三三年に亘る一箇年はこれより五十年目に當るを以て、これを記念するため各國協同して第二回の極地探險を企つるは最も時機に適したるの故を以て國際氣象委員會の議に上り、一九三二年八月一日より一九三三年八月三十一日までを第二極年とし地磁氣、極光、地電流、電波、空中電氣の外海上、山頂、高層、地上の氣象の觀測をなす事を決議せり。依て我が國に於てもこれに参加し、中央氣象臺及支臺竝に附屬測候所に於ては地上に於ける觀測の他に測風、氣球の二點觀測をなし、富士山頂にては氣象の觀測をなし、樺太豊原にては地磁氣・空中電氣、地電流の觀測をなし、附屬栢岡地磁氣觀測所に於ても亦此舉に参加することとなりたり。

これがため昭和七年七月樺太豊原町に中央氣象臺臨時豊原地磁氣觀測所を設置せらる。其の位置は東經



中央氣象臺臨時豊原地磁氣觀測所

一四二度四五分、北緯四六度五八分なり。同年八月一日より地磁氣、地電流、空中電氣等の連續觀測を開始せり。特殊の國際協調を行ふべき期間は昭和八年八月三十一日を以て終了せるも尙當所に於ける觀測は當分の中その儘繼續することとなりたり。今昭和八年中の地磁氣三要素の平均値を示せば左の如し。

偏角	西八度五十六分八
水平分力	二五〇三四ガンマ
鉛直分力	四四五九二ガンマ

第七節 戸口

靜態 昭和八年末現在人口は總數三〇〇、二九八人にして中内地人二九三、一六八人、朝鮮人五、〇四三人、土人一、八三七人、外國人二五〇人なり。

之を領有當初明治三十九年末人口一二、三六一人に比すれば二八七、九三七人の増加にして實に約二・四・三倍に達す。

人口累年比較

明治四十年	戸數	五、二八
	人口	三〇、四六九
地誌	男	一三、四六八
	女	八、〇一一
		三三三

昭 和 八 年	昭 和 七 年	昭 和 六 年	昭 和 元 年	大 正 十 一 年	大 正 六 年	大 正 元 年
五九、〇六四	五七、九〇二	五七、三三二	四一、二四五	三三、四五四	一六、〇八九	九、八七一
一六七、〇二四	一六四、三〇四	一六一、七六七	一七、二六九	七〇、三五四	四一、八七九	三三、九〇三
一三三、二七四	一三二、八六八	一二五、六一〇	八六、三〇四	四九、八六八	三三、一〇〇	一八、三三五
三〇〇、二九八	二九三、一七三	二八七、三三七	二〇三、七三三	一一〇、三三三	七三、九七九	四三、三三八

支應別人口 昭和八年末現在人口を支應別に示せば左の如し。

豊 大 本 眞 泊 元 數 計	面 積	戸 數	人		計	一 方 料 ニ 付 口
			男	女		
四、七五〇・五	一二、九二九	三五、三三三	二九、八八八	六五、三〇一	一三、七	
四、八四二・九	一三、三七〇	三七、七八七	三二、六三一	六九、四一八	一四、三三	
一、五五六・六	三、八〇八	一〇、五八	九、一六二	一九、六八〇	一三、五六	
二、四九〇・二	八、一八五	二二、九八	一九、三二七	四一、二四五	一六、五六	
六、九三二・八	九、九二二	二八、八〇六	二二、三三九	五〇、二二五	七、三六	
三、二〇〇・九	五、三九〇	一五、四三七	一一、二六三	二六、七二〇	八、五六	
一三、四六・五	五、四六一	一七、二二五	一〇、六九四	二七、九〇九	二、二五	
三六、〇九〇・三	五九、〇六四	一六七、〇二四	一三三、二七四	三〇〇、二九八	八、三三	

昭和八年末現在種族別戸口左の如し

種 別	戸 數	人		計
		男	女	
内 地 人	五七、三五五	一六三、五九二	一三〇、七六	二九三、一六八
朝 鮮 人	一、二〇一	三、三五四	一、六八九	五、〇四三
ア オ ニ キ サ ヤ	三三九	一七七	一六一	一、三五四
イ ヌ コ ツ ア ッ ン ン	六三	一七	一六	三三
ロ ク ク リ ダ ツ ン ン	二七	六	五	一一
ク ン ク ン ン	一	一	二	三
計	四二五	九三二	九〇五	一、八三七
波 蘭 人	三六	九	七	一六
中 華 民 國 人	四三	八二	九三	一七五
露 西 亞 人	二	二	一	三
獨 逸 人	八三	一四六	一〇四	二五〇
總 計	五九、〇六四	一六七、〇二四	一三三、二七四	三〇〇、二九八

本島に於ける國勢調査は第一回大正九年、第二回昭和五年各十月一日現在に依りて行はれ、中間大正十四年十月一日簡易調査施行せられたり。各調査に於ける人口を對比すれば左の如し。

年次	男	女	計	増	増加割合
大正九年	三三、三七	四三、五七	一〇五、八九		
大正十四年	三三、三九	八二、三五	三〇五、七四	九七、八五	九三、四〇%
昭和五年	一六、三三	二六、六四	三九五、九六	九二、四四	四四、八八%

即ち後期自大正十四年至昭和五年に於ては増加割合著しく減じ、一年平均増加率は前期一三・九八%に對し後期七・七〇%を示せり。尙兩期を通じたる十年間に於ける人口増加は一八九、二九七人（一七八・七五%）にして一年平均増加率は一〇・八〇%なり。

第三章 交通通信

第一節 交通

第一款 道路

露領時代に於ける道路施設は殆んど原始状態に在りて、所在の森林を伐開して小徑を通じ僅に通行せる有様にして、道路として稍見るべきものは大泊より豊原を経て東海岸を北上し、内路より北樺太オノールを経てアレキサンドロフスクに至る幹線道路及二、三小路の通ずるものありたるに過ぎず。然れども其の構造粗悪にして且つ幹線道路と雖其の大半は荒廢し、降雨の際は交通全く杜絶する状態にして、之が施設改善に關しては創始的努力を要せり。

拓殖の業進み人口増加して各種事業の勃興するに従ひ道路の普及は倍々緊要となれるを以て、年々新道を開鑿すると共に舊道を修築して其の普及發達を計り、道路網の實現を期し居れり。

本島は地形上道路の設定は勢ひ海岸線に依らざるを得ず、従つて幹線道路の配置は東西南海岸の縦貫線と之を連結する横斷線に分つ。本島の路線は右幹線の外官公署所在地、樞要都邑等を連絡する爲め幹線より分岐せる路線及農村殖民部落を連絡する農耕道路より成り、現在主要道路の延長四、〇四一・〇八杆に

達す。

一、東部縦貫幹線（大泊國境線）

大泊を起點とし豊原、落合を過ぎ東海岸榮濱に出で海に沿ひて北上し、白浦、元泊及内路を経て國境に至る。而して更に北走すれば露領オノールより遠くアレキサンドロフスクに達す。大泊國境間延長四四三・五籽、幅員五・五米乃至七・三米全線車馬を通じ、大泊、榮濱間及落合、南新間間既設鐵道と相俟て貨客の集散に益し交通至便なり。殊に大泊、榮濱間の道路は昭和四年度改良工事を施し道路幅員を七・三米（落合、榮濱間五・五米）に擴張し勾配並に曲線を緩和し、砂利敷を爲したる爲自動車運行等に極めて便利となれり。

榮濱より六十七籽餘にして白浦市街に達す。本地點より眞縫を過ぎ近幌市街に至る一區間並に知取以北茶釜、磯牛の間は夫々昭和七年度に於て改良工事に着手し、前者に於ては白浦峠、三浦峠の難所を整理し勾配並に曲線の緩和に努め、後者に於ては海岸沿斷崖の難所を避け新路線を山手に撰定し、共に幅員五・五米に修築の上砂利敷を施行完成せるを以て交通至便となれり。猶樺太鐵道線終點南新間驛、新間市街間連絡道路を通じ、更に昭和八年度に於て泊岸地内古丹岸、茶吳間の迂廻道路を改修し鐵橋架設の上之を海岸寄り高丘地に移し一、九八〇米の短縮を計りたるを以て本驛、内路、國境間及内路より分岐し敷香に至る間（敷香、内路線）は冬季馬構によるの外自動車の運行至便となれり。

本幹線は南樺太に於ける主要道路なるのみならず實に南北樺太を連結する主要幹線にして、國境奥地附

近の産業發展に伴ひ之が利用は將來益々頻繁となるべし。

二、西部縦貫幹線（本斗西能登呂岬線及本斗安別線）

本島の南端西能登呂岬に發し菱舌の嶮を越へ西海岸に沿ひて北上し武意泊、本斗、眞岡、泊居、久春内、鷗城、恵須取及名好を経て國境安別に至り、更に北走すれば遂に亞港に達すべし。延長約五一八籽東部縦貫線と相俟て本島交通の動脈を爲す。本線本斗、名好間四五四・五籽は開鑿既に成り幅員三・六米乃至五・五米車馬を通じ泊居、名好間、眞岡、蘭泊間及本斗、白主間は夏季乗台自動車を運轉し内幌、泊居間の既設鐵道と相俟て交通至便なり。尙本斗、蘭泊間五九籽及久良志、登富津間八籽は昭和六、七、八三箇年度に於て改良工事を施行し車馬の通行容易なり。

三、横 斷 線

豊原・眞岡線 豊原より軍川、中野、逢坂を経て眞岡に至る東西を連絡する重要路線にして延長七二・四籽幅員三米乃至四・五米全線車馬を通じ、特に夏季は自動車を運轉し交通至便にして往來頻繁なり。

眞縫・久春内線 本島の中央最狹部を横斷連絡する重要路線にして眞縫より久春内に至る。昭和六年度に於て工費八萬餘圓を投じ全線の改良工事を施せり。延長二九・八籽、幅員五・五米車馬を通じ、夏季は定期自動車を運轉し貨客輸送に便す。

大豊・遠節線 留多加蘭泊線中の大豊より西部縦貫線中の遠節に通ずるものにして南部横斷道路計畫線中の一なり。昭和八年度より着工して大豊口に於ては舊來の農耕道路十一籽を改良すると共に新に十籽を開

際し、遠節口にては農耕道路六軒を改良し新一〇・四軒を開鑿し、中央約一〇・五軒は昭和九年度に於て開鑿せんとす。幅員五・五米、延長四七・九軒にして竣功の曉は夏季自動車を通じ貨客の輸送に便する所多かるべし。

東西を連絡する横断路線は右の如くなるが本島の地形及其他の實狀に鑑み尙數條の横断線の必要を認め之が計畫を進めつゝあり。

四、其の他の主要線

豊原留多加線 東部縦貫幹線豊原町より分岐し並川、小里を経て留多加町に至る。本道路は豊原、留多加を連絡する重要路線にして、近時兩者の往來頻繁なるに鑑み昭和五年度に於て工費十五萬餘圓を投じ追分、留多加間全線の屈曲勾配の改良、幅員の擴張を施し砂利敷を爲したる爲舊態一新せり。延長三六・六幅員七・三米、車馬の通行容易にして、夏季は乗合自動車の便あり。新場西能登呂岬線、留多加蘭泊と相線俟て經濟、文化の發展と、留多加大殖民地開發に資する所大なり。

新場西能登呂岬線 東部縦貫線新場より分岐して亞庭灣岸に沿ひ西南走し留多加、雨龍を経て西能登呂岬に至る延長一二七・五軒、内新場、留多加間、留多加、雨龍間五五・一軒は昭和五、六年度に於て改良工事を施行し更に七、八年度に於て雨龍、古江間三〇・七軒の開鑿成れり。幅員五・五米乃至七・三米、延長八五・八軒にして全線車馬を通じ、夏季新場、留多加間及留多加、雨龍間は乗合自動車の便あり。南樺鐵道と相俟て交通益々便利となれり。

大泊中知床岬線 大泊より亞庭灣岸に沿ひ東南走し長濱を経て中知床岬に至る。延長百四軒にして其中大泊、長濱間三一・五軒は昭和七年度に於て改良工事を施行し、八年度に於て長濱、彌滿間四八軒の開鑿成りたるを以て車馬の通行自由なり。夏季大泊、長濱間は乗合自動車の便あり。幅員五・五米、延長七九・五軒あり。長濱、彌滿間も近く自動車の運行を見んとし交通益々利便を加ふべし。

大泊富内線 大泊より東北に向ひ喜美内を経て東海岸富内に至る。全線車馬を通じ、富内地方より亞庭灣岸に通ずる主要路線にして交通又頻繁なるを以て昭和六年度全線の改良工事を施せり。延長四六・五軒、幅員五・五米あり。

一方大泊輕便軌道株式會社起業に係る大泊、富内間の軌道は工事着々進捗し大泊、下喜美内間三一・四軒の間は工事既に終り、下喜美内、皆岸間は工事計畫中にして全線の開通を見るも遠きにあらざるべし。**敷香内路線** 本線は内路に於て東部縦貫幹線と別れ東北走して敷香に至る。延長約一八・六軒、幅員五・五米平坦にして夏季は自動車の便ありて交通極めて容易なり。

留多加蘭泊線 西灣内留多加より大豊、二股を経て豊原眞岡線逢坂に出で西海岸蘭泊に至る。延長八一・一軒、幅員三・六米乃至五・五米車馬の通行自由なり。**唐松皆岸線** 豊南、皆岸間二三・九軒幅員五・五米を開鑿して東部縦貫幹線及大泊富内線と相通じ、車馬の交通頻繁なるのみならず夏季は乗合自動車の便あり。

榮濱中知床岬線 本路線中榮濱落帆間は昭和七年度に於て工費二萬圓を以て開鑿を計り、内榮濱、野寒

間二七・七杆及南遠古丹、落帆間八・八杆は夫々幅員二・四米及三・六米を以て造成し、野寒、南遠古丹間三一・一杆は幅員二米の伐開を施行し徒歩に便す。更に南部落帆、富内間中落帆、皆岸間六・二杆は幅員五・五米を以て開鑿成り車馬の交通至便なり。
敷香上敷香線 敷香より中敷香を経て東部縦貫幹線上敷香に至る。延長二二・一杆、幅員五・五米の路線にして昭和六年度開鑿にかゝる。車馬の通行自由なり。
以上の外昭和六年度開鑿に係る榮濱山中線延長一一・五杆、幅員五・五米の道路あり、尙敷香北知床 岬線 遠内北知床岬線等あるも未改修にして徒歩通行し得るに過ぎず。

五、農 耕 道 路

農村内及農村相互間を員通連絡する路線にして、應に於て經營開鑿せる官營道路と、農村に補助を與へて開鑿せしめたる補助道路の二種あり。現在の總延長二、五五五杆に達し地方農村の交通運輸の便に資する所尠からず。

第二款 鐵 道

本島には領有當時未だ鐵道の敷設なく、軍政時代に軍需品輸送の爲め陸軍鐵道大隊が咄嗟の間に敷設したる大泊、豊原間の輕便鐵道を以て嚆矢とす。軍政廢止後樺太廳に於て之を繼承し、爾來之に改善を加ふると共に新線を計畫し、且つ大正十二年五月鐵道省と連帶運輸の開始を見るに至りたるを以て、運輸機關

の面目一新するに至れり。現在營業線路延長樺太廳鐵道三四二・九杆其の他地方鐵道營業線路延長二三七・五杆合計五八〇・四杆なり。

一、國 有 鐵 道

營 業 線 路

東海岸線 大泊港—榮 濱 間

川上線 小 沼—川上炭山間

豊眞線 豊 原—手 井 間

西海岸線 本 斗—泊 居 間

東海岸線 本線は我が陸軍鐵道大隊が明治三十九年九月より僅々六十日間を以て急設したる楠溪町、豊原間の軍用輕便鐵道に始まる。當初線路は屈曲急勾配多く十八封度軌條を用ひ、軌間六一種獨逸双合式重量十五噸の機關車及積載量僅か二十五噸の無蓋貨車のみにして軍需品を輸送するに過ぎざりしが、明治四十年四月軍政廢止と共に樺太廳に移管、同年八月より一般營業を開始せり。翌明治四十一年四月大泊、楠溪町間を延長せるが越えて明治四十三年十一月全線を軌間一米〇六七にする改築工事竣工し、茲に始めて普通鐵道としての形態を整へたり。翌明治四十四年六月豊原、榮濱間新設工事に着手し同年十二月竣工茲に大泊、榮濱間延長九五・二杆の全通を見たり。而して昭和三年八月三十一日大泊突堤竣工に伴ひ海陸連絡の便を計る爲め大泊港驛を新設し、昭和三年十二月大泊港、大泊驛間一・六杆を開業し、更に當時の大泊

驛は構内狹隘なるを以て現在の清水谷に本驛の移轉を爲したるは同四年十二月にして之が爲〇・二杆の延長を見るに至れり。

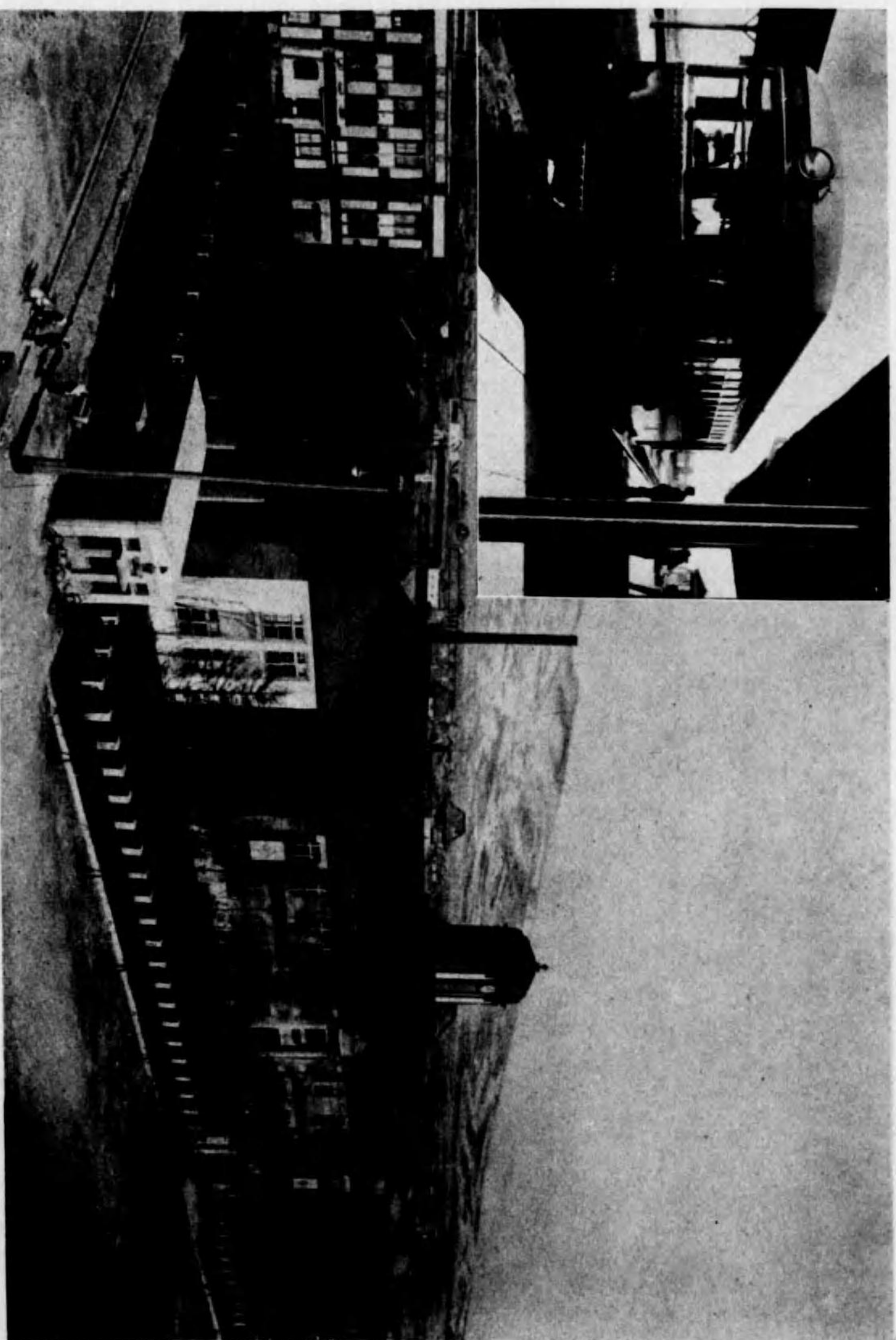
川上線 東海岸線小沼驛より分岐し西北方川上炭山に至るものにして、大正三年四月には小沼、奥川上間一・二・七杆を運轉し同十一年十月に全線二・九杆の開通を見たり。

豊眞線 首都豊原と西海岸の要地眞岡とを連絡す。中間に鬱蒼たる大森林と留多加川流域の豊饒なる殖民地を擁し、拓殖上重要な使命を有す。大正十年十月起工大正十四年十月豊原、鈴谷間九・九杆、大正十五年十一月手井、逢坂間三・二杆の開通を見たり、更に昭和三年九月鈴谷、逢坂間四・七杆を開業し茲に豊眞線の全通となれり。

西海岸線 西海岸南部の要地本斗より眞岡を経て泊居に至る。從來西海岸の交通は海運を主としたるが近時沿岸各地の著しき發展に鑑み大正七年工を起し、大正九年十月本斗、眞岡間四七・三杆營業開始し、大正十一年十一月眞岡、野田間四七・六杆、昭和四年十二月眞岡臨港海岸線一・八杆、昭和五年十一月野田、泊居間四二・三杆及本斗海岸線一・三杆何れも營業開始せり。

運輸

營業線 現在營業線杆程、其他 (應 鐵)



一カソリソガ及所務事道鐵廳太樺

線名	營業料程	運轉回数	驛	荷取扱所	所 假停車場
東海岸線	六・九	大泊—豊原間 豊原—榮濱間	一九	二	一
川上線	二・九	豊原—川上炭山間	一	四	一
豊真線	八・八	豊原—北真岡間	〇	一	一
西海岸線	一四・三	本斗—泊居間	四〇	三	一
計	三四・九		四〇	三	二

従業員 現在従業員は一千五百餘名にして庶務、經理等の事務に従事する外運輸、車輛、保線、建設等の各系統に分屬す。而して是等従業員は一軒平均四人六分強に當り、内地其の他に比し配當人員過少なれども銳意能率増進を計り以て之を補ひつゝあり。

運輸成績 拓殖の進展、人口増加及線路の延長等に因り之が利用は逐年増加しつゝあり。殊に大正十二年五月より鐵道省の稚泊連絡、大正十三年十月より北日本汽船株式會社の稚斗連絡、更に大正十五年四月より北日本汽船株式會社及近海郵船株式會社の大泊、真岡と小樽、青森間の航路を經由して樺太鐵道と鐵道省線との連帶運輸開始するに及び、本島内地間を一層近接せしめ更に大正十五年十月南樺鐵道株式會社の南樺線(新場、留多加間一八・六軒)の開通、昭和二年十一月樺太鐵道株式會社の經營に係る樺鐵線(落合、南新間二〇二・五軒)及昭和六年十月内幌炭礦鐵道株式會社線(本斗内幌炭山間一六・四軒)の開通等は本島拓殖に一大利便を與ふると共に日露の經濟的關係を密接ならしむる效果大にして、我樺太鐵道は

是等會社線と連帶運輸の便を計れり。今最近五箇年間の應鐵運輸成績概要を表示すれば左の如し。

年度	種別	鐵道省、社及汽船 會社ヨリ割賦受領				同上拂額及應 線内代引拂額		純收入
		旅客	貨物	收入	收入	收入	收入	
昭和三年度		一、五〇、六八四	六四、七六八	三、五八、八七四	三、五九、五三三	一、五〇、六六八	二、三六、六九一	
昭和四年度		一、八七、四九七	八四、七三三	四、六七、五二八	四、六九、〇三三	一、九四、六四四	二、七二、八九九	
昭和五年度		一、五三、五〇〇	八七、六八三	三、九七、五三三	四、〇三、〇七〇	一、八四、九八八	二、五三、三三三	
昭和六年度		一、五九、三七七	七五、七七七	三、九四、〇四七	三、八五、八〇〇	一、七五、三三五	二、一八、一七二	
昭和七年度		一、四五、〇三〇	六三、三三九	三、七八、三三五	三、五、八七、一八	一、八九、七七八	一、八八、六六三	

主要貨物輸送數量 (單位噸)

年度	種別	米	木材	挽材	薪炭	石炭	砂利	石灰石	牧草	パルプ	洋紙
昭和三年度		一〇、二四一	一九、〇三三	一五、七二〇	三〇、七五八	一八七、三八〇	七五、五九九	二〇、五二二	九、〇四〇	六六、八四四	三三、六六八
昭和四年度		三三、一四七	二四、五二三	一三、三五三	三三、七五五	一八六、九〇〇	一一、八二〇	二五、三三六	七、九九九	六四、九五四	三三、六六九
昭和五年度		二五、五四三	二七、二六六	一〇、四五三	三一、九八三	三三、四七一	五、七九三	二九、四〇一	五、〇九八	七四、九五九	三五、一一四
昭和六年度		三三、四三三	一八、二九四	八、五三二	三三、六三〇	二〇六、七五一	六〇、七六一	三三、二四〇	四、九一八	六三、三三三	三七、七九九
昭和七年度		一五、七三三	一〇〇、〇〇一	六、六八〇	三〇、八三五	一四三、三一一	三六、一六四	一七、二七三	三、〇九八	六三、一五五	三八、二八

運輸收入表 (單位圓)

年度	種別	客車收入	貨車收入	合計
昭和三年度		一、〇三、一六八	一、二九、一五三	二、三六、六六一
昭和四年度		一、三六、六九四	一、四九、五〇一	二、七二、八九六
昭和五年度		一、〇七、四〇七	一、五〇、九六五	二、五三、三七二
昭和六年度		九一、九六九	一、二一、一〇一	二、一八、一七〇
昭和七年度		八二、七二八	一、〇六、九四九	一、八九、六六七

二、地方鐵道

地方鐵道の營業免許を與へたるものは樺太鐵道株式會社、南樺鐵道株式會社及内幌炭礦鐵道株式會社の三社にして、樺太廳は拓殖の進展並地方開發上其の緊要なるに鑑み右樺太鐵道株式會社及南樺鐵道株式會社の二鐵道に對し樺太地方鐵道補助法により補助金を交付せり。

樺太鐵道株式會社線 本社は資本金二千萬圓にして樺太廳鐵道東海岸線落合驛より北境敷香に至る延長一三九・二軒の鐵道を經營す。落合、知取間一七〇・五軒は昭和二年十一月、知取、南新間三二軒は昭和五年十一月開通したるを以て南新間、敷香間開通の曉には近時開展を辿りつゝある同地方は一層の發展を見るべきのみならず、益々日露の經濟的關係を密接ならしむべく、北樺太との交通の要路たる本線の活躍に俟つべきもの愈々緊切なるべし。

南樺鐵道株式會社線 本社は資本金百二十萬圓にして樺太廳鐵道東海岸線新場より留多加に至る延長一八・六籽の鐵道を經營す。大正十四年六月起工大正十五年十月開通せり。沿線は景勝に富み且つ留多加川流域には屈指の農耕適地を擁し、將來の開發を期して俟つべし。

内幌炭礦鐵道株式會社線 本社は資本金二百萬圓、西海岸線本斗より内幌炭山に至る鐵道一六・四籽にして内幌、本斗間一四・六籽は昭和六年十月より内幌、内幌炭山間一・八籽は昭和七年七月より夫々一般營業を開始せり。

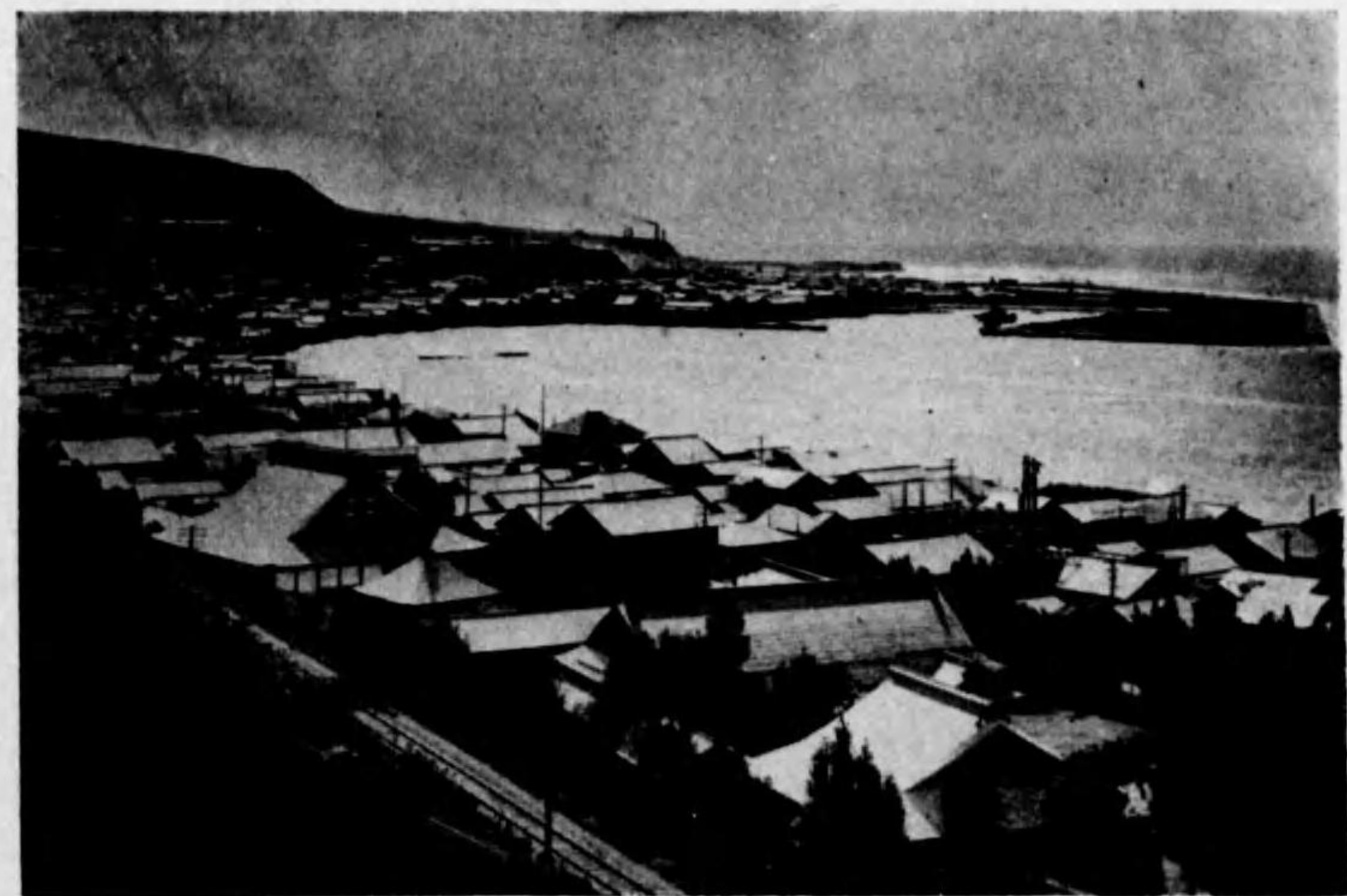
第三款 軌道

本島に於ける軌道は大正十三年大泊市街軌道の大泊船見町より同楠溪町迄の間敷設されたるに始まり、交通機關未發達の時に於て交通の具として重用されたり。以來交通機關の整備と共に軌道は營業不振となりたるも尙二、三の營業を續行せるものあり。左に其の概要を述べ。

- 一、樺太拓殖軌道株式會社線
資本金三十萬圓を以て昭和三年五月營業開始し大泊町、喜美内間(二三・六二籽)を運轉す。大泊、古牧間は蒸氣機關車を使用し、古牧、喜美内間は馬力によれり。
- 二、隆高輕便軌道株式會社線
資本金十三萬圓を以て昭和五年七月營業開始し留多加町、多蘭内間(一五・三三籽)及留多加町、川口間



大泊港



眞岡港

(三・四軒)を馬力を以て運轉す。

第四款 港 灣

本島は海岸線極めて單調にして天然の良港甚だ乏しきを以て、政府は調査研究の結果内外の連絡港として大泊、本斗及眞岡の三港を築港するの外、沿海航行の小汽船及漁船の繫留並避難所として沿岸樞要の地に船入澗を築設して海運に便せり。

一、大 泊 港

本港は亞庭灣の北澳東伏見灣の東岸に在りて四時海上平穩なり。露領當時は市街の北楠溪町地先に木造棧橋を築造し海陸連絡を計りたるも、明治四十四年工費約五十萬圓を投じて榮町前面約二三一、四〇〇平方米を埋立て船澗二箇所を築設して水陸の連絡に便し、亞で大正九年度起工繼續修築の計畫を樹立し、總工費五、八七〇、四〇〇圓を以て昭和三年度に竣功せり。

築港 突堤延長一、〇〇二・一米(橋梁部二五四・六米を含む)内繫船部四二七米は幅員三六・四米として三千噸級二隻、二千噸級二隻を繫船するの装置をなし専ら稚内、大泊連絡船貨客の乗降に便す。又假防波堤五七〇・六米(三連)を以て面積一三九、八〇〇平方米を被覆し小型船舶の繫留に便し、其の左右面積三〇八、三〇〇平方米を埋築し市街地及倉庫地となせり。

二、眞 岡 港

交通通信

西海岸中部より稍南に偏し北方に小能登呂岬突出して大灣形を爲し、西海岸に於ける交通産業の樞要地點にして開港場たり。

領有當時に於ては港灣として何等の設備なく、大正元年始めて七、九〇〇平方米餘の船入澗を築設せるも其の後急激なる發展に伴ひ、本港修築の緊要を認め、總工費二、五〇〇、〇〇〇圓を以て大正十年度起工し昭和二年度に竣功せり。

築港 貨客船一千噸級四隻を繋留し得べき水深五米、面積二八、八七五平方米を有する濕船渠を主とし、之が航路に當る前港を浚渫し、船渠の背部に接して水深二・七米、面積九、二四〇平方米の船入澗を設け小船の繋留に備ふ。而して其の西南方に互る海面一〇五、六〇〇平方米を埋築し市街及倉庫地となす。

三、本 斗 港

西海岸南部に位する要港にして、陸地より約三六三米の沖に陸地に並行して延長約二軒の岩礁露出し、天然の防波堤を爲し南北兩端に港口あり。本島唯一の不凍港にして往時より小形船舶の避難港として相當利用せられたり。領有當時は單なる土人の散在部落に過ぎざりしが、近海に於ける水産と附近林産、鑛産の豊饒なること世上に知らる、や急激に發展膨脹するに至れり。

本港は西海岸南部の要地且つ本島唯一の不凍港にして、之を改修し海陸連絡の便を計るは拓殖進展上緊要なりとし、港内面積九九〇、〇〇〇平方米の内五二八、〇〇〇平方米を改修し主として三千噸級船舶六

隻の繋留を容易ならしめ、港岸二一七、八〇〇平方米を埋築して上屋及倉庫其他海陸連絡上必要なる陸上設備を施すべく計畫を樹て、總工費二、五〇〇、〇〇〇圓を以て大正五年起工、昭和元年度に其の一部を竣工せり。

築港 北防波堤七七・五米、埋築一二二、一〇〇平方米、船入澗一六、五〇〇平方米、既成防波堤内港域一六五、三〇〇平方米、水深五・五米以上九・一米、一千噸級船舶四隻を繋留し得。昭和二年度に於て繋船棧橋を築設し専ら稚内、本斗連絡船貨客の乗降に便す。

更に昭和六年度以降港内の増深、岸壁の築造等改良工事中にして昭和七年度迄完成したる主なる工事左の如し。

岸壁築造延長三〇〇米、水深七・三米、港内浚渫面積一〇七、六〇〇平方米、一千噸級船舶二隻の接近荷役可能なり。

四、船 入 澗

沿岸航行小汽船、發動機船及近海漁船の繋留、避難所並荷役船の繋留所として船入澗を築設し、大正十年に其の數八を算せるが其の後の急激なる發展は之を以て足れりとせず、更に大正十年度より既設船入澗の改修並に沿岸樞要の地八箇所に船入澗を築設せり。其他私費を以て築設したるもの三箇所合計十九箇所を算し俱に沿岸海運に資する所大なり。

船入澗施設の概要は有效面積最大二八・九〇〇平方米平均九、九一七平方米内外水深一・五米乃至二・七

米六十噸以下の小型船舶の繋留に適す。

第五款 航 路

本島の海運業は領有以來各種の施設と相俟つて逐年隆盛に向ひつゝあるも、殊に大正十二年鐵道省經營の稚泊連絡運航せられてより急速の進歩を爲し翌十三年には稚斗連絡、十五年には大泊、眞岡と小樽、青森間の船車連絡開始せるに至り着々發展の途につき、尙樺太廳は奥地の開發、人口の増加、物資の集散等の現況を調査し、命令航路に於て年々寄港地を増加しつゝあり。昭和七年に於ける航路を便宜樺太廳命令航路、遞信省命令航路、鐵道省連絡船、朝鮮總督府命令航路及不定期船等に分ち略説すれば左の如し。

第一項 樺太廳命令航路

樺太廳命令航路を内地北海道線及沿岸線に大別す。

一、内地北海道線

内地北海道線は大阪線、敦賀線、伏木線、西海岸線、東海岸線の五線に分つ。

大阪線 本線は大阪より東西兩海岸に至るものにして、東海岸に至るものは汽船二隻を以て大阪を起點とし横濱、芝浦、小樽、大泊、榮濱、元泊、知取、泊岸、内路を経て敷香を終點とし四月より十一月に至る間十二回往復す。

西海岸に至るものは(1)汽船二隻を以て大阪を起點とし横濱、芝浦、函館、小樽、大泊、眞岡、野田、泊

居を経て惠須取を終點とし四月より十一月に至る間十四回(2)汽船三隻を以て大阪を起點とし神戸、坂出、門司、函館、小樽、大泊を経て眞岡を終點とし四月より十一月に至る間十四回(3)冬期十二月より翌年三月まで汽船一隻を以て大阪を起點とし東京、函館、小樽を経て大泊に至る間四回往復す。

敦賀線 汽船二隻を以て敦賀を起點とし伏木、酒田、船川、小樽を経て大泊に至るものにして四月より十一月に至る間二十回往復す。

伏木線 東西兩海岸に至るものにして東海岸に至るものは汽船二隻を以て伏木を起點とし函館、留萌、大泊、富内(又は恩洞)、榮濱、白浦、元泊、知取、新開、泊岸、内路を経て敷香に至る。四月より十一月の間十二回往復す。

西海岸に至るものは汽船二隻を以て伏木を起點とし滑川、魚津、新潟、小樽、大泊、本斗、眞岡、野田泊居、久春内を経て惠須取に至る。四月より十一月まで十六回往復す。

東海岸線 函館を起點とするもの及小樽を起點とするもの、二線あり。(1)汽船二隻を以て函館を起點とし小樽、大泊、富内(又は恩洞)、野寒、榮濱、白浦、登帆、馬群潭、元泊、知取、新開、泊岸、内路、敷香、野頃を経て能登に至る。五月より十一月まで十八回往復す。但し三回は海豹島及淺瀬、遠内に延航す。(2)汽船一隻を以て小樽を起點とし榮濱、元泊、知取、内路を経て敷香を終點とし五月より十一月迄二十一回往復す。

西海岸線 函館を起點とするもの一線、小樽を起點とするもの二線あり。(1)汽船二隻を以て函館を起點

とし小樽、海馬島、武意泊、内幌、本斗、真岡、野田、蘭泊、泊居、名寄、久春内、牛毛、萌菱、留久志、珍内、圓度、鶴城、惠須取、名好を経て安別に至る。四月より十一月まで二十八回往復す。(2)汽船二隻を以て小樽を起點とし真岡、野田、泊居を経て惠須取に至る。四月より十一月の間四十回往復す。十二月より三月までは小樽を起點とし大泊、海馬島、真岡、泊居を経て惠須取に十一回往復す。(3)汽船一隻を以て小樽を起點とし惠須取、泊居に至るものにして四月より十一月の間三十二回は本斗、真岡、野田、泊居を経て惠須取に至り、十二月より三月の間本斗、真岡を経て泊居に八回往復す。

稚斗連絡船 稚内、本斗間を汽船一隻を以て夏季(自四月至十一月)は毎日、冬期(自十二月至三月)は隔日運航し、樺太廳鐵道と鐵道省との連帶運輸をなす。

二、沿岸線

沿岸線は東線、西線及灣内線の三線に分つ。

東線 (1)五月より十月の間汽船一隻を以て大泊を起點とし長濱、乳根、愛郎、富内(又は恩洞)、南遠古丹、野寒、榮濱、白浦、登帆、馬群潭、元泊、知取、新間、泊岸、内路を経て敷香まで十八回往復す。(2)五月より十月まで發動機船二隻を以て知取を起點とし新間、泊岸、内路、敷香、多來加、野頃を経て能登に六十回往復す。(3)六月より十月の間發動機船一隻を以て敷香を起點とし多來加、野頃、散江、淺瀬を経て遠内に至るものにして十五回往復し内三回は海豹島に寄港す。

西線 (1)四月より十一月まで汽船二隻を以て真岡を起點とし泊居、名寄、久春内、萌菱、留久志、珍内

圓度、鶴城、惠須取、名好、西柵丹を経て安別を終點とするものにして五十回往復す。但し内三十回は名好止とす。(2)四月より十月まで汽船一隻、發動機船一隻を以て本斗を起點とし氣主、内幌、宇仁、白牛、南名好、武意泊、宗仁、菱苦、十和田を経て自主に至るものにして五十五回往復し、十一月より三月まで十五回往復す。但し本斗、海馬島間は夏期六十一回冬期十七回直通連絡す。(3)五月より十一月まで發動機船一隻を以て惠須取を起點とし千緒、名好、西柵丹、沃内を経て安別に至るものにして三十六回往復す。但し内十三回は名好止とす。

灣内線 大泊を起點とし亞庭灣内東西兩沿岸に至るものにして、何れも汽船一隻を以て四月より十一月の間(1)大泊より女麗、長濱、遠淵、内音、彌滿を経て札塔に往復七十回(2)大泊より多蘭内、雨龍、菱取、泥川、古江、内砂、孫杖、知志谷、昆砂讀を経て西能登呂に七十回往復す。(3)十二月より三月に至る期間大泊港の結氷を碎破し普通船舶の出入に便宜ならしむる爲め碎氷装置ある碎氷汽船をして之に當らしむることに施設しつゝあり。

第二項 遞信省命令航路

遞信省命令航路は汽船二隻を以て函館を基點とし青森、小樽、大泊、真岡間を四月より十一月迄四十八回往復、十二月より三月迄二十四回は小樽、大泊間を汽船一隻を以て往復し樺太廳鐵道と鐵道省船を連絡し連帶運輸をなす。

第三項 鐵道省連絡船

鐵道省連絡船は大正十二年北海道宗谷本線の全通を機とし鐵道省の施設せるものにして、汽船二隻を以て稚内、大泊間を夏季(自四月至十一月)は毎日、冬季(自十二月至三月)は隔日に兩地を發航す。

第四項 朝鮮總督府命令航路

朝鮮總督府命令航路の中從來仁川を起點とし鮮内各地を経て境、舞鶴、敦賀、伏木、新潟、函館、小樽までの航路一年二十五回以上なりしを内六回は昭和六年四月より夏季中大泊まで延航するに至れり。

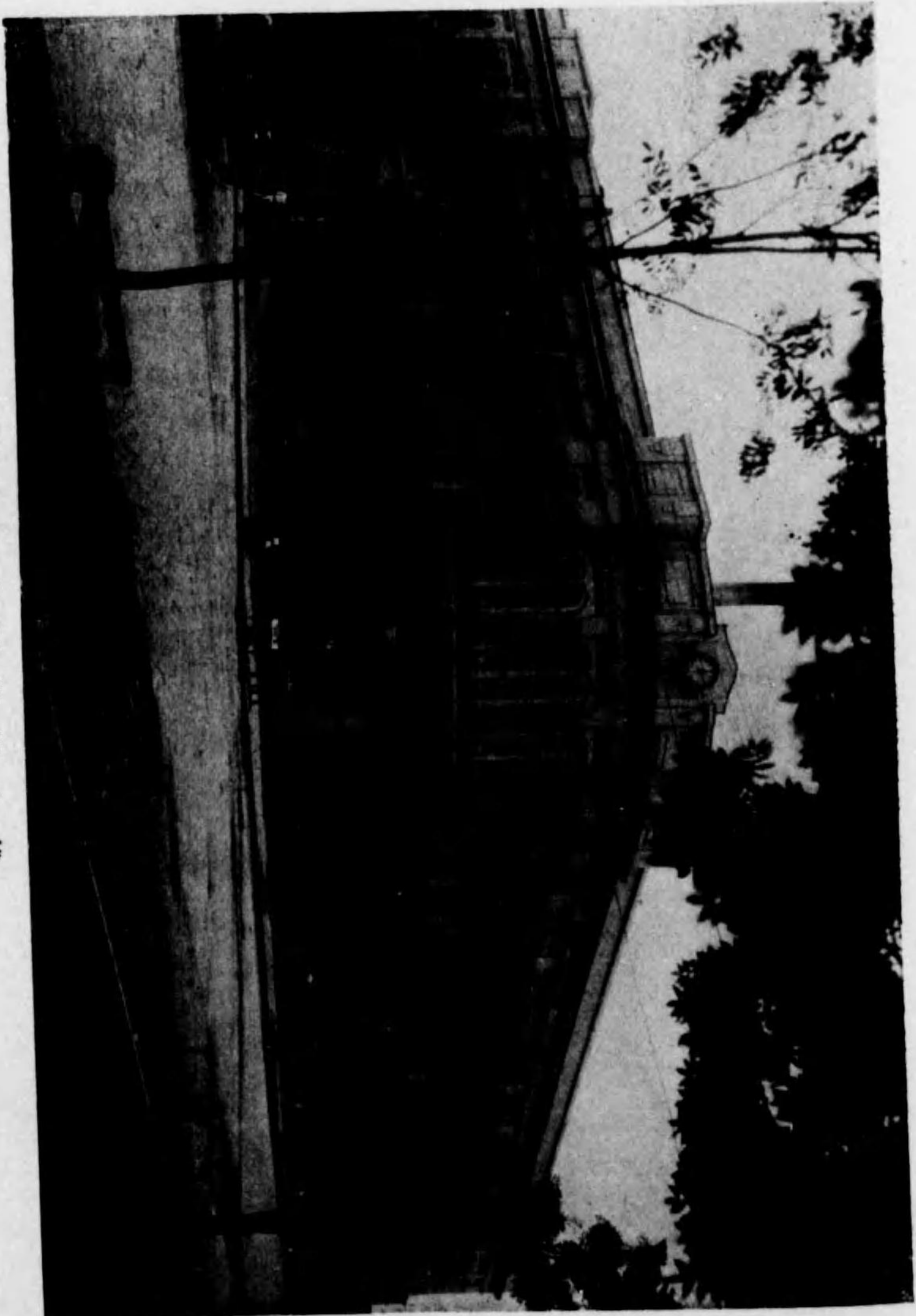
第五項 不定期船

命令航路船以外不定期船亦少からず、多くは夏季に於て木材或は特殊物産の運送を目的とし航海するものにして、内部の開發に伴ひ其の出入亦年々多きを加へつゝあり。

第六款 航路標識

露領當時に於ては航路標識と稱すべきもの少なく、近海航行中難破の厄に遭遇する船舶多數に上りしが邦領となるや航路標識を建設し、船舶通報を開始し又測候所及び暴風警報、信號標を新設する等専ら海難の豫防に努めたる結果出入船舶は年々増加するも、海難は減するに至れり。

航路標識は遞信省の所管に屬し現在大泊港、西能登呂岬、宗仁岬、海馬島、本斗港、氣主、白浦等に燈臺あり。又二丈岩燈標並大泊に燈竿あり。以上の外沿岸港口に公私の施設に係る簡易なる導燈或は燈竿様のものあるも、本島は環海七百九十餘海里に及び、尙幾多燈臺の建設を必要とすべく遞信省に於て目下



大樽原郵便局

これが施設に付調査中なり。

第七款 驛 遞

交通機關未だ完からざる僻陬の地方に於ける物資の輸送及一般旅行者の便益に資する爲驛遞制度を樹て必要の箇所に驛遞を設置して旅行者の宿泊、人馬の供給及郵便物の繼立等に備ふることとし、明治三十八年七月先づ大泊、豊原間に之を設け、爾來交通機關の整否開發の程度其の他諸般の事情を斟酌して之を適當に普及改廢せしめ、以て地方交通の便に供し居れり。現在驛遞の數は四十五に達す。

第二節 通 信

第一款 概 説

本島に於ける通信事業は領有當時ウラジミロフカ(豊原)、コルサコフ(大泊)、マウカ(眞岡)、ガルキノウラスコエ(落合)の四野戦郵便局に於て野戦郵便事務の外普通郵便事務の一部を、又コルサコフ外七軍用通信所に於て軍事通信の傍ら公衆電報を取扱ひ、又電話は軍事上の必要によりコルサコフ、ウラジミロフカ、ガルキノウラスコエ、ノトロの各軍用通信所及主要官衙に設置せられたるに端を發し、明治四十年四

月軍政廢止と共に樺太廳に於て在來の通信機關全部を繼承し、豊原に樺太廳郵便電信局を置き一般事業事務を取扱ふ外事務管理をも爲さしめ、地方は總て其の支局として事業の監督統一を圖れり。明治四十二年五月本支局の制を改めて普通局及特定局の二となし専ら現業事務を取扱はしめ、事業の監督は樺太廳直接之を主管することとなり遞信課を設く。現在局所及關係職員數左の如し。

局 所

(昭和九年一月末現在)

種 別	局 數	業 務		備 考
		郵 便	電 信	
郵便局(普通)	四	四	四	外ニ大泊無線分室一(豊原郵便局ニ短波無線設備ス)特定局分室一、電話取扱所一〇、公衆電話所二六、電話取扱所二、切手賣捌所五四五、郵便函六三四、私書函六〇アリ。
特定郵便局(集配無配)	四	四	四	
計	八	八	八	

職 員

(昭和九年一月末現在)

區 別	奏 任		判 任		雇 員 (通信工員を含む)	通 信 事 務 員 (電話事務員を含む)	託 通 信 手 (通信手を除く)	人 計
	本 廳	兼 一	一	一				
事務官	一	一	一	一	一	一	一	一
局長	一	一	一	一	一	一	一	一
技師	一	一	一	一	一	一	一	一
技師局	一	一	一	一	一	一	一	一
長技書	一	一	一	一	一	一	一	一
書記	一	一	一	一	一	一	一	一
書記補	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一

第二款 郵便

郵便遞送 領有當時に於ける陸上交通施設は殆ど見るべきものなく、尙原始的境域にありて郵便遞送は甚だ困難を極めたり。然るに人口の増加、産業の發展に伴ひ道路の開修、鐵道の敷設等交通機關漸を逐ふて備はり銳意遞送方法の改善並遞送回數の増加に努めたる結果大いに其の面目を改めたり。現在の各遞送線路料程概略左の如し。

遞 送 線 路 便 名	總 延 料 程
鐵道	五八八料
自動車、馬車又ハ馬糧送便	五一七
人夫送便	二五九
駄馬、馬車又ハ馬糧送便	一〇二

水路便 島内相互間を連絡する樺太廳命令航路は四月以降十一月迄航海するを以て冬季結氷期を除くの

外何等の支障なし。

本島内地間連絡には逓信省命令航路、鐵道省の稚内大泊間連絡航路、樺太廳命令航路の稚内本斗間連絡其他内地北海道の主要港間連絡航路ありて夏季間の航海頻繁なるを以て郵便物遞送上支障なし。

然れ共十月以降は海上に波浪多く航海圓滑ならざるに至り漸次航海回数減少す。

結氷期に至れば逓信省命令航路の小樽大泊間一ヶ月に五回、鐵道省の稚内大泊間連絡一ヶ月に十五回、樺太廳の命令航路の稚内本斗間連絡船月十五回、小樽惠須取間月三回に航海減少し郵便物の遅達免かれざるも近き將來に於て稚内大泊間連絡航路を毎日運航するに至らば郵便遞送上の不便緩和さるゝに至るべし。

日蘇間郵便遞送交換

本邦及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦間發着通常郵便物の交換は昭和二年二月以降毎年十二月より三月迄施行す。本邦より蘇國に達する郵便物は豊原郵便局に集中し亞港郵便局宛締切となし氣屯郵便局へ遞送し同局遞送人をして國境半田に於て交換をなす。又蘇國より本邦に達する郵便物は亞港郵便局に集中し「オノール」郵便局は媒介の取扱を爲す。交換日時は開始以來毎週木曜日一回の協定なりしが、漸次郵便物増加したるを以て昭和七年一月十八日より毎週二回交換を爲すこととなれり。又日蘇間小包郵便交換條約も新たに締結せられ、之が實施の日も近きを以て是等關係事務は將來一層重要となるを疑はず。

郵便集配 郵便物の集配は本島拓殖の進展及人口の増加に伴ひ年々集配區域の擴張並集配回数の増加を

爲しつゝあり。而して郵便物の集配は内地と異り道路の設備未だ完からざるもの多きのみならず、冬期に酷寒又は吹雪等ありて郵便物の集配に甚敷困難を極む。現在管内の郵便局七十五局中集配局六十四を有し其の集配料程六、四八四軒に及ぶ。

郵便物數 人口の増加、産業の發達に伴ひ郵便物は逐年増加しつゝあり。之を表示すれば次の如し。

年度	種別		引	受	配	引	受	配	引	受	配
	常	小包									
明治四十年	一、四八三、九三二	八、四二〇	一、七五七、〇四	一、七五七、〇四	一、七五七、〇四	一、七五七、〇四	一、七五七、〇四	一、七五七、〇四	一、七五七、〇四	一、七五七、〇四	一、七五七、〇四
昭和四年	二四、九八七、〇二七	一〇五、四三三	三三、九三三、七四	三三、九三三、七四	三三、九三三、七四	三三、九三三、七四	三三、九三三、七四	三三、九三三、七四	三三、九三三、七四	三三、九三三、七四	三三、九三三、七四
昭和五年	二一、七九七、三七六	一九四、五四	二九、五二、九三	二九、五二、九三	二九、五二、九三	二九、五二、九三	二九、五二、九三	二九、五二、九三	二九、五二、九三	二九、五二、九三	二九、五二、九三
昭和六年	三三、五五三、〇三三	一七七、七四九	二八、〇三〇、四七	二八、〇三〇、四七	二八、〇三〇、四七	二八、〇三〇、四七	二八、〇三〇、四七	二八、〇三〇、四七	二八、〇三〇、四七	二八、〇三〇、四七	二八、〇三〇、四七
昭和七年	一〇、一六、九〇一	一八、二五七	二六、八一〇、六九二	二六、八一〇、六九二	二六、八一〇、六九二	二六、八一〇、六九二	二六、八一〇、六九二	二六、八一〇、六九二	二六、八一〇、六九二	二六、八一〇、六九二	二六、八一〇、六九二

第三款 爲替貯金

本島は未だ民間に於ける金融機關の普及完からざる爲に預金及送金の郵便局を媒とするもの頗る多し。之が現況を示せば左の如し。

郵便爲替

交通通信

年度	種別	口		口		口		年度末 現在高
		受	入	拂	拂	拂		
明治四十年		五九、七九九	一、〇六三、九八〇	七、五六八	一九九、七八七	五八、七〇三		
昭和四年		五六三、九九三	二七、八六一、一四七	一三五、〇九二	九、七九二、〇七六	一六、五〇九、五〇〇		
昭和五年		四七五、九八四	一八、七〇三、七五四	一五一、八五〇	八、七三三、二二二	二二、二八、六九三		
昭和六年		四三七、一三四	一四、四〇四、二五	一六〇、〇八三	七、九七六、八六一	九、五五八、一〇四		
昭和七年		四三五、六九七	一三、五五六、二七一	一九九、三〇八	八、二六、五六二	八、八六七、〇〇六		

郵便貯金

年度	種別	口		口		口		年度末 現在高
		預	入	拂	拂	拂		
明治四十年		一三、五三八	一三、四八九	七、五六八	一九九、七八七	六、八二七、三三三		
昭和四年		三三八、〇六五	一〇、六九九、四九一	一三五、〇九二	九、七九二、〇七六	七、四四八、三三三		
昭和五年		三三五、五七三	九、三三九、七一一	一五一、八五〇	八、七三三、二二二	八、二五三、五〇四		
昭和六年		三四〇、〇七一	八、七四三、九三七	一六〇、〇八三	七、九七六、八六一	八、二五三、五〇四		
昭和七年		三六二、九五六	八、三三七、四三三	一九九、三〇八	八、二六、五六二	八、四七七、〇四五		

振替貯金

年度	種別	口		口		口		年度末 現在高
		拂	込	拂	拂	拂		
明治四十年		一、一九三	五〇、八一八	一一	九、三三六	三、九四二、八三六		
昭和四年		三二五、五六六	八、八三三、五〇〇	八、六九三	八、六九三	三、一七九、六四九		
昭和五年		二七八、七五〇	六、七八七、九七三	八、六九三	八、六九三	二、六四四、九五九		
昭和六年		二五八、七〇三	五、五三八、七九三	八、六九三	八、六九三	二、二七九、二八四		
昭和七年		二五七、一三一	五、七七七、四五〇	八、六九三	八、六九三	二、二七九、二八四		

第四款 電信

海陸交通の機關は既述の如く漸次整備の域に進みつゝあるも、本島特有の現象として冬期は風雪の襲來沿岸の結氷等の爲め交通杜絶すること尠からず。従つて電信の利用極めて旺にして通信機關中最も長足の進歩發達を示せり。現時郵便局七五中、野寒を除く外は悉く電信事務を取扱ひ、尙野頃分室及落合、大泊、大泊港、豊原、新場、眞岡、北眞岡、本斗、南新間、泊居各驛には電信取扱所を設く。昭和七年度末回線數五二(内豊原より北樺太亞港に通ずる國際回線を含む)、自働通信機三座(内二座クラインシユミツト鍵盤鑽孔器使用)、四重機二座、二重機一六座、單信音響機九九座、モールス機二座及電報送受用電話機三三、通信監督機一座を有す。此の外内地連絡有線電信の故障に備ふる爲め大正十年八月大泊町高地に無線電信を設け、平時は主として船舶との交信に使用す。殊に大正十一年來木材積取の爲め露領沿海州方

交通通信

六四

面に航行する本邦汽船著しく増加し、是等船舶に發受する電報は殆んど我が大泊無線の中繼に係り、夏季は通信の輻輳甚しく疎通圓滿ならざるを以て尙一個の陸上無線電信設備の要を認め昭和六年度之を豊原町に建設せり。本島、内地間連絡電信は豊原、札幌二回線及真岡、小樽一回線なるに依り何れも自働二重電信機を使用せり。左に電信線路及取扱電報數比較表を掲ぐ。

陸上線 (單位杆)

年度	區別	亘	長	延	長
明治四十年			四三六		四三六
昭和四年			一、四六八		四、五二七
昭和五年			一、四七七		四、五九四
昭和六年			一、四八七		四、六八一
昭和七年			一、四五三		五、二二四

ケーブル線 亘長 四杆 延長 四杆

海底線 (遞信省所管)

- 宗谷海峽一號海底線 八六杆(札幌豊原線一番線の一部)
- 宗谷海峽二號海底線 一〇六杆(札幌豊原線二番線の一部)
- 坂の下海馬島間海底線 一一二杆(真岡小樽線の一部)

海馬島手井間海底線 一三七杆(真岡小樽線の一部)
電報通報

年度	種別	發信	着信	中繼信	合計
明治四十年		一四〇、七三三	一三四、一五一	一四二、三三九	四〇六、九六二
昭和四年		一、三八八、三五二	一、二八六、六三三	二、〇〇〇、五三〇	四、六七五、四九二
昭和五年		一、〇五五、七六五	一、〇四四、〇七七	一、八六八、九三八	四、〇〇八、七二〇
昭和六年		九四三、一五九	九二〇、六八五	一、四九五、九八八	三、三四八、八三三
昭和七年		八四八、七三九	八三〇、六〇〇	一、二八三、八七九	二、九六三、三三六

大泊郵便局無線電信分室設備

- 一、地理上の位置 東經一四二度四分四六秒 北緯四六度三六分四〇秒
- 二、電報取扱時間及取扱業務の種別 無制度 一般公眾通信、配達事務を取扱はず
- 三、設置年月日 大正十年八月二十一日
- 四、装置大要

(A) 方式 遞信省式真空管送信機二基(現用一、豫備一)

交通通信

六五

交通通信

(E) 電力 三キロワット 現用豫備共

(C) 使用電波長

可聴電波 三九一キロサイクル (六〇〇米) 五〇〇同 (六〇〇米)

持続電波 七二同 (四、一六六米) 二二八同 (二三四〇米)

一四三同 (二、一〇〇米)

(D) 受信機種類 オートダイン受信機及スーパーヘテロダイン受信機

五、無線電報取扱数(送受信)

區別	年度	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
總 通 數		一八、四九	三〇、四八	一七、七七	一四、七三	一三、五二
一 日 平 均		五	五	四九	四	三

豊原郵便局短波無線設備

一、地理上の位置

東經 一四二度四四分

北緯 四六度五八分

二、装置 大要

(A) 方式 水晶制御電力増幅式

(B) 電力 二キロワット

(C) 持続電波方式

(D) 使用周波數

六、八九〇キロサイクル(四三・五四米)

九、〇六〇キロサイクル(三三・一五米)

一一、五八〇キロサイクル(二五・八米)

(E) 受信機種類

R、S六〇二號短波受信機

R、S四〇二號短波受信機

三、設置年月日 昭和六年八月一日

四、取扱業務及對手局

固定局として東京、札幌又は落石局を對手とし一般電報を疏通す。

第五款 電 話

電話は始め軍事上の必要により軍用通信所及主要軍衛に設置せられたるものを、後樺太廳之を繼承し明

交通通信

交通通信

六八

治四十年八月一日コルサコフ(大泊)に交換業務を、ウラヂミロフカ(豊原)、ガルキノウラスコエ(落合)、コルサコフ(記念橋)、ポロアントマリ(大泊榮町)の各地に通話事務を開始せるが、爾來各地の發展に伴ひ電話の需要激増し、應豫算のみにては到底需要を充す能はざるを以て、大正四年度以降架設希望者をして所要物件を寄附せしめ毎年六〇乃至二〇〇の増設を爲し稍之を緩和することを得たり。而して地方開發に伴ふ各地交換業務開始の要望を容るゝと共に市外電話回線の増設整理を行ひ、昭和七年度末交換局二四(内特設二〇)、通話局三三、加入者五、一七三を算するに至れり。尙設備改良として昭和六年度に於て豊原郵便局市内電話交換方式を自働式に變更せり。左に事業増進の状況を掲ぐ。

電話線路 (單位料)

種別	年度					
	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	合計
市外	延長 一、七九四	延長 二、八八〇	延長 二、九三〇	延長 三、二六四	延長 三、三六〇	延長 三、三六〇
設同ケーブル	延長 三三	延長 三三	延長 三三	延長 三三	延長 三三	延長 三三
特架空裸線	延長 七五	延長 八〇	延長 七六	延長 七六	延長 七六	延長 七六
内地下ケーブル	延長 一一	延長 一一	延長 一一	延長 一一	延長 一一	延長 一一
市架空ケーブル	延長 元三	延長 四二	延長 四二	延長 四二	延長 四二	延長 四二
市架空裸線	延長 一、二七六	延長 一、二八八	延長 一、二九二	延長 一、二九二	延長 一、二九二	延長 一、二九二
種別合計	一、二七六	二、一〇九	二、一〇九	二、一〇九	二、一〇九	二、一〇九

電話加入者及交換機

年度	局別	電話						
		加入者	普通	豊原	大泊	眞岡	泊居	
昭和三年	加入者 交換器 複單	七五九	一、〇一三	一、〇一三	五八八	二、六〇五	一、九八七	四、五九二
昭和四年	複單	八一	一、〇四二	一、〇四二	五八七	二、七二五	二、〇三三	五、〇四八
昭和五年	複單	八二	一、〇五八	一、〇五八	五九〇	二、七五三	二、〇四二	五、一五四
昭和六年	複單 複式 複式 複式	八三	一、〇四四	一、〇四四	五八七	二、七三〇	二、〇三七	五、一八七
昭和七年	複單 複式 複式 複式	八四	一、〇三六	一、〇三六	五九二	二、七三八	二、〇三五	五、一七三
年度合計		三六九	五、〇四二	五、〇四二	二、九〇四	一三、〇〇三	一〇、〇八七	三三、〇七六

市外通話時數 (除無料)

交通通信

六九

種別	年度				
	明治四十年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
加入者發信	一四、四一〇	四三、〇一五	四七、八三三	四〇、三三四	四〇、七五五
非加入者發信	五三七	九三、五六四	九八、〇九九	九〇、四四五	九三、八七五
計	一四、九四七	五三、五七九	五五、九三二	四九〇、六八九	四九五、六三一

市外通話區域 現在市外通話區域は豊原を中心として北は知取を経て敷香又は上敷香迄、南は大泊より分岐し富内、彌滿及知志谷迄、又西海岸は眞岡を中心として北は泊居、惠須取を経て名好迄、南は本斗を経て十和田に至る。此の外東海岸の北部敷香、散江間及眞岡より逢坂、豊原を経て大泊及東海岸に至る間又は泊居、大榮間を通話區域とす。

豊原郵便局電話設備概要

一、電話交換方式

- 市内交換 自働式
- 市外交換 共電式

二、自働式電話交換機方式

ストロージャー式日本電氣型ラインファインダー式

三、電話交換機種別及臺數

- ラインファインダーボード 三臺
- セレクターボード 二臺
- コンネクターボード 三臺
- 三號C共電式市外交換機 四臺
- 共電式電話監督機 一臺

四、自働式電話交換機容量

- 終極 四、〇〇〇回線
- 實裝 一、二〇〇回線

五、電力

- 五キロワット充電用電動發電機 一臺
- 五・二五キロワット浮働用電動發電機 一臺
- 七五ワット信號用電動發電機 二臺
- 四八ボルト九〇〇アンペア時蓄電池 二組

六、實施年月日 昭和六年九月十三日

第六款 簡易生命保險並郵便年金

簡易保険、郵便年金 本制度の目的は相互扶助の精神に基き、勤儉貯蓄の美風を涵養し、島民の福利を増進し生活の安定を得せしむるにあり。而して其の積立てたる資源は、地方に還元し社會公共事業の勃興を促進する等社會政策的施設として重要なものと認め、簡易保険は大正十五年十月一日より、郵便年金は昭和三年十月一日より、小兒保険は昭和六年十月一日より孰れも郵便振替貯金を媒介し、島内各郵便局をして取扱はしむることとなりたり。而して孰れも實施後未だ短日月なるに拘はらず、之が普及發達は著しきものあり。其の狀況を示せば左の如し。

一、簡易保険

年度	種類	契約件数	保 險 金	人口千人に對する普及率
昭和三年度末		三五、四一〇	八、四六一、八六六 ^四	一四九
昭和四年度末		四八、三九三	一一、八四一、三九三	一九三
昭和五年度末		五三、三八〇	一三、七二六、八七七	一九二
昭和六年度末		五六、七三三	一三、二二三、五四七	一九七
昭和七年度末		六二、六八三	一三、六六四、五五一	二一〇

二、郵便年金

年 度	契 約 件 数	掛 金 額	年 金 額
昭和三年度末	一九〇	三五、五六 ^四	二九、五三三 ^三
昭和四年度末	三九五	五八、〇六〇	六六、三〇〇
昭和五年度末	三三三	五八、八三三	五〇、〇九二
昭和六年度末	三三六	六六、四三七	四八、一〇三
昭和七年度末	三三五	八一、二二三	四九、七四九

三、積立金放資狀況

積立金放資狀況左の如し (昭和七年度末現在)

小學校建設並同舊債償還資金	一八件	四九五、〇〇〇 ^四
町村廳舎建設及舊債償還資金	六件	一〇二、一〇〇
公設火葬場並舊債償還資金	三件	一六、〇〇〇
上水道建設並舊債償還資金	六件	三二八、九〇〇
町營住宅建設資金	一件	一〇、〇〇〇
傳染病舎建設資金	四件	二一、五〇〇
道路建設並舊債償還資金	二件	八一、一〇〇
公設質屋運轉資金	一件	二〇、〇〇〇

交通通信

公立中等學校建設資金	一件	三、〇〇〇
下水道建設並舊債償還資金	二件	五三、九〇〇
公設防火設備資金	一件	五、〇〇〇
計	四五件	一、一四六、五〇〇

第四章 地方制度

第一節 地方制度の沿革

明治三十八年本島領有後移住者は漸次各地に集團し部落を形成するに至るや、部落民會或は町民會等の團體を組織し、總代或は評議員等を選出して部落に於ける公共事務を處理せしめたり。其の費用は總て住民の釀出に係り單なる申合せ團體に過ぎざりしも、本島に於ける地方自治の萌芽は既に此の時に發せりと謂ふべし。

次いで明治四十二年に至り廳令を以て部落に部落總代を置く制度を布きたるが、部落總代は部落住民中より樺太廳支廳長之を選任し、且つ其の取扱事項は専ら官廳事務の補助なりしも、實質的には部落の執行機關として公共的施設に當らしめ以て自治的訓練に資したり。

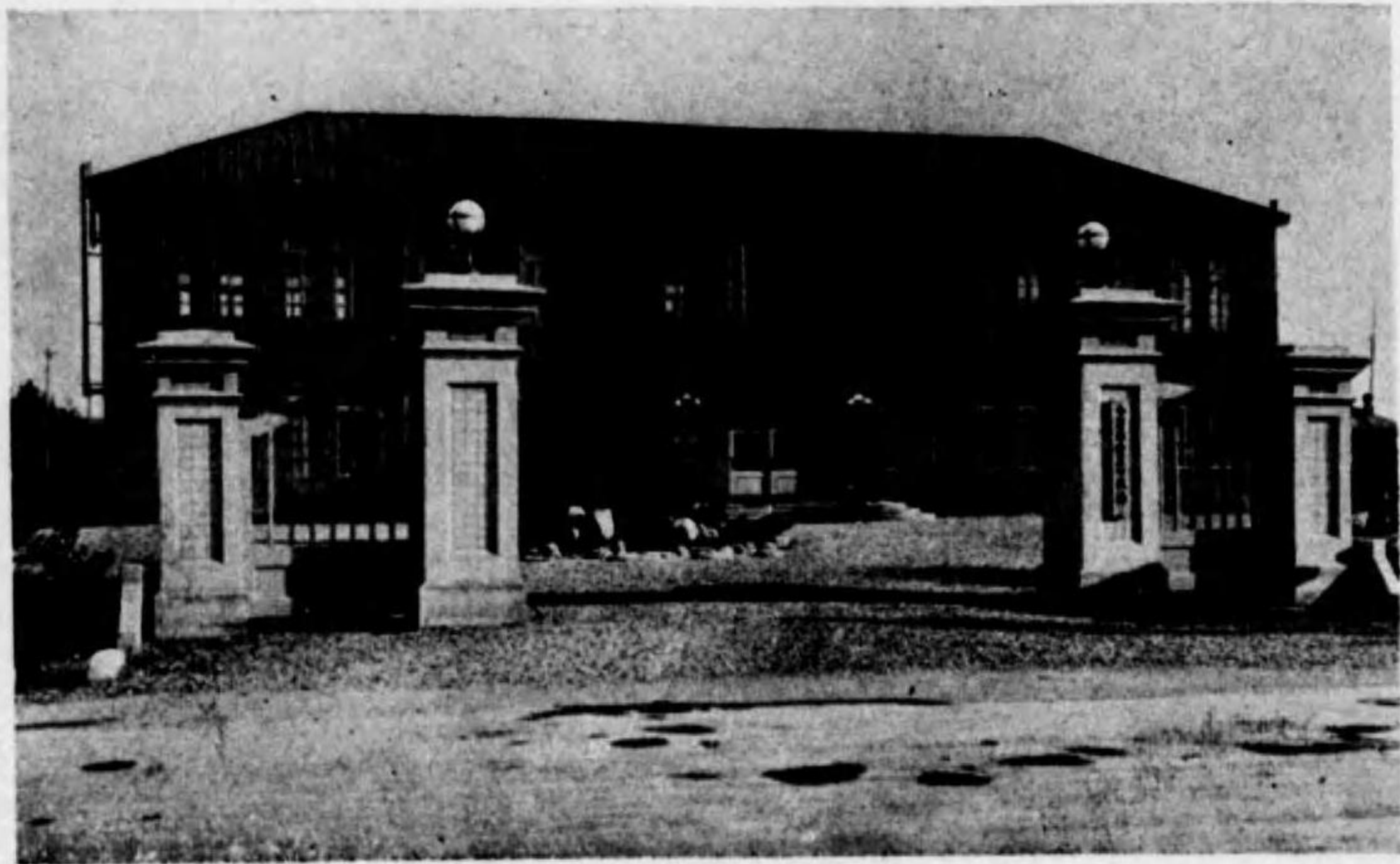
越えて大正四年六月樺太の郡町村編成に關する勅令の公布ありて全管内を十七郡、四町、五十八村に區劃せるが單なる地理的區劃に止まり、各地に部落總代を置き地方事務を取扱はしめたるは従前の如くなりしも、地方制度實施と共に設置せる町村の區域は此の區劃に據れり。爾來人口年を逐うて増加し自治心の向上著しきものありしを以て遂に其の要望を容れ、大正十年四月法律第四十七號を以て樺太の地方制度に

關する件公布せられ、自治の基礎始めて確立するに至れり。同法律は大正十一年勅令第七號に依り同年四月一日より施行せらるゝと共に同年勅令第八號を以て樺太町村制の公布ありたり。此處に於て從來の部落總代は廢止せられ當初先づ五町十九箇村に之が施行を見、續いて大正十二年四月一日より全管内に施行せられたり。之を現行制度に比し制度の劃一的なると町村長は官の任命にして、其の諮問機關たる町村評議會は官選の評議員に依り組織せられ、執行機關たる町村長及其の補助者たる助役、收入役を官選としたる等は主なる差異なるも實際の用途に於ては、住民の政治的自覺と多年郷土に於ける自治的經驗とに依り良好なる成績を示せるを以て更に完全なる町村自治を圖り、昭和四年三月法律第二號を以て樺太町村制、同年六月勅令第九十五號を以て同施行令の公布を見、同年七月一日より實施せられ本島に於ける町村自治の制度茲に完く整備するに至れり。

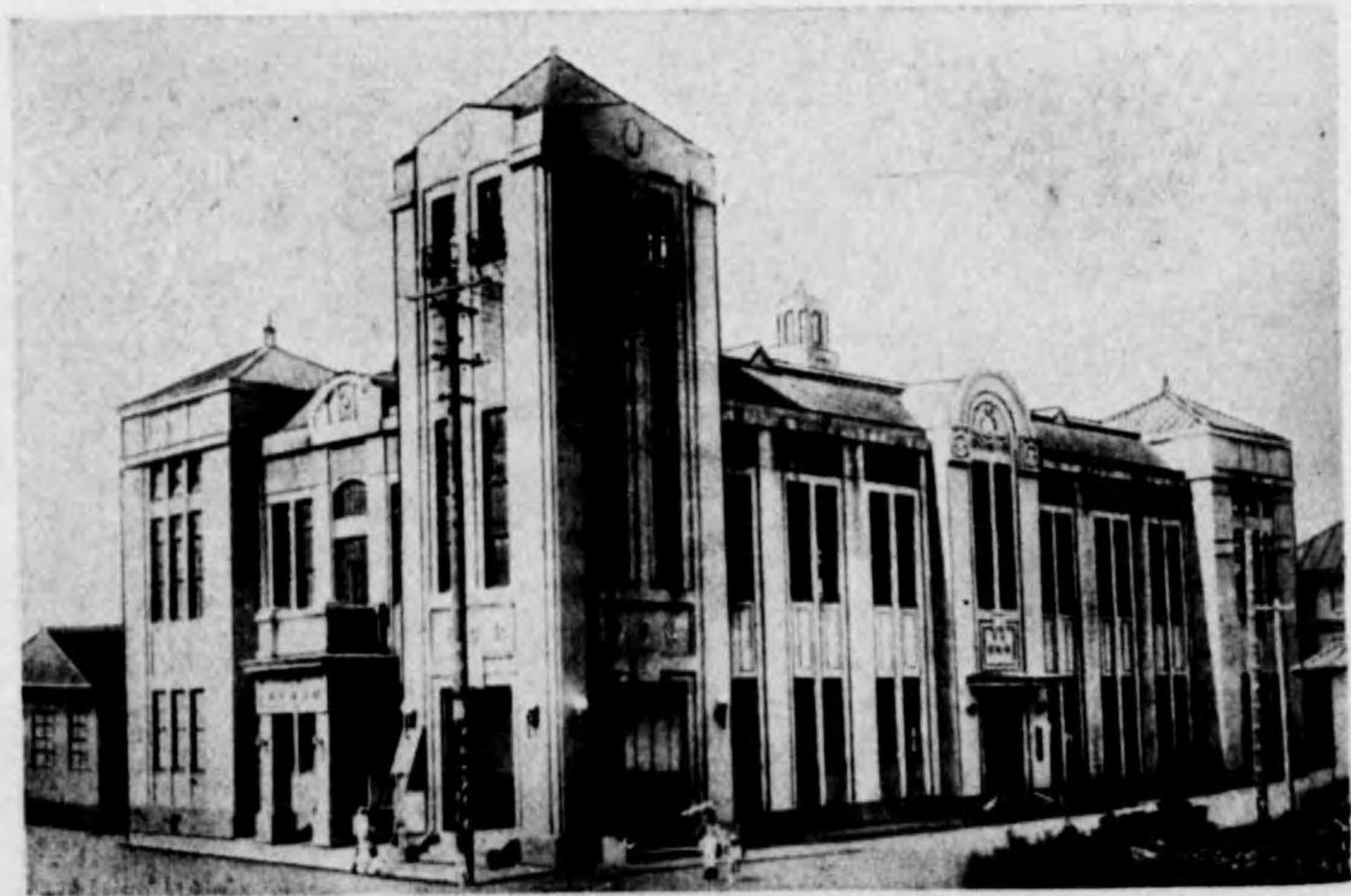
第二節 町村

第一款 概 説

町村發達の現勢に鑑み町村を一級、二級及附則第二項の舊制度を適用するものとの三種に區別す。一級町村は大體人口五千人に達し、住民土着心に富み且つ財政の基礎鞏固なる町村又は之に準すべき村にして之が制度も略々内地町村に準ぜり。二級町村は爾餘の町村にして、大體人口千五百人に達し獨立經營に堪



豊原町役場



眞岡町役場

え得るものとし、附則第二項の町村は特殊の事情存するものにして仍當分の内従前の規定を適用す。其の町村名を列擧すれば左の如し。

一級町村 豊原町、落合町、大泊町、留多加町、本斗町、眞岡町、野田町、泊居町、惠須取町、元泊村、知取町、敷香町。

二級町村 豊北村、榮濱村、白縫村、千歳村、深海村、長濱村、遠淵村、富内村、三郷村、能登呂村、内幌村、好仁村、廣地村、蘭泊村、清水村、小能登呂村、名寄村、久春内村、三濱村、鶴城村、帆寄村、泊岸村、内路村、名好村、知床村。

附則第二項ノ村 川上村、海馬村、散江村。

而して町村は法人とし官の監督を受け法令の範圍内に於て其の公共事務及法律勅令に依り町村に屬する事務を處理す。町村長は町村を統轄し町村を代表す。一、二級町村は議決機關として町村會、附則第二項の町村は諮問機關として町村評議會あり。町村は第一次に樺太廳支廳長、第二次に樺太廳長官、第三次に主務大臣之を監督す。町村は其の事務を執行するに要する費用に充つる爲使用料、手數料、町村税及夫役現品の賦課徴収及永久の利益となるべき事業、舊債償還又は天災事變の爲必要ある場合に限り借入金を得ることを得。

第二款 町村會

町村會は町村會議員を以て組織す。町村會議員は名譽職とし町村公民中より之を選擧し其の任期は四年なるも公民なる要件として一級町村に在りては二年以來、二級町村にありては一年以來其の町村の住民たるを要す。其の議員定數は一級町村十二人以上三十人以内、二級町村八人以上二十四人以内なるも町村條例を以て特に増減することを得。而して町村會は町村長を以て議長とするを原則とするも特別の事情ある一級町村に於ては町村條例を以て議員中より町村會の選舉に依る議長及其の代理者一人を置くことを得、現在豊原、大泊、眞岡、知取の四町に置かる。

町村會は法律勅令に依り其の權限に屬する事件の議決及選舉を行ひ其他行政廳の諮問に答申し、町村の公益に關する事件に付關係行政廳に意見書を提出することを得。

町村會の議決事項は一級町村に在りては概括例示主義に依るも二級町村に在りては制限列擧主義を取り其の議決事項は著しく局限せらるゝのみならず、其の輕易なるものに就いては書面決議の方法に依ることを得るの特例を認めらる。

町村會に對する發案は町村長の外、歳入出豫算を除きては議員三名以上より文書を以て爲すことを得。尙附則第二項の村には町村評議會を置き支廳長の任命に係る町村評議員を以て組織せらる。

第三款 町村吏員

町村には執行機關として町村長を置く。一級町村に在りては町村會之を選擧し其の任期は四年とし名譽

職を原則とするも特別の事情ある町村に於ては町村條例を以て有給となすことを得。二級町村に在りては樺太廳長官の任命にして給料は國庫の負擔とす。

町村長の補助機關として一級町村に助役を置く。町村會之を選任又は選舉し任期其の他は町村長に同じ。町村の出納其の他の會計事務を掌らしむる爲收入役を置き有給とす。一級町村に在りては其の選任、任期共助役に同じく、二級町村に在りては町村會の推薦に依り樺太廳支廳長之を任命す。

前記の外主事、技手及書記等必要なる有給吏員を置き町村長之を任免す。又處務便宜の爲區長及其の代理者、其の他臨時又は常設の委員を置くことを得せしむ。何れも名譽職にして區長及其の代理者は町村公民中選舉權を有する者より、委員は町村會議員又は町村公民中選舉權を有する者より町村長の推薦に依り町村會之を定む。

第二節 町村の財政

町村には未だ基本財産の見べきものなく且使用料、手数料其の他の税外收入亦僅少にして町村費の大部分は之を税收入に頼るの外なき現況に在り。而も本島拓殖の進展に伴ひ諸般の公共的施設益々多きを加へ逐年經費の膨脹を來たし財源の窮乏に苦しみつゝある現状なり。

而して町村税として賦課し得べきものは直接國税の附加税及特別税にして、特別税の種類は命令を以て

次の如く定めらる。

戸別割 町村内に住所を有し又三月以上の滞在者にして構戸若は獨立生計者に對し其の所得額及資産の状況を標準として之を賦課す。

建物割 法人及町村住民にあらずして其の町村に建物を所有する者に建物の構造、用途及敷地の地位に依り其の差を設け坪數を標準として之を賦課す。

所得割 樺太に住居所又は一年以上居所を有せざる者の樺太に於ける資産又は營業を有する者に對し居住地の法令に依り賦課せられたる場合其の所得税額中樺太に於ける資産又は營業より生ずる所得に對する所得税相当額を見積り法人に在りては其の十分の五、其の他に在りては十分の三以内を限度として賦課す。

土地割 市街宅地又は國より貸付、讓與若は賣拂を受けたる後五年を経ざる土地を除き土地臺帳又は土地貸付臺帳記名の土地の所有者又は貸付を受けたる者若は國有地を使用する者に對し賦課す。其の種類左の如し。

部落宅地、工業用地、漁業用地、鑛業用地

營業税 國稅營業收益税の賦課を受けずして左の營業をなすものに純益を標準とし之を賦課す。但し藝妓置屋業及貸座敷業は定額に依る。

物品販賣業、無盡業、金錢貸付業、物品貸付業、製造業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、寫眞業、席貸業、旅人宿業、料理店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、兩替業、湯屋業、理髮業、

寄席業、遊戯場業、藝妓置屋業、貸座敷業。

雜種税 左に掲ぐる營業、稼業又は行爲をなす者若は物件を所有する者に之を賦課す。

船、車、橋、電柱、金庫、畜犬、狩獵、不動産所得、藝妓、酌婦、興行、遊興、流木、漁業。

尙町村税賦課額を示せば次の如し。

町村税賦課額調

(昭和七年度)

町村税種別	賦課總額	一戸當負擔額
國稅營業收益税附加税	110,393	1,906
國稅所得税附加税	105,596	1,833
國稅市街宅地税附加税	49,104	0,848
國稅鑛業税附加税	35,634	0,615
國稅砂鑛區税附加税	—	—
特別税戸別割	73,286	1,337
特別税建物割	37,831	5,888
特別税土地割	13,580	0,238
特別税所得割	60,588	1,081

地方制度

特別稅營業稅	三、六九三	〇、六六四
特別稅雜種稅	六〇一、九四四	一〇、四三三
計	二、一〇〇、五二八	三、七二一

第五章 財政及金融

第一節 財政

第一款 概説

樺太の歳計は領有當時臨時軍事費特別會計に屬せしが、明治四十年三月限り軍政を廢し樺太廳官制實施と共に樺太廳特別會計を設置し、租稅其の他の收入及一般會計よりの補充金を以て諸般の歳出に充當すること、なれり。今特別會計開始以來累年の收入及支出額を示せば左の如し。

樺太廳特別會計歳入及歳出(決算) (單位圓)

年 度	歳 入				計	歳 出
	收 入	補 充 金	繰 入 金	公債及借入金		
明治四十年	一、〇三七、〇四六	六一九、四〇〇	—	—	一、六六六、四四六	一、三二一、九六八
明治四十一年	七六三、五三一	六二九、四〇六	四五四、四六四	—	一、八四七、四〇一	一、五九九、四三三
明治四十二年	一、〇六一、四三四	五〇〇、五〇〇	二七七、九五六	—	一、八三九、三六一	一、五七八、八七五
明治四十三年	一、三三九、七〇五	五四四、七二四	二六〇、五三四	—	二、〇三四、九四三	一、八九七、四六五

財政及金融

明治四十四年	一、三六九、〇四五	五七〇、六五七	一三、四七九	二、〇七、一八一	一、九七、三三一
大正元年	一、五三四、九二一	五九一、八一九	一六九、九四九	二、三六、七五九	二、〇七、六七七
大正二年	二、〇六二、五五四	五八九、二九一	二一九、〇八二	二、六七〇、九七七	二、三七八、〇〇六
大正三年	一、五四八、七四八	三三三、五七五	三九一、九〇一	二、三六五、三四一	二、〇七三、九三三
大正四年	一、四九五、〇四六	三三三、五七五	一九一、一九二	二、〇九九、九二二	一、六八〇、六六六
大正五年	二、〇六八、五六六	二九三、五七五	三三九、二五五	二、六八一、四〇六	一、八五二、八四三
大正六年	二、六一九、三三五	三三三、五七五	八一九、五六三	三、七七三、四三三	二、〇八、四〇三
大正七年	二、九三六、七三三	—	一、六三三、九七〇	一、〇九一、〇〇〇	二、九七二、六五二
大正八年	三、五七〇、六五八	三〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、一一〇	一、一七三、五〇〇	五、七四一、八六三
大正九年	五、三三二、六七四	七九〇、〇〇〇	三、〇三三、四〇四	三、三八一、〇〇九	八、二八五、四〇四
大正十年	七、〇五七、一〇三	一、四三三、〇〇〇	三、一〇九、八〇七	四、一七三、二九〇	一三、〇六五、五八一
大正十一年	八、三六六、〇二二	一、一〇〇、〇〇〇	三、七〇七、六三三	七、六〇七、九三〇	一八、〇四七、五八九
大正十二年	二、四三六、八六一	一、七六六、〇〇〇	二、七五三、九六九	四、四七五、四三六	一九、二八四、〇六六
大正十三年	一、五七三、〇五三	一、〇〇〇、〇〇〇	二、一六八、四四五	四、一六、二二八	一九、二七九、〇六三
大正十四年	一六、〇〇〇、三三五	九〇〇、〇〇〇	七八、四五四	一、七〇〇、〇〇〇	一八、〇五九、九四六
昭和元年	一八、三三九、三〇八	一、五七七、三四三	六二八、八二四	一、七八六、五六二	一七、七三〇、〇九九
昭和二年	一八、四四四、七〇二	二、〇元、六三三	四、五八七、九二七	一、八四五、〇五二	一九、九八二、三四〇
昭和三年	二、八六三、八三五	二、〇元、六三三	六、八九四、九七六	一、八五七、九二四	二五、六九一、二七〇
昭和四年	三、二八〇、一五九	三、一〇〇、〇〇〇	六、九五五、一〇〇	四、五六九	二八、五七七、三九九

昭和五年	二、一九二、〇六四	一、六〇〇、〇〇〇	三、七五二、四六八	—	二四、六三九、二九三
昭和六年	一八、四四五、八八〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、九一五、二四〇	一、四〇七、八三三	二、一七九、七四九
昭和七年	一七、九三三、五三三	一、六〇〇、〇〇〇	二、一八九、一九二	一、六五五、七〇三	二〇、八三三、七八
昭和八年	一七、六七九、〇三三	一、六〇〇、〇〇〇	七七七、六四六	三、五〇〇、〇〇〇	三三、五六六、六六八
昭和九年	二、三九二、四八八	一、〇〇〇、〇〇〇	三、五六八	三、五〇〇、〇〇〇	三三、九九九、〇六六

第二款 歳入

第一項 租 税

樺太に於ける租税制度は明治四十年三月の制定に係り、當時戸數割、營業税及雜種税の三目に分類せられしが爾來數次の改廢又は増設に依り今日に至れり。今現行種目を示せば市街宅地税、所得税、營業收益税、酒造税、出港税、消費税、鑛業税、漁業税、骨牌税、登録税、印紙税、噸税及關稅等にして特殊のものを除き支廳長に於て賦課徴収す。而して支廳出張所長は其の事務の一部を分掌することとなり居れり。今其の各自に就き左に説明せむ。

市街宅地税 本税は大正十年四月の制定に係り特に指定したる市街宅地の拂下價格を以て地價と定め、課率は之を二級に分ち一級は地價千分の五、二級は地價千分の三を賦課す。實施初年度歳入は六、八三〇

圓なりしが昭和八年度豫算額は二二、一一五圓を示す。

所得税 大正八年度始めて法人所得(第一種)のみに對し賦課し、大正十一年度より新に第二種及第三種をも賦課することに改正し猶ほ大正十三年、十四年及昭和二年三月一部分の改正を爲し以て今日に至れり。其の課率は第一種(同族會社に對する加算税率を除く)第二種は内地と同一なり。第一種中同族會社に對する加算率及第三種は内地に比し概して低減し、本税實施初年度歳入は一〇五、二七五圓にして、昭和九年度豫算額は一八〇、六五七圓を計上す。

營業收益税 本税實施前は營業税として明治四十年實施以來數回の改廢ありしも昭和三年度より之を廢止し新に本税の實施を見たり。營業税は外形的の標準により課税せられたるに依り各業體毎にその標準を異にしたりしも本税は法人に在りては全部の營利法人に對しその總益金より總損金を控除したる年額に、個人に在りては營業の純益金額に課税し個人の課税營業種類は物品販賣業、銀行業、無盡業、金錢貸付業、物品貸付業、製造業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、寫真業、席貸業、旅人宿業、料理店業、代理業、周旋業、仲立業、問屋業の十九種とし其の課率は法人個人共内地と同一なり。營業税は施行初年度即ち明治四十年歳入二五、〇〇〇圓(雜種税共)なりしも、商工業の發展に伴ひ逐年増加し昭和九年度豫算額は一八六、四三四圓を計上するに至れり。

酒造税 本税は創始時代營業税中に加へられ三等級課税なりしが、大正五年より造石課税に改められ大正十年四月より獨立税目となるものなり。之が課税は課率を異にする外略々内地同様にして、昭和七年

十一月一部改正せられ第一種清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒及酒精は一石に付酒精分一度毎に七十五錢(但し一石に付二二・五〇圓を下ることを得ず)第二種酒精含有飲料は一石に付酒精分一度毎に一・八〇圓(但し一石に付四十二圓を下ることを得ず)の税率となり、酒類の製造に付ては新に免許制度を採用し、造石數の制限は内地の清酒三百石、濁酒百石、燒酎五十石なるに對し、清酒百石、濁酒五十石なる等稍緩和せられたる點あり。本税課税標準の造石高に改められたる大正五年度の造石高は一、〇五一石なりしが本税の獨立したる大正十年度造石高は六、六二〇石となり、其の後漸次増加歩合上昇し昭和八酒造年度分には其の見込石數二四、五七九石、此の豫算税額六八一、三三五圓を計上するに至れり。

出港税 本税は樺太に於て製造したる酒類を帝國內の他の地方へ移出するとき燒酎に在りては酒造税法酒精及酒精含有飲料に在りては酒精及酒精含有飲料税法の造石税の同一の税率に依り課す。大正元年八月制定後大正四年度に始めて一〇三圓の歳入あり。爾來逐年増加を示し昭和九年度には見込石數約七石豫算税額一四〇圓を計上す。

消費税 砂糖消費税は明治四十二年度より、織物消費税は明治四十三年度より當該税法を施行せり。然れども樺太には製造者なく偶々北樺太方面より輸入取引ありたる際課税するの狀態にして、砂糖消費税は大正十三年度始めて三十六圓、織物消費税は大正十一年度十七圓、大正十二年度十一圓、大正十四年度二三四圓の歳入ありしに過ぎず。昭和九年度豫算額五十圓を計上す。

鑛業税 本税は創始當時は雜種税中に加へられて課税したるも、大正十一年四月鑛業法及砂鑛區税法の

全部を施行し内地同様賦課すること、なれり。之れが實施當初たる大正十一年度の歳入は一二四、五九〇圓にして其の後逐次減少したるも昭和九年度には豫算額一一五、五六七圓を計上せり。

漁業税 本税は従來租税外收入として漁業料の目にて徴收せるものにして、其の時代に屬する明治四十二年の如きは歳入額實に七八〇、〇〇〇圓を算したりしが、漁獲高の漸減と一面大正十二年度より租税に改められ同時に課率の改正ありたる關係上其の實施初年たる大正十二年度歳入額は激減して一九九、〇二〇圓となり其の後數次税法の改正ありて昭和九年度には豫算額九〇、〇七三圓を計上せり。

骨牌税 本税は昭和六年度より實施せり。然れども樺太には製造者なく内地より朝鮮に移出せられ更に樺太に再移出せらるゝ免除骨牌に對し賦課する状態に在り。印紙を以て納入せしむ。

登録税 本税は不動産船舶、鐵道、工場財團、鑛業財團、漁業財團、商事會社、商事辯護士、鑛業權、砂鑛業、漁業權又は入漁權等の登記に關して之を賦課す。大正十年より實施せられ印紙を以て納入せしむ。
印紙税 本税は大正十五年より實施せり。財産權の創設移轉、變更若は消滅を證明すべき證書帳簿及財産權に關する追認若は承明すべき證書を作製するものをして納付せしむ。

噸税 本税は明治四十二年より實施せり。外國貿易の爲め外國に往來する船舶が開港に入港毎に登簿噸數一噸又は積量十石に付七錢(但し右の三倍に相當する額を一時に納付する時は其の港に於て滿一ヶ年免除)の割合に依り課すものにして、船舶入港したる時船長より税關に納付せしむ。
關税 本税は明治四十二年より實施せるものにして輸入貨物に對し關稅定率法に依り之を課し、輸入

申告者より税關に於て徴收す。

第二項 租税外收入

租税外收入の概要を記述すれば左の如し。

官業及官有財産收入 昭和九年度豫算額一七、九五六、四〇五圓にして其の收入の内容は左に略述す。

イ、郵便、電信、電話、切手收入一、六九三、一三七圓

ロ、鐵道に依る旅客、手小荷物、貨車、自動車及其他鐵道より生ずる收入五、五三四、四六三圓

ハ、官設醫院の入院料、往診料、藥價、治療料及其他醫院より生ずる收入二五二、一一四圓

ニ、中央試驗所に於ける水産部、農業部、畜産部、林業部の收入五一、一九〇圓

ホ、國有森林に於ける原木官行斫伐及其他副産物の賣拂收入一〇、二八八、四〇〇圓

ヘ、市街宅地、部落宅地、未開地、諸建物其他官有物の貸付料收入一三七、一〇一圓

印紙收入 收入印紙の賣拂代及税印押捺に依る現金收入にして、昭和九年度豫算額二六六、七一六圓を計上す。

煙草專賣益金受入 樺太に於ける專賣益金を一般會計より繰入れらるゝものにして、昭和九年度豫算額は一、二四五、〇四〇圓を計上す。

雜收入 懲罰及沒收金、辨償及違約金、中學校及高等女學校の授業料、石炭採掘料、水面使用料、恩給法補金、大藏省預金部特別會計より受入金及其他の雜入等にして昭和九年度豫算額は五六六、七〇六圓

を計上す。

官有物拂下代 市街宅地、部落宅地、未開地、蔬菜畑、埋立地、建物、船舶、石炭、物品其の他の官有物拂下に依る収入にして、昭和九年度豫算額は九〇、四七九圓を計上す。

返納金 定期及据置貸金の返納金にして、昭和九年度豫算額は八〇七圓を計上す。

補充金 樺太廳特別會計へ補給の爲め一般會計より繰入れらるるものにして、昭和九年度豫算額一、〇〇〇、〇〇〇圓を計上す。

前年度剩餘金繰入 前年度剩餘金を繰入れらるるものにして昭和九年度豫算額は三六、五六八圓を計上す。
公債金 道路其の他の事業費に充當する爲昭和九年度豫算額は三、五〇〇、〇〇〇圓を計上す。

第三款 歳 出

昭和九年度に於ける歳出豫算の概要を示せば左の如し。

歳出總計	二五、九二九、〇五六
經常部	一七、二二八、五〇六
臨時部	八、八〇〇、五五〇
1、歳出經常部	一三、〇〇〇

一、樺太神社費

官幣大社樺太神社に要する交付金なり。

一、樺太廳の經費

主として樺太廳、支廳及支廳出張所並町村長俸給所要經費にして大要左の如し。

俸給	四〇五、四七五
廳費	一六六、四三一
町村長諸給	九六、七二八
○雇員給及傭人料及給與	二八〇、一九五
其の他の雜給及雜費	三九五、五四〇
二、二〇〇、四九八	

一、教育に關する經費

中學校、高等女學校及實業補習學校の維持經營並公立小學校教員の俸給及旅費等の經費にして大要左の如し。

俸給 (奏任、判任給)	三九〇、〇三七
中學校費	一〇六、五六九
高等女學校費	七一、五九五
拓殖學校費	一六、六五二
實業補習學校費	一一、一五〇

財政及金融

本學校教員諸給

一、六一四、四九五

一、警察に關する經費

八五五、二九三

各警察の警務に要する經費にして大要左の如し。

俸給

三四、六二〇

廳費

八二、〇八〇

巡查諸給

五七二、五五〇

雜給及雜費

一六六、〇四三

一、林務署に關する經費

一、六三四、九三〇

各林務署に於ける林木の年期賣拂、造林、林業試験、官行斫伐等の事業に要する經費にして大要左の如し。

俸給

四二〇、一七四

事務費

六七八、六八九

斫伐費

五三六、〇六七

一、現業に關する經費

七、九八二、四〇五

逓信、鐵道、醫院の經營、氣象觀測等に要する經費にして大要左の如し。

逓信費

一、八二四、八二二

鐵道費

五、七八六、一〇三

醫院費

三二七、三七八

測候費

五四、一〇二

一、試験事業に關する經費

三三七、二三五

中央試験所に於ける農事、畜産、水産、林業及鑛業の學究的試験に要する經費にして大要左の如し。

俸給

八七、五四五

事務用諸費

七四、三〇一

農業部費

四三、九七八

畜産部費

四一、四九一

林業部費

四〇、一三六

水産部費

四九、七八四

一、恩給負擔金

一、二五三、二二〇

恩給分擔に要する經費とす。

一、諸支出金

一、二二〇、九二六

死傷手當、國有林被害諸費、傳染病豫防費、恩賜及救助費、傳染病豫防費補助、諸拂戻金、滯納處分費、受刑者及刑事被告人護送並留置諸費、逓信事業用證票類諸費、檢丁及新兵旅費等主なるもの

とす。

一、公債及借入金の経費

二、〇七六、七三〇

港灣修築、鐵道建設並改良及道路開鑿並改良等に要する公債及借入金の利子並に之に伴ふ諸雜費とす。

二、豫備金

二四〇、〇〇〇

第一豫備金

一一〇、〇〇〇

第二豫備金

一一〇、〇〇〇

ロ、歳出臨時部

七〇八、六三七

一、營繕土木費

道路、港灣及治水事業の施設、廳舎、學校等の増設、新營並拓殖開發の爲め各種事業の擴張に要する経費にして大要左の如し。

俸 給

二四、九二一

廳 費

二、四一九

雜給及雜費

五〇、八九八

道路修繕費

二八九、七〇〇

港灣及治水費

五、〇〇〇

廳舎、學校、醫院新營

二〇三、七二五

官舎及各所新營

三九、二二四

官舎修繕及各所修繕

六一、〇六〇

警察専用電話架設費

三〇、〇〇〇

船舶新造

一、六九〇

一、補助費

一、八一八、一一七

水道、私設鐵道、航路、運輸交通、商工業、農畜産、水産、移住獎勵、教育、社會事業、衛生、産業組合、博覽會、公獸醫、公設消防組、石油試掘等に對する補助金

一、樺太拓殖事業費

六、二六五、七九六

道路開鑿費

八五〇、〇〇〇

道路改良費

四〇〇、〇〇〇

鐵道改良費

三〇〇、〇〇〇

港灣修築費

三五〇、〇〇〇

船澗修築費

五六三、〇〇〇

船澗改良費

四九、〇〇〇

河川改修費

五〇、〇〇〇

財府及金融

財政及金融

電信電話擴張及改良費

四八〇,〇〇〇

殖民費

五〇〇,〇〇〇

土地改良費

六〇〇,〇〇〇

產業振興費

六九五,八六三

內譯

俸給

三六,六四三

事務費

八〇,四一六

產業基本調查費

一二六,三二九

販路調查及擴張費

三一,六九九

農業獎勵費

八六,二一三

畜產獎勵費

八〇,九六八

水產獎勵費

一〇〇,二九五

燃料工業獎勵費

一五三,三〇〇

水產增殖事業費

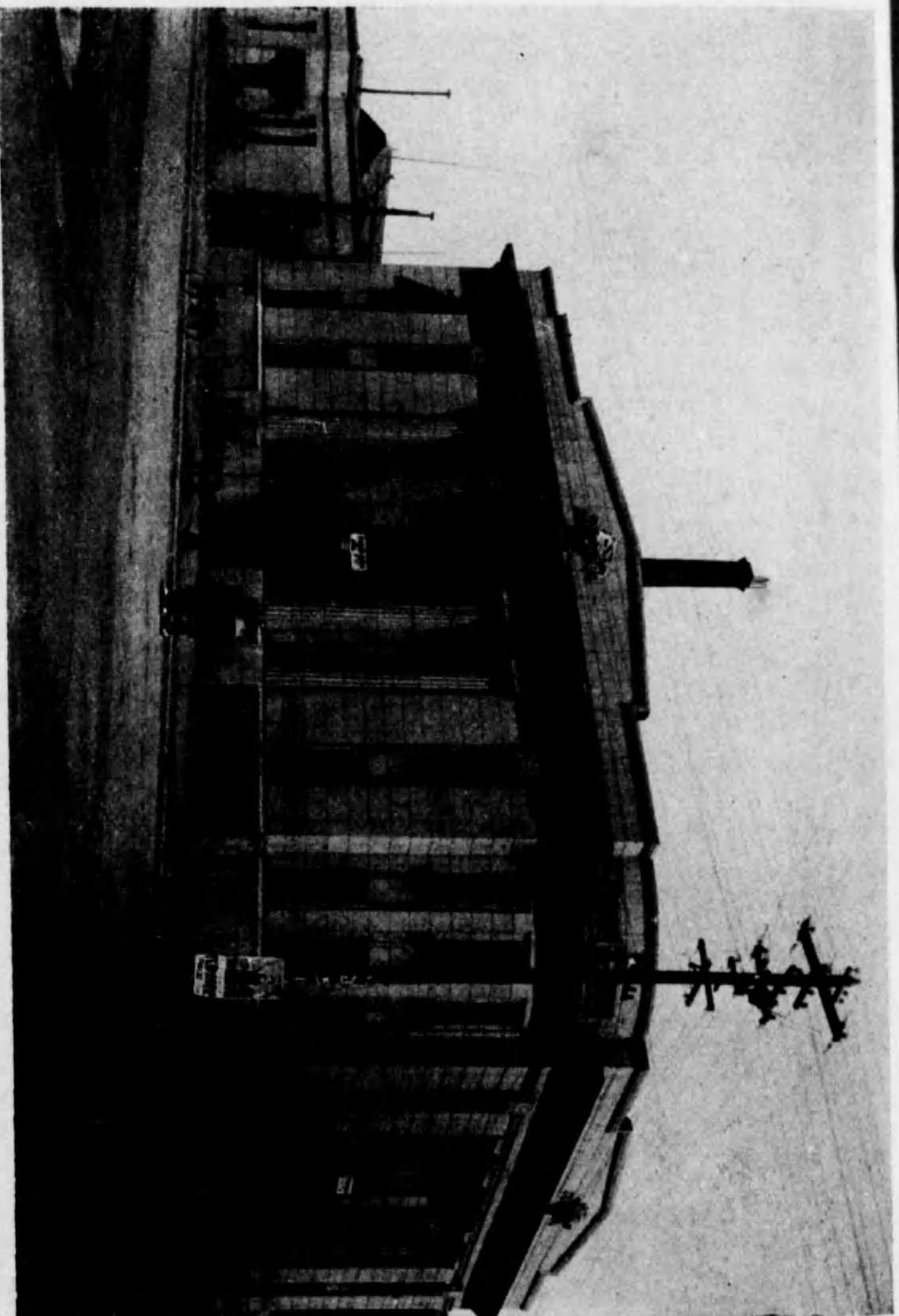
一〇〇,〇〇〇

國有林事業經營費

一,一六三,九三三

燃料資源開發助成費

一六四,〇〇〇



店支原豐行銀殖拓道海北

第二節 金融

樺太に於ける金融機關 (昭和七年末)

北海道 拓殖銀行		普通銀行		貯蓄銀行		信用組合	無盡業	質屋	其他ノ金 錢貸付業	無盡講會	
本店	支店	本店	支店	本店	支店						
1	10	1	1	1	1	4		7	113	1天	101

樺太に於ける金融機關の概要を略述すれば左の如し。

銀行 明治三十八年本島の邦領となるや北海道拓殖銀行は政府の命に依り直に大泊に派出所を設け、中央金庫事務の取扱を爲す傍ら預金及爲替業務を行ふこととなれり。當時一般銀行業務は同行定款の許さざる處なるを以て本島の拓殖資金の供給に對しては全然没交渉の状態に在りしが、明治四十年一月右派出所を樺太支店となし一面同行後援の下に大泊、真岡の兩地に泰北銀行支店を設置し、一般銀行業務を營むに至れり。越えて明治四十一年大泊に於ける諸官衙の豊原に移轉するや北海道拓殖銀行樺太支店(大正三年

四月豊原支店と改稱)も亦豊原に移轉し依然從來の業務を行ひしが、明治四十四年拓殖銀行法を改正して本島をも同行の一般營業區域に加ふる事となれり。其の後大正三年四月に至り本島に於ける泰北銀行の業務全部を繼承する事となり大泊、眞岡に出張所を設置し、前者は大正七年、後者は大正八年に各々支店に昇格せり。爾來同行支店、出張所は一般普通銀行業務、不動産、漁業權、工場財團等の各種擔保貸付、農業者、漁業者等の十人以上連帶貸付及公共團體各種組合に對する貸付の外預金部普通地方資金の取扱を行ひ、以て本島拓殖事業資金の供給を計ると共に、豊原支店に在りては日本銀行代理店として國庫金の出納保管の事務を掌り、其の業務極めて廣汎にして且營業區域は全島に亘り、本島の開發と時勢の進運に従ひ本島の資金需要年々増加の趨勢に順應しつゝ在り。同行に於ては豊原、大泊、眞岡の外本斗、野田及泊居の各地に支店を設け落合、知取、敷香及留多加の各出張所は昭和七年六月以降支店に昇格し現在十支店を算するに至れり。

樺太に於ける産業資金の供給を圓滑ならしむるの目的を以て樺太廳の補助を得大正三年五月設立せられたる樺太金融株式會社は、定款を變更して大正五年十月大泊に資本金五十萬圓よりなる株式會社樺太銀行を創立し銀行業を開始せり。然るに各種産業の發展に伴ふ資金の需要漸次多きを加へ來れるを以て、大正八年三月資本金を二百萬圓に増資すると同時に眞岡に支店を設置せり。以上の二行は銳意拓殖資金の供給に努力し、本島開發に貢献する所尠からず。

右の外樺太に於ける唯一の貯蓄銀行として大正十一年四月一日支店を豊原に設置したる株式會社北門貯

蓄銀行は銳意島民貯蓄心の向上に努め漸次其の業績を擧げつゝあり。

今參考迄に昭和八年六月末現在の各種銀行貸付及預金額を示せば次の如し。

株式會社北海道拓殖銀行各支店	
預金總額	一六、五八五、七〇二
貸金總額	一五、三九〇、二二五
株式會社樺太銀行	
預金總額	二、一五〇、八六九
貸金總額	三、四九六、一三八

株式會社北門貯蓄銀行支店	
預金總額	六七七、五七八
貸金總額	一八三、二二一

産業組合及産業組合聯合會 大正四年産業組合法施行以來各地に設立せらるゝもの逐年其の數を増加し成績見るべきものあり。今其の組合數を見るに施行當時即ち大正四年に設立を許可せるもの一組合なりしが、昭和七年末に於ては四十八組合となれり。而して調査組合四十二に付いて之を見るに其の出資總額一、六三〇、三九〇圓、内拂込済額一、三八九、九三二圓にして準備金、其他積立金、借入金及組合員(其の家族を含む)並團體貯金を合算すれば其の運轉資金總額三、四六七、二七八圓に達するに至れり。組合

員總數五、〇〇〇人にして之を大正五年末の二九五人に比較すれば其の發達良好なるを知るべし。聯合會としては僅に大正十四年に於て信用組合聯合會一の設立を見たるのみなるも其の會員數三十五、出資額九三、〇〇〇圓にして内拂込濟額四七、六七九圓、運轉資金總額は三四八、四八九圓を算し今後益々發展するの狀勢にあり。

尙昭和五年以來毎年全島産業組合大會を開催し産業組合の改善、發達及聯絡を圖りつゝあり。而して昭和六年開催の第二回全島産業組合大會の決議に基き本島産業組合の聯絡、統一、指導、改善、助成等の目的を以て樺太産業組合協會は同年六月設立せられ翌七年より事業開始に決定せられたり。斯くて本島産業組合運動は愈々本格的に入らむとするの狀況にあり。

産業組合

種別	年次	
	昭和三年	昭和四年
組合數	三七	四〇
調査組合數	二六	三四
組合員數	二、七六六	三、六七八
出資總額	八六八、一七九	一、〇四四、〇五五
種別 <th colspan="2">年次</th>	年次	
	昭和五年	昭和六年
組合數	四四	四七
調査組合數	三七	三九
組合員數	三、四九二	四、五五一
出資總額	一、三四四、三九五	一、五七二、四三五
種別 <th colspan="2">年次</th>	年次	
	昭和七年	
組合數	四八	
調査組合數	四二	
組合員數	五、〇〇〇	
出資總額	一、六〇〇、四九〇	

産業組合聯合會

種別	年次	
	昭和三年	昭和四年
拂込濟出資額	六九〇、四九八	八七一、〇七六
準備金	一五四、二七七	一八二、五三六
其ノ他積立金	三三、四五六	三六、七二〇
借入金	六三、二八一	二二〇、四九四
貯蓄金	六九、八〇五	七八、六六九
合計	一、六〇九、一九七	二、〇九一、四七六
種別 <th colspan="2">年次</th>	年次	
	昭和五年	昭和六年
拂込濟出資額	一、〇五五、五五五	一、二八八、二四八
準備金	二〇六、七五四	二四九、四一三
其ノ他積立金	三七、八二五	三九、八六二
借入金	三三二、五五五	三〇八、七四三
貯蓄金	九三三、四三三	一、一四八、七九三
合計	二、四三五、〇九二	二、九六五、〇五九
種別 <th colspan="2">年次</th>	年次	
	昭和七年	
拂込濟出資額	一、三八九、九三三	
準備金	二八七、八九六	
其ノ他積立金	四〇、六六五	
借入金	四一三、九一六	
貯蓄金	一、三三四、八六九	
合計	三、四六七、二七八	
種別 <th colspan="2">年次</th>	年次	
	昭和三年	昭和四年
拂込濟出資額	一一、二七七	一三五、五三一
準備金		
其ノ他積立金		
借入金		
貯蓄金		
合計		

種別	年次	
	昭和三年	昭和四年
聯合會數	一	一
調査聯合會數	一	一
會員數	一五	一七
出資總額	三八、〇〇〇	四三、〇〇〇
種別 <th colspan="2">年次</th>	年次	
	昭和五年	昭和六年
聯合會數	一	一
調査聯合會數	一	一
會員數	二五	三四
出資總額	六七、五〇〇	八六、〇〇〇
種別 <th colspan="2">年次</th>	年次	
	昭和七年	
聯合會數	一	
調査聯合會數	一	
會員數	三五	
出資總額	九三、〇〇〇	
種別 <th colspan="2">年次</th>	年次	
	拂込濟出資額	
	一三、九〇五	一八、五三五
	二七、七二三	三八、九一九
	四七、六七九	

財政及金融

利餘金	轉				資				金			
	準備金	其他積立金	貯蓄金	借入金計	貯蓄金	借入金計	貯蓄金	借入金計	貯蓄金	借入金計	貯蓄金	借入金計
一、三三三	二七											
一、八三三				二四、八八								
二、五七〇				七、八九六								
二、三三八				一八、六三〇								
				一、三三九								
				一、八七四								
				三〇								
				二、九八三								
				四、九二九								

種類別組合數

年次	種別	組合數											
		信用組合	購買組合	信販組合	信購組合	信利組合	販購組合	販利組合	購利組合	信販利	信購利	販購利	信販利計
昭和三年		三	三										六
昭和四年		三	三										六
昭和五年		八	八										一六
昭和六年		九	九										一八
昭和七年		八	八										一六

職業別組合員數

年次	種別	組合數	調査組合數	組合員數	一組合員當	職業別組合員數						官公吏會社員	其他
						農	工	商	水	林	其他		
昭和三年		七	二六	二、七八六	一〇七	四九五	七三三	三〇三	三〇	一			一、二〇〇
昭和四年		四〇	三三	三、六七八	一〇八	六六六	一、〇一五	三〇三	三六	七九			五六一
昭和五年		四〇	三三	三、四九三	九四	八七八	一、二一八	三六六	五九	四〇四			五二七
昭和六年		四〇	三三	四、五五二	一一六	一、〇〇六	一、二七三	三九六	七三	八三			八五〇
昭和七年		四八	三三	五、〇〇〇	一一九	一一、二六	一、二八三	四九九	六四	九三			一、〇〇九

質屋、其の他の金銭貸付業、無盡講及無盡業

一、イ、私設質屋 質屋營業に付ては明治四十年質屋取締法施行せられ金融機關の完備せざる本島に於ては重要な金融機關として各地共相當に利用せられつゝあり。
(昭和八年六月末現在)

業者數	貸本出期		回本收期		貸付殘高		利率
	數	率	數	率	高	率	
一一一							〇・五〇
					一〇八、四九		
					二四、五七		

ロ、公設質屋 公設質屋は昭和七年十二月の創設に係り現在業者數僅かに過ぎざるも、比較的高利なる私設質屋に對し遙かに低利なるを以て漸次利用者増加しつゝあり。

財政及金融

(昭和八年六月末現在)

業者数	貸本出期高	本期中高	貸付残高	利率
一	三九、九三	一〇、六三	一、一七〇	〇・一五

二、其の他の金銭貸付業 (昭和八年六月末現在)

業者数	貸本出期高	本期中高	貸付残高
一六	七、九〇	三、八五	一、三三〇

三、無盡講 無盡講に就ては大正十三年四月講會取締規則施行せられ無盡會社に亞ぎ庶民金融機關として重要な地位を占む。昭和八年六月末現在には講會數一〇二、加入人員一、一四七人、講金總額七〇三、四一三圓を算す。

四、無盡會社 無盡會社に就ては昭和五年十一月勅令第二一〇號を以て昭和六年四月より無盡業法の施行を見るに至り一時四十有餘の業者數を算し競争激烈を極めしが現在免許を得たるもの七社にして庶民金融機關として健實なる機能を發揮しつつあり。昭和八年六月末業務狀況左の如し。

會社名	所在地	公稱本拂込	給付金契約高	掛金契約高
豐原無盡株式會社	豐原町	一〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇	一〇,三三六
大泊無盡	大泊町	五〇,〇〇〇	—	—
樺太蓄貯無盡	留多加町	五〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	四八、八六七
本斗無盡	本斗町	五二,〇〇〇	二八、五〇〇	三三、五九三
樺太相互無盡	眞岡町	五〇,〇〇〇	四九二,〇〇〇	五七、一九二
泊居無盡	泊居町	三〇,〇〇〇	二二,〇〇〇	一〇四、八三三
數香無盡	數香町	四六,〇〇〇	二七、六〇〇	二四、八六八
計		三九七,〇〇〇	一、一四三,〇〇〇	一、三三〇、八八八

第三節 煙草專賣

明治四十二年六月煙草專賣法施行と共に豊原に函館專賣支局出張所を、大泊に同專賣官吏派出所を新設し専ら煙草供給に關する事務を取扱ひ尙豊原、大泊、眞岡に煙草元賣捌人を置き、從來の煙草小賣人は其儘煙草小賣人に指定せられたり。其の後本島各地の發展に伴ひ豊原、大泊、眞岡、泊居、元泊、數香の六箇所に專賣官署及元賣捌制度廢止の結果豊原以外の專賣官署は之を煙草販賣所と改稱し、同時に惠須取販

賣所を増設し、各所に於て直接販賣事務を取扱ふに至りたる結果略ぼ煙草供給機關の完成を見るに至りたり。

煙草賣渡代金調査表 (單位圓)

種別	年度				
	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
口	六六一,三九二	三〇五,八八四	二四八,八九一	七二,八三九	六五,六〇〇
同卓上	二,九七五	一,四〇九	八〇一	五七七	四一〇
朝日	二四八,六〇三	二五一,八六五	一八二,三〇〇	一四一,九四五	一三三,七四九
不	五,三三〇	六五三	二二二	二六九	二〇七
響	—	—	—	—	—
みの	—	—	—	—	—
やの	—	—	—	—	—
其の	—	—	—	—	—
合計	七九八,二六四	五七六,三七二	三三五,〇二四	三〇〇,四六一	二七三,八三七
付	七八,〇九元	三,二一九	二二,六三三	五,三六九	四,四七四
ゴールドンバット	八八四,九九九	九八八,八六四	一,〇四三,〇一四	九九三,五八八	七九七,三九八
エアリーシツプ	一五,六〇八	一一,〇九四	四,七三二	七,五三三	一一,四九〇
チエリ	一四,四八五	一〇,四一〇	五,〇〇四	七,六三四	八,三三四
リ	—	—	—	—	—
兩	—	—	—	—	—

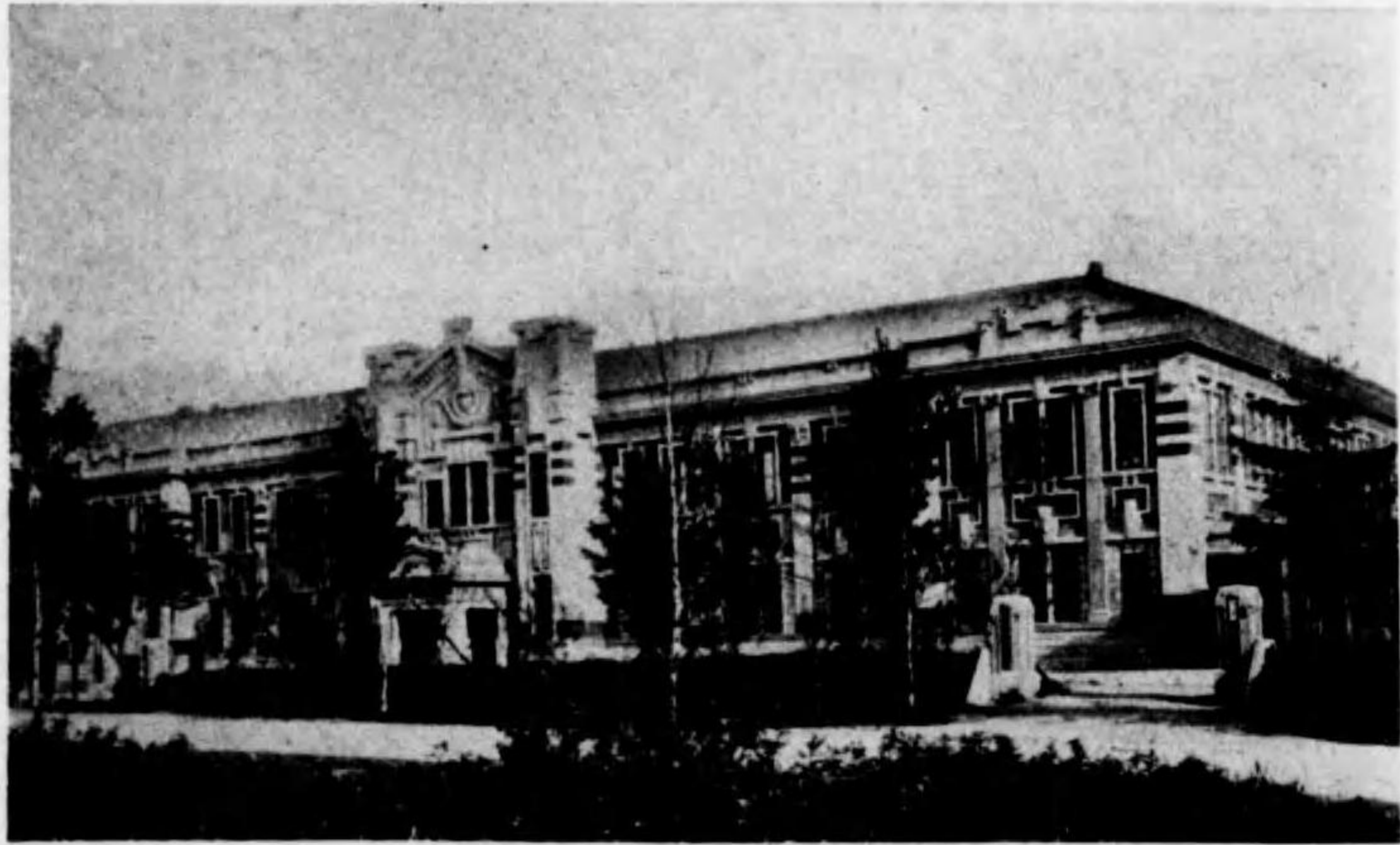
總輸入煙草計	昭和七年輸入煙草中には内地葉巻の賣渡代金を含む。				
	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
切	三八,一三三	三四,八四四	三八,五〇五	五〇,六七〇	一三,三八三
胡蝶	—	—	—	—	—
スの	—	—	—	—	—
其の	—	—	—	—	—
合計	九六〇,八三三	一,〇五〇,九一九	一,〇九五,三九〇	一,〇五五,〇九二	八八五,三六六
刻	四七,三三五	三九,一三六	三六,八〇五	三〇,三二七	三六,一四七
あや	—	—	—	—	—
さつ	—	—	—	—	—
白梅	—	—	—	—	—
はぎ	—	—	—	—	—
なで	—	—	—	—	—
其の	—	—	—	—	—
合計	五七五,三九〇	五四六,九〇六	五五五,五七一	五二五,四七三	三八七,四三九

第六章 教化

第一節 教育

第一款 概説

明治三十八年本島領有當時に於ては何等施設の見べきものなく百般創始の状態に在りしが、年を遂ふて渡航者相踵ぎ豊原、大泊及眞岡の如きは忽ちにして市街地を形成し、従て児童亦多數を算せるが其の教育機關なきを以て之が設立の急に迫られ、明治三十九年八月始めて豊原に小學校を開校し、次で同年十月大泊及眞岡の兩地に小學校を開校せり。之れ樺太に於ける小學校の嚆矢なり。而して同年九月樺太小學校内規を定め其の據る可き所を明かにせり。然るに教育上の施設を要するは管に是等市街地のみならず、其の他の村落に於ても之が必要に迫れるを以て、應急策として民間に相當補助を與へて之が設立を助成せり。即ち明治三十九年には私立簡易教育所二、同四十年に私立簡易教育所二、私立小學校一の設置を見たり。越えて明治四十一年樺太に於ける小學校に關する件（勅令）公布せられ大體小學校令に據ると共に、之が細則に就ては内務省令を以て一部を除く外小學校令施行規則を準用することとなり、次で廳令を以て私立小學校補助規則を定め、三市街以外の村落の私立小學校に對し教員俸給及設備費に補助を與ふること



樺太廳豊原中學校



樺太廳豊原高等女學校

とし之が普及を圖れり、然れども小學校に尙廳立、私立の二種あり。私立小學校には補助を與ふと雖教員の招徠其の他に不便尠からず。茲に於て大正九年管内の小學校を統一して之を公立とし教員給は之を國庫の負擔とし物件費は之を町村支辨となし教育機關の刷新を圖れり。而して町村教育費殊に農業部落及集團殖民地の負擔の輕減を圖る爲從來の補助法を改め昭和七年度より農業部落教育費補助規程を定め學校建築及經常教育費に對し相當の補助金を交付し居れり。然れども校數の約七割は單級若は複式單級なると、自然及文化的教材は自ら内地と趣を異にする等本島の特殊事情あるを以て此の點一般の考慮を拂ひ其の改善振興に努めつゝあり。

一方既に高等普通教育機關設置の必要に迫られ之が要望の聲漸く高きを以て、樺太廳は明治四十五年大泊に中學校を、大正五年豊原に高等女學校を設置せり。爾來人口の増加に伴ひ漸次増設され目下中學校三、高等女學校四を算す。

社會教育方面に於ては昭和四年四月樺太公立實業補習學校規程を公布し、島内八箇所に公立實業補習學校を設置し、専ら職業教育を爲しつゝあり。本年度は本島の特殊事情に鑑み更に農業指導啓發に當らしむる中堅人物養成の目的を以て拓殖學校開設の見込にて其の準備中なり。以上の外公立青年訓練所及私立學校等ありて夫々教育實績の向上を圖りつゝあり。教育施設前述の如く漸く其の緒に就くと共に教育行政上監督機關充實の忽にすべからざるを認め、大正五年四月初めて樺太廳に専任視學を置き、各支廳にも専任或は兼任視學を配して、之が監督統一の嚴密を期す。又大正九年には教育に關する告諭を發し以て其の嚮

ふ所を示せり。尙昭和五年十月には社會教育官を設け教育の普及を圖らんと努め居れり。

第二款 初等教育

輓近拓殖の進展人口の増加に伴ひ學齡兒童の増加亦著しく、依て學校の増設校地校舎の整備と共に内容の充實を圖りて教育の改善振興に努め居れり。而して初等教育は概ね普及し今や相當村落を形成する所學校の設置を見ざるなき狀況にして、従つて學齡兒童の就學率亦頗る良好となれり。

學齡兒童就學歩合

年次	學齡兒童	就學兒童	不就學兒童	學齡兒童就學歩合
昭和三年度	三九、四六一	三九、四〇六	五人	九九・八六%
昭和四年度	四〇、七五五	四〇、五六六	一三九	九九・六六%
昭和五年度	四六、〇五三	四五、九六七	八六	九九・八一%
昭和六年度	五三、九三六	四五、六四七	二七	九九・七二%
昭和七年度	五四、一〇〇	四七、一九三	二四	九九・七六%

學校、學級及教員、兒童數 (昭和九年一月末現在)

支應別	種別	學校種別	學	校	學	級	教	員	兒	童
豐原	尋常高等小學校	二五	二六	三九	二四三	一〇、三三三				
大泊	尋常高等小學校	四	五	二六	二七三	一、一八七				
本斗	尋常高等小學校	一	九	六	二七	三、四六三				
眞岡	尋常高等小學校	一	三	六	二七	七、四〇〇				
泊居	尋常高等小學校	二	五	一〇	一七五	七、四九一				
元泊	尋常高等小學校	二	七	六	一〇〇	四、一八九				
數香	尋常高等小學校	八	七	七	六	三、二四三				
計	尋常高等小學校	一四	八二	八四	一、〇八四	一、三三三				
	尋常小學校					四七、五五五				

第三款 中等教育

中等教育を受けんとするもの年々増加の趨勢に在るを以て既設中等學校の擴張充實を圖ると共に逐次増

設の必要あり。中等教育の改善充實は時代の要求と現下の實情とに鑑み最も緊要とする所なると、卒業生の大部分が卒業後實務に當り若しくは家庭の人となりて本島開發の重責を荷ふの實狀に在るに鑑み、昭和六年以來中學校には實業科、作業科を、女學校には家事裁縫科を施設せり。教科目及卒業後の待遇等内地のそれと同じ。

一、廳立中等學校

樺太廳大泊中學校 明治四十五年四月設立五月一日より授業開始す。元樺太廳中學校と稱せしが大正十四年四月樺太廳豊原中學校設置と同時に改稱す。

年度	種別	教員數	學級數	生徒數	入學者數	卒業者數
昭和四年度		三	一八	七七	三〇	九
昭和五年度		三	一八	七九	一七	〇
昭和六年度		三	一九	六三	一五	〇
昭和七年度		三	一七	五四	一四	一
昭和八年度		三	一六	六三	一〇	九

樺太廳豊原中學校 大正十四年四月設置同月二十三日より授業を開始す。

年度	種別	教員數	學級數	生徒數	入學者數	卒業者數
昭和五年度		六	一六	六三	三三	九
昭和六年度		三	一七	七二	三三	〇
昭和七年度		三	一八	七四	一九	九
昭和八年度		五	一九	八二	三三	一〇

樺太廳眞岡中學校 昭和二年一月設置同年四月十五日より授業を開始せり。

年度	種別	教員數	學級數	生徒數	入學者數	卒業者數
昭和四年度		三	一〇	四九	一四	三
昭和五年度		三	三	四〇	一七	三
昭和六年度		五	一四	五三	一七	三
昭和七年度		三	三	四八	一〇	七
昭和八年度		二	三	四二	一〇	八

樺太廳豊原高等女學校 大正五年四月開校五月一日より授業を開始す。元樺太廳高等女學校と稱せしが昭和二年四月樺太廳大泊高等女學校設立と同時に改稱す。昭和四年四月より五年制とす。

年度	種別	教員數	學級數	生徒數	入學者數	卒業者數
昭和四年度		三	二	五〇	一五	三

年度	種別	教員數	學級數	生徒數	入學者數	卒業者數
昭和五年	大正高等泊女學校			五六	一五	三五
昭和六年	大正高等泊女學校			五三	三八	一五
昭和七年	大正高等泊女學校			五五	三五	一四
昭和八年	大正高等泊女學校			六三	五九	一三

樺太廳大高等泊女學校 大正四年十月私立大泊女學校として設置せられたるものなるが、大正八年五月財團法人組織となし大正十三年八月之を公立高等女學校に變更したるを更に昭和二年四月樺太廳に移管したるものなり。

年度	種別	教員數	學級數	生徒數	入學者數	卒業者數
昭和四年	大正高等泊女學校	八	九	四〇六	一〇六	七三
昭和五年	大正高等泊女學校	八	九	四四	一三三	七四
昭和六年	大正高等泊女學校	八	九	四五	一七	八〇
昭和七年	大正高等泊女學校	八	九	三七七	一一	二七
昭和八年	大正高等泊女學校	八	九	三三三	二三	八一

樺太廳眞岡高等女學校 大正十五年四月公立眞岡實科高等女學校として設立せられ、昭和三年四月公立眞岡高等女學校と稱し更に昭和四年四月樺太廳に移管せられ樺太廳眞岡高等女學校と改稱せり。

年度	種別	教員數	學級數	生徒數	入學者數	卒業者數
昭和四年	眞岡高等女學校	九	四	一七六	七〇	一
昭和五年	眞岡高等女學校	三	四	二二七	七	一
昭和六年	眞岡高等女學校	四	六	二四二	六	一
昭和七年	眞岡高等女學校	四	八	二二	五	一
昭和八年	眞岡高等女學校	三	五	三〇三	五	五

備考 昭和五年三月卒業生ナキハ高等女學校ト改稱ト同時ニ修業年限延長セラレタルニ由ル
 樺太廳泊居高等女學校 昭和三年四月公立泊居高等女學校として設置せられ、昭和七年四月樺太廳に移管せられたる結果樺太廳泊居高等女學校と改稱せり。

年度	種別	教員數	學級數	生徒數	入學者數	卒業者數
昭和四年	泊居高等女學校	八	三	二四	五〇	一
昭和五年	泊居高等女學校	八	四	二四七	三	一
昭和六年	泊居高等女學校	九	四	二四	三六	六
昭和七年	泊居高等女學校	九	四	二〇	三八	三
昭和八年	泊居高等女學校	二	四	二七	五	三

二、私立學校
 教化

本島の私立學校に關しては大正九年九月私立學校規則を定め、其の設立は長官の認可を受けしむ。大正十二年十二月眞岡に私立裁縫女學校の設立を見たるを初めとし、漸次増加し今日に及びり。現況を示せば左の如し。(昭和八年八月現在)

名	稱	位置	設立者	設立年月	教員數	學級數	生徒數	入學者數	卒業者數
樺太教育會所屬 豊原夜間中等學校		豊原町	樺太教育會	大正十五年四月	二	四	六	四	一八
藤川實踐女學校		豊原町	藤川マキ	大正十五年八月	六	四	五	三	三〇
大泊女子職業女學校		大泊町	桶イチ	昭和三年三月	四	四	九	三	三三
大泊實科女學校		大泊町	中島教典	昭和三年九月	四	七	五	三	三三
眞岡裁縫女學校		眞岡町	大場秀子	大正十二年四月	一	三	三	三	二

三、専門學校入學者檢定

大正十四年廳令第十八號を以て専門學校入學者檢定に關する規程を公布し昭和三年乃至昭和五年は毎年九月、昭和六年以來春秋二回之を施行し、全科合格者三名、一部科目合格者五十四名を算す。右試験の効力に付ては大正十五年文部省令第五號を以て大正十三年文部省令第二十二號に依る試験檢定と同一と認められ且つ免除學科目の効力は昭和三年文部省議を以て相互共通して同一に認めらる。

第四款 教員養成其の他教育施設

一、教員養成機關

本島に於ける小學校男子教員の養成機關としては大正七年以來大泊中學校に修業年限一年の小學校教員講習所を附設し、當初尋常小學校本科正教員を養成せるが、大正十一年之を改めて内地師範學校第二部に則り小學校本科正教員を養成す。入學者には學資として被服費、食費、手當及修學旅行費を給し、卒業後は短期現役兵たるの特典あり。尙昭和二年より本科の外に研究科を創設し、本科卒業者又は師範學校本科卒業者若し小學校本科正教員の免許狀を有する者にして樺太に於て一年以上小學校教育又は教育事務に従事し現に其の職に在る者の中より選抜收容し、本科の學科目又は之に關聯する學科目に付尙精深なる學習を爲さしめ略師範學校專攻科に準ぜらるも昭和六年度より休止の狀態にあり。

小學校女子教員の養成機關としては大正九年開設に係る豊原高等女學校補習科あり。同校五年卒業生及之と同等以上の學力を有する者を修養し、修業年限一年にして教員として特に必要なる學科目を教授し、無試験檢定を以て小學校教員の資格を與へ隨時任用しつゝあり。

兩所創設以來の卒業生は男子五二七名、女子二四六名に及び今や管下小學校教員の約半數を占め其の活動の根幹となり島民教育の實績向上に努めつゝあり。

以上本島に於ける現在の教員養成機關は極めて姑息なる施設なるを以て充分なる成績を挙げ得ざる状態にあるを以て速に師範學校を設置し、特殊事情に在る本島師範教育の完璧を期せんとす。

二、教員の指導教養

本島領有の初期に於ては教員の無資格者尠からざりしも、現在は殆ど有資格者を以て充たすに至れり。然れども生徒は何れも内地各地方よりの移住者の子弟にして、其の風俗習慣區々にして歸一する所なく、之が教育に就ては周到なる注意と不斷の努力を必要とするのみならず、僻陬の地なるを以て環境の刺戟極めて尠く動もすれば研鑽を怠らんとする弊あるを以て、常に優良教員の招徠に努めると共に一方研究の機會を與へ、之を善導し素質の改善を圖り居れり。

小學校教員 小學校教員に對しては左記の方法に依り向上改善に努めつゝあり。

イ、機に應じ校長會議、研究會、講習會等を開き、或は研究論文を募集する等努めて研鑽の機會を與ふ。

ロ、毎年數名の現職者を選び内地及朝鮮其の他の殖民地に派遣し、教育狀況の實際を視察研究せしむ。

ハ、學術研究員規程を設け、現職者より試験又は無試験に依り毎年數名を選抜し、任意又は指定の學校に派遣依託して研究せしむ。

研究員は之を甲種、乙種に分ち甲種は一年、乙種は六箇月とし、大正十年度以降派遣せるもの甲種十三名乙種三十四名を算す。

中等學校教員 中等學校教員は之を内地に求めざるべからざる爲め不便尠からずして、之が對策として大正十年中等學校教員依託養成規定を定め、適當と認むる學校に依託生を置き在學生中より之を募集せる

も大正十三年以降中止の状態にあり。

三、其の他の教育施設

開拓の過渡期にある本島にありては社會教育的施設未だ完からず、之が普及發達は將來に俟たざるべからざるも現時其の施設の主なるものを擧ぐれば左の如し。

實業補習教育 本島に於ける小學校兒童數は逐年著しき増加を見るに至れり。従つて之等卒業兒童中直ちに職業に従事する者に對し職業に關する知識技能を授けると共に公民的教養並拓殖に須要なる教育を施すことは最も緊要なるにも不拘從來之が施設無きを以て昭和四年四月始めて高等小學校卒業程度以上を入学資格とする修業年限二個年の實業補習學校の開設を見たり。各校に一名乃至二名の教諭、數名の囑託教員を配置し、更に廳費を以て相當補助を支給しつゝあり。其の概況左の如し。

(昭和九年一月調)

學校名	學級數	教員數	生徒數
樺太公立豊原商業補習學校	四	二	五
同 大泊商業補習學校	四	九	五
同 眞岡商業補習學校	二	九	三
同 落合商業補習學校	二	三	五

同	留多加農業補習學校	三	一〇	五〇
同	知取商工補習學校	三	一三	六〇
同	本斗水産補習學校	三	七	四〇
同	泊居工業補習學校	二	七	二七
計		三	九	三八四

教育會 從來各支廳の下に獨立したる教育會ありたるが時代の推移は之を以て足れりとせず、是等を統一するの要あるに鑑み、大正十三年三月從來の教育會を解散して新に支廳管内を統一したる教育會を創設し、之を單位として中央に樺太教育會を設置したり。爾來講演會、研究會、夏季大學の開催、各科研究調査會、圖書館及夜間中學校の開設並機關雜誌の刊行等着々事業を進め、尙新刊書籍を購入して巡回輪讀に供す。

圖書館 本島精神文化促進の機關として完全なる圖書館の施設を緊要とせるに、未だ其の見るべきもの無きを遺憾とし、先年大泊教育會にては附屬圖書館を設け、昭和七年一月十五日樺太教育會に於ても附屬圖書館を豊原町に開設せり。尙島内各中、女學校には校友會費を以て各圖書室を設け、町村教育會にては簡易巡回文庫を置きて何れも相當の成績を挙げつゝあり。

幼稚園 幼稚園は大正十年始めて大泊に設置せられ、次で大正十二年豊原に、昭和二年恵須取町に之が

開設を見たるも何れも私立にして其の施設未だ完からざるは遺憾とするところなり。

(昭和九年一月現在)

名	稱	設立者	設立年月	保母	組數	園兒	保育料
豊原	幼稚園	福山惟吉	大正十二年五月	三	二	五	二、五〇〇
大泊	幼稚園	小倉俊丈	大正十年八月	三	三	六	二、五〇〇
恵須取	青藍幼稚園	鈴木大康	昭和二年三月	三	二	五	一、五〇〇

教育所 内地人に比し智能劣れるアイヌ族以外の土人の子弟教育の爲に敷香に教育所を設置し、公立小學校に準じて學習を指導し其の智徳の養成に努めつゝあり。現在在籍兒童三十六人を算す。

青年團 本島に於ける青年團は男女共從來町村に於て任意に設立し來りたるが、男子青年團は大正十四年十一月樺太廳内に樺太青年團を設置し昭和三年三月大日本聯合青年團に加盟の上一層の整備を見、昭和六年十月團則改正し聯合制となるに及び内容の充實組織の統制を見るに至りたり。女子青年團は昭和三年十二月支廳管内聯合女子青年團の設立を見、更に之を基礎とする樺太聯合女子青年團の組織行はれ統一節度あるものに至りたり。之等青年團は各地方教化團體の中心勢力となり、青年の修養及各種公共的事業に活動しつゝあり。

男子青年團の概況

支應單位 聯合青年團名	町村單位 聯合青年團數	部落單位 青年團數	本年度 經費豫算(圓)	資產(圓)	正團員	其ノ他	員數
豐原	六	三	九、〇〇三	二四、〇五六	一、四三四	一九六	一、六三〇
大泊	七	三	三、九七六	五〇	一、一三八	三七	一、一七五
留多加	三	二	三、九三九	三、六三七	六六六	五八	七四四
眞岡	六	三	六、三五一	九、七八九	九五六	三〇〇	一、一七六
泊居	一	三	五、九二四	二、七九八	六六七	四一	七〇八
鵜城	三	三	六、五四九	三、〇三五	四六三	七六	五四一
本斗	四	一	三、八〇九	四、三三五	六四二	一〇一	七四三
元泊	三	九	三、三六三	一、〇四三	四六四	二九	五九三
數香	四	一	四、七三七	七八二	三六九	六六	四三五
計	三七	三三	四七、六四一	四九、四二五	六、八二九	九六六	七、七五五

女子青年團の概況

支應單位 聯合青年團名	町村單位 聯合青年團數	部落單位 青年團數	本年度 經費豫算(圓)	資產(圓)	正團員	其ノ他	員數
豐原	五	二	一、六三四	四一九	六二三	五	六六九

支應單位 聯合青年團名	町村單位 聯合青年團數	部落單位 青年團數	本年度 經費豫算(圓)	資產(圓)	正團員	其ノ他	員數
大泊	七	二	一、五八一	—	四九四	四〇	五三四
留多加	二	一	一、〇六六	—	三〇七	七	三二四
眞岡	六	二	二、三九四	一、八七五	五九七	九	六四九
泊居	一	三	一、二七七	七	三三九	三	二五三
鵜城	三	五	五五七	一、六	一〇九	八	二二七
本斗	三	三	一、〇一	二七七	二〇四	一九	二二三
元泊	三	六	六六六	二二七	二六五	三	二八八
數香	四	一	八六六	二二七	一九一	五	二四六
計	三三	一六	一、〇一一	二、八六三	二、九七九	三三三	三、一〇一

青年訓練所 大正十五年四月勅令第七十號を以て内地道府縣に對し青年訓練所令公布せられたるも殖民地には之を施行せられず。然れども本島の如き社會的施設の少き土地に於ては青年訓練所設置の必要切なるものありと認め、青年訓練所令に準じ同年六月廳令第十七號を以て青年訓練所規程を公布し、昭和五年五月には廳訓令第八十五號を以て學科視閲規程を公布、同年十二月には更に私人の設置をも認めたり。大體内地同様にして孰れも小學校又は工場内に附設す。主として小學校教員、在郷軍人及工場幹部等が指導員として公民教育、職業教育及國民的教練を課す。現在に於ける概況左の如し。

(昭和九年一月末調)

支廳	種別	訓練所	在籍者	設	置	町	村
豊原	八	三三	豊原町(一)、豊北村、川上村、落合町(三)、榮濱村				
大泊	七	三六	大泊町、留多加町、深海村、長濱村、富内村、遠淵村、知床村				
本斗	八	三三	本斗町(三)、内幌村(三)、好仁村、海馬村				
眞岡	七	三七	眞岡町、小能登呂村、清水村、廣地村、蘭泊村(二)、野田町				
泊居	九	三六	泊居町、鵜城村、惠須取町、名寄村(二)、三濱村、名好村、久春内村(二)				
元泊	三	三〇	元泊村、知取町、帆寄村				
敷香	四	三三	泊岸村(二)、敷香町、内路村				
計	四六	一、六〇三					

史蹟名勝天然記念物 昭和六年廳令第三號を以て史蹟名勝天然記念物保存規程を公布し、同時に史蹟名勝天然記念物調査會を設置して天然記念物七十五種を指定し目下着々調査しつつあり。

第二節 博物館

本島の我領有に歸するや拓殖の礎を樹つる爲、其の天産物を調査し利用の途を究むるは最も必要なりとし、明治三十九年五月樺太民政署に於て斯道の權威者に囑託して植物調査を遂げ、樺太廳設置と共に動物調査を數年間に亙りて行ひ、其の標本を樺太廳舎の一室に保管せり。越えて明治四十二年島内の農水林礦産等産業的標本を蒐集するに當り、同時に土人の使用せる器具等をも蒐めて陳列せしが、未だに公開觀覽せしむるに至らざりき。標本、物産等の蒐集せらるゝもの多數に上るや大正六年舊樺太駐屯軍司令官々舎に陳列して公開し、大正十一年には内容漸く備はりたるを以て、樺太廳博物館規定を設け、五月より十月に至る間を開館し、本島唯一の觀覽施設たらしめたり。爾來觀覽者年と共に増加し昭和二年には植物、動物、水産、林産、農産、礦産、土俗及歴史參考品等の各部を設け、整備改革して内容の充實を計り、陳列品は殆んど本島特有のものにして學術上の好參考資料及本島の事情を知る爲、視察者の見逃すべからざる施設の一たり。開館は毎年五月一日より十月末日迄にして昭和八年度に於ける觀覽者總數は一四、八七一人に達す。昭和九年四月豊原に憲兵分隊設置さるゝや舊守備隊官舎跡に移轉せり。

第三節 社會事業

本島に於ける社會的事象は從來甚だ單調なりしを以て慈惠救濟、釋放者保護を主とし社會事業の發達亦著しきものなりしも、輒近本島の人口増加と時運に伴ひ社會的事象も漸次複雑化し此種事業の發達を促すこと漸く繁く、最近豊原、大泊等主要市街地に於ては町村及民間篤志家の手に依り無料宿泊所、託兒所、職業紹介所、公設質屋等の設置を見、町村に於ては方面委員を設くる等既設社會事業團體の事業擴張と相俟て社會の要望に副はむ事を期し樺太廳に於ても極力之が助成に努めつゝあり。尙法令に基き實施の救護事業は軍事救護、罹災救助、行旅病人及行旅死亡人の救護並取扱及精神病者監護等の四項目にして社會事業團體中相當成績の見るべきものある團體としては財團法人樺太慈惠院、財團法人樺太共濟會、財團法人樺太恩賜財團、財團法人大禮恩賜樺太慈惠財團、樺太保護會等あり。

尙本島に於ては從來樺太慈惠院の外醫療機關として見るべきものなかりしも昭和七年八月 畏くも皇室に於かれては救療の資として、三ヶ年に亘り御下賜金の御沙汰あり、樺太廳管内亦年々金七千圓御頒賜の恩寵を蒙りたるを以て直に恩賜救療委員會を組織して樺太廳よりも金七千圓を支出し同年十月より事業に着手し醫療救護の普及徹底を圖りつゝあるが、昭和八年十月末に於ける被救療者は六一五人にして一般救療の外巡回診療をも實施し其の成績大いに見るべきものあり。

一、軍事救護

軍事救護法に依り傷病兵、其の家族若は遺族又は下士兵卒の家族若は遺族を救護するものにして生活扶助、醫療、失業扶助、助産、埋葬等に別つ。昭和八年中に於ける救護狀況を示せば左の如し。

區分	種類	戸數	人員	金額	摘要
		四	一六四	八、六二五	現金給與ニシテ金額ハ昭和八年度支出額トス
		三	三三	三三	同
		一	一	三	同

一、罹災救護

廳令罹災者救助規程に依り多數者同一の災害を蒙りたる場合に限り救助を行ふものにして避難所費、食料費、被服費、治療費、小屋掛費、就業費、學用品費等の費目に對し救助金を支出す。

昭和四年度以降昭和八年度迄に行ひたる罹災救助左の如し。

區分	分	戸數	人員	金額	摘要
惠須取地方山火災害		九三	二、六四	九、六三	前記各費目
	留多加地方山火災害	一八	一、三二	三、六六	同
留多加地方水害		一	三	三	焚出及避難所費

教化

落合地方水害	一	七	同
白濱地方山火災害	三〇	九	食料費、小屋掛費
元泊地方山火災害	一三	二、六四	就業費
計	四、三三	一、九三	同
	一、七三	二二、一五	

一一八

一、行旅病人及死亡人救護並取扱

行旅病人及死亡人は本島人口の増加と共に逐年増加し、救護並取扱費亦相當多額に上り、本人又は扶養義務者より求償し得るもの稀にして之が繰替支出を爲すべき町村は財政上相當苦痛あるものと認めらる。昭和八年末現在に於ける救護並取扱状況を示せば左の如し。

行旅病人				行旅死亡人			
新ニ救護ヲ受ケタル者	死亡者	年末現在	金額	病死	變死	計	金額
男	男	男	一七、四六七〇円	男	女	男	四三〇、〇〇〇円
女	女	女		女	男	女	
計	計	計		計	計	計	
二四	一三	一三		二	一	三	

一、精神病者監護

精神病者監護法に依るものにして昭和八年末現在の精神病者は一九五名にして内監置を要するもの十九

名、要せざるもの一七六名なるが精神病者監護の施設としては財團法人樺太慈惠院の施設一を擧ぐるのみにして昭和八年末現在收容者十七名あり。他は私宅に於て監護しつゝあり。

一、財團法人樺太慈惠院

明治四十四年の創立に係り主として自活し得ざる者を救護し天恵を全ふせしむるを以て目的とし行旅病人及精神病者の依託救療、貧困患者の施療、孤兒の教育、院外救護等の事業を行ひ本島に於ける唯一の救療機關とも稱すべく、本島社會事象の複雑を加ふるに従ひ同院の活動は社會の要望する所にして同院亦各般の事業計畫を樹て、事業の擴張を期しつゝあり。昭和七年度に於ける事業成績を示せば左の如し。

昭和七年度救護種別人員表

實人員	行旅病人	精神病者	實費及施療患者	土人患者	同伴者	孤兒教育者	計
延人員	七、八四七	六	五、三九九	六	五	一〇	一、〇六八
							一五、三三三

一、財團法人樺太共濟會

大正七年設立せられ、樺太に於ける住民の生業に必要な物資の需給を調節し兼ねて天災地變に際し罹災者を救助するを目的とし、設立以來農林省より外来を購入し、米の需給及價格の調節をなし、或は交通不便なる奥地住民の爲冬季物資の購入資金を貸付し、水害、火災等に當り罹災民に救助金を交付する等相

當の活動を爲せり。右は本會事務の一端に過ぎざるも、拓殖途上に在る本島の爲貢獻少からず、其成績見
るべきものあり。

一、樺太恩賜財團及大禮恩賜樺太慈惠財團

樺太恩賜財團は大正元年明治天皇御大喪に當り地方賑恤の資として恩賜金を以て設立せられ、其の後照
憲皇太后、大正天皇御大喪の際の御下賜金をも本團の管理に屬せしめ、大禮恩賜樺太慈惠財團は、大正四
年大正天皇御大禮に際し内閣總理大臣に賜はりたる御沙汰の旨を奉體し、御頒賜の賑恤資金を以て之を設
立し、昭和三年御大禮の際の御下賜金をも併せて管理し、共に樺太に於て慈惠救済の事業を行ひ、廣く住
民をして聖恩に浴せしめ、之を永遠に傳ふるを以て目的とし設立以來専ら資源の増殖に努め、大正十三年
より鰥寡孤獨孝子節婦にして貧困又は病氣の爲自活療養の途なきものに對し惠恤を行ひ來れり。近時資源
も相當の増加を見たるを以て漸次事業を擴張し、貧困者の生活扶助及施療、孤兒の教育等を行ひ相當の成
績を示しつゝあり。

尙樺太恩賜財團に於ては昭和七年十月より事業の一部として人事相談所を開設し職業紹介を始め一般人
事の相談に應じ社會事情に特异性ある本島に在りて其の活動は大いに期待せられつゝあり。昭和八年末迄
の取扱成績左の如し。

職 業		紹 介		人 事 相 談	
求 人 數	求 職 數	求 職 再 來 數	就 職 數	一 般 人 事 相 談	職 業 相 談
三三	五二	三四	一〇	七	六

一、樺太保護會

大正八年の創立にして刑の執行を受けたるものに對し釋放後の保護を爲すものにして直接收容保護、間
接保護、一時的保護の三種に區分して保護事業を行ふ。而して釋放後の一時宿泊、職業紹介、衣食旅費の
給與等一時的保護最も多く、昭和七年度に於て一四六名に及び、間接の保護者十八名、直接保護者十五名
にして、斯界の爲貢獻する所尠からず。

以上の團體は一般に基礎未だ十分なりと云ひ得ざる狀況なるも畏くも毎年紀元節に當りては斯業獎勵の
御思召を以て御下賜金を賜はり、又樺太廳よりも補助を與へて事業を助成し指導改善に努めつゝあるを以
て漸次發達の趨向にあり。

第四節 神社及宗教

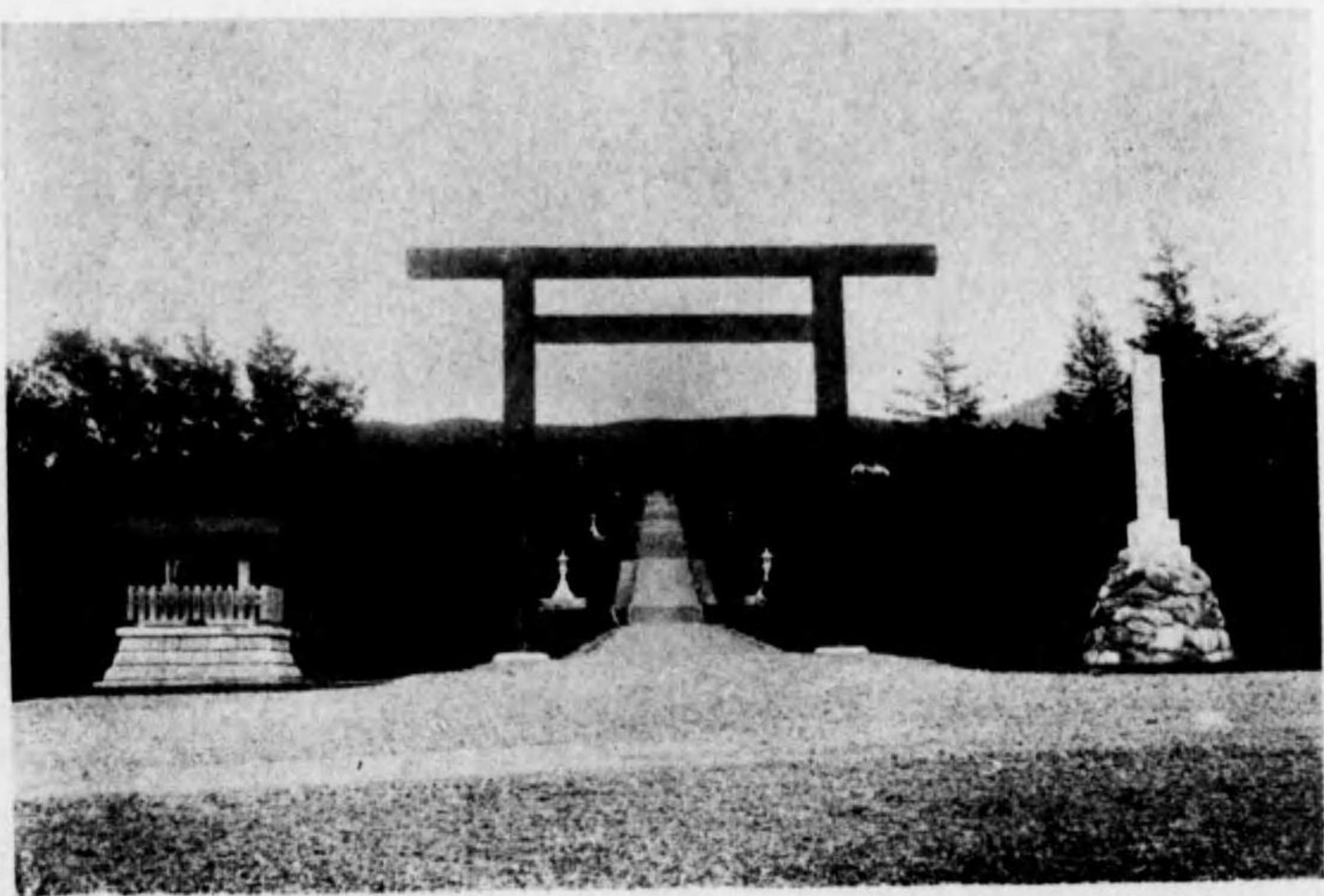
第一款 神 社

明治三十八年本島領有後住民の増加するに従ひ神社の創立を企劃するもの各地に相踵ぐに至れり。茲に於て人心の歸嚮を察して敬神の思想を涵養し崇祖の信念を振作する爲め、明治四十四年全島鎮護の大祀として官幣大社樺太神社を建立せられたり。爾來豊原、眞岡、大泊、泊居其他各地に相亞で産土神社の建立を見現在其の數百餘社に及ぶ。

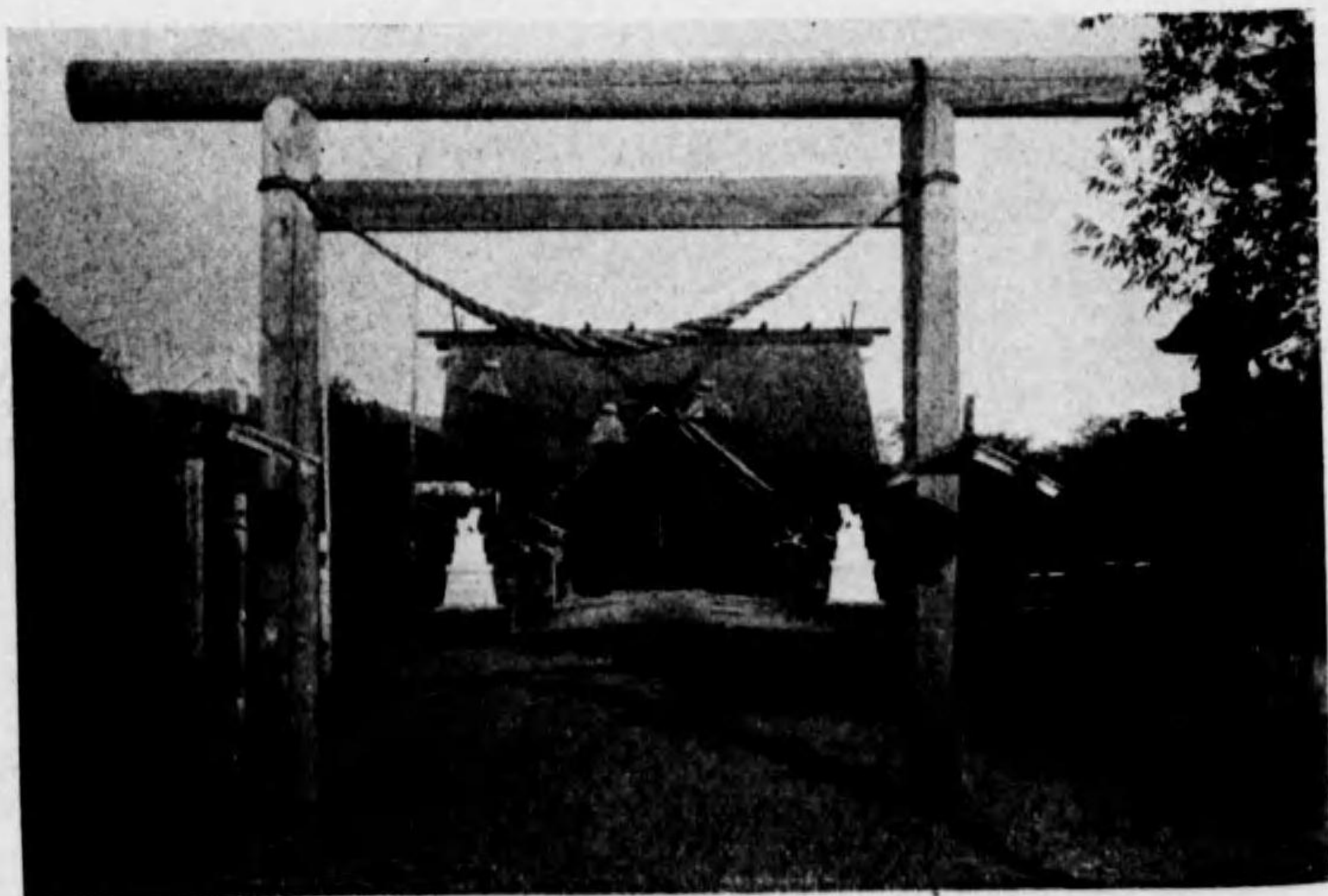
官幣大社樺太神社 祭神は大國魂命、大己貴命、少名彥命の三神一座にして豊原の東郊旭ヶ丘に鎮座し幽邃絶佳の勝地なり。明治四十三年起工翌明治四十四年八月鎮座あり。大祭日は樺太施政記念日たる八月二十三日なり。社殿社域整備し境内樹木鬱蒼として森嚴の氣漲り神威赫として島民の崇敬殊に厚し。

縣社豊原神社 祭神は天照皇大神、豊受大神、明治天皇、照憲皇太后の三座四柱にして豊原町字北豊原に鎮座し閑雅にして森嚴なる淨地なり。明治四十一年の創建にして例祭日は六月十六日なり。昭和三年十一月五日縣社に列格せらる。

縣社亞庭神社 祭神は大國主命、事代主命、市杵島姫命、御食津神、舉田別命にして、幽邃神嚴なる大



官幣大社樺太神社



縣社豊原神社

泊町神樂ヶ丘の高地に鎮座し亞庭灣を望む。大正十一年創建、昭和五年七月五日縣社に列格せらる。例祭日は八月九日なり。

表忠碑 大泊中央高地に在り。明治三十七八年戦役に際し本島に於て不幸戦病死せる陸軍歩兵少佐西久保豊二郎以下軍人軍屬五十一名の遺骨を埋葬して其の英靈を祀り、最も激戦にして敵の主力を全滅したる七月十二日(西久保少佐戦死)を卜して毎年招魂祭を舉行す。全島民の尊崇を鍾むるところにして大正十四年 今上陛下皇太子殿下に在します御當時本島に行啓あらせられ畏くも特に鶴駕を托けさせられたる本島唯一の由緒ある記念碑なり。

樺太戦跡記念碑 本島の我領有に歸するや、二十有餘年の今日に至るまで其の戦跡は徒に荒野に委棄せられ、漸次其の形態を湮滅するに至らんとするを恐れ、官民有志の組織する樺太戦跡保存會の手に依り一萬數千圓を投じて彼我兩軍の輸贏を一舉に決せる交戦地たる豊原町字軍川を選び花崗石を以て高さ二十四尺の碑を建設せり。

第二款 宗 教

本島領有後各宗派の布教師續々渡來し各地に寺院、布教所を設け布教傳導に努めたる結果歳を逐うて盛んとなり、檀徒の數亦倍々増加しつゝあり。宗派は神道、佛教、基督教の三なり。

神道 神道、黑住、天理、金光、大社其の他にして各地に布教所四一箇所あり。

教 化

佛・教 眞宗、日蓮、曹洞、眞言、淨土其の他にして各派の寺院五九、布教所一一二箇所に通ず。
 基督・教 日本聖公會、日本メソヂスト教會、天主教教會、日本基督教會、救世軍及ホーリネスの六にし
 て教會數十一箇所あり。

第七章 兵 事

明治三十八年樺太南半を領有すると共に大泊に樺太守備隊を設置し、明治四十年之を豊原に移轉し第七師團の管區に屬せしめ以て本島の守備警衛に任じたるが大正二年五月之を撤廢するに至れり。然れども大正九年五月突發したる尼港事件に基因し、薩哈嚙州の保障占領に伴ひ同年十月再び豊原及内路に守備隊の駐屯を見るに至れり。越えて大正十四年二月、日露の新協約成立し國交の恢復に伴ひ再度守備隊の撤退を見ること、なりたり。尙憲兵隊は樺太守備隊の駐在と共に設置せられたるも守備隊の撤退と共に廢止せられたり。然るに近年樺太の軍事的地位の高上に伴ひ軍事警察機關設置の必要あるにより昭和九年四月二十四日再び豊原憲兵分隊の設置を見るに至りたり。

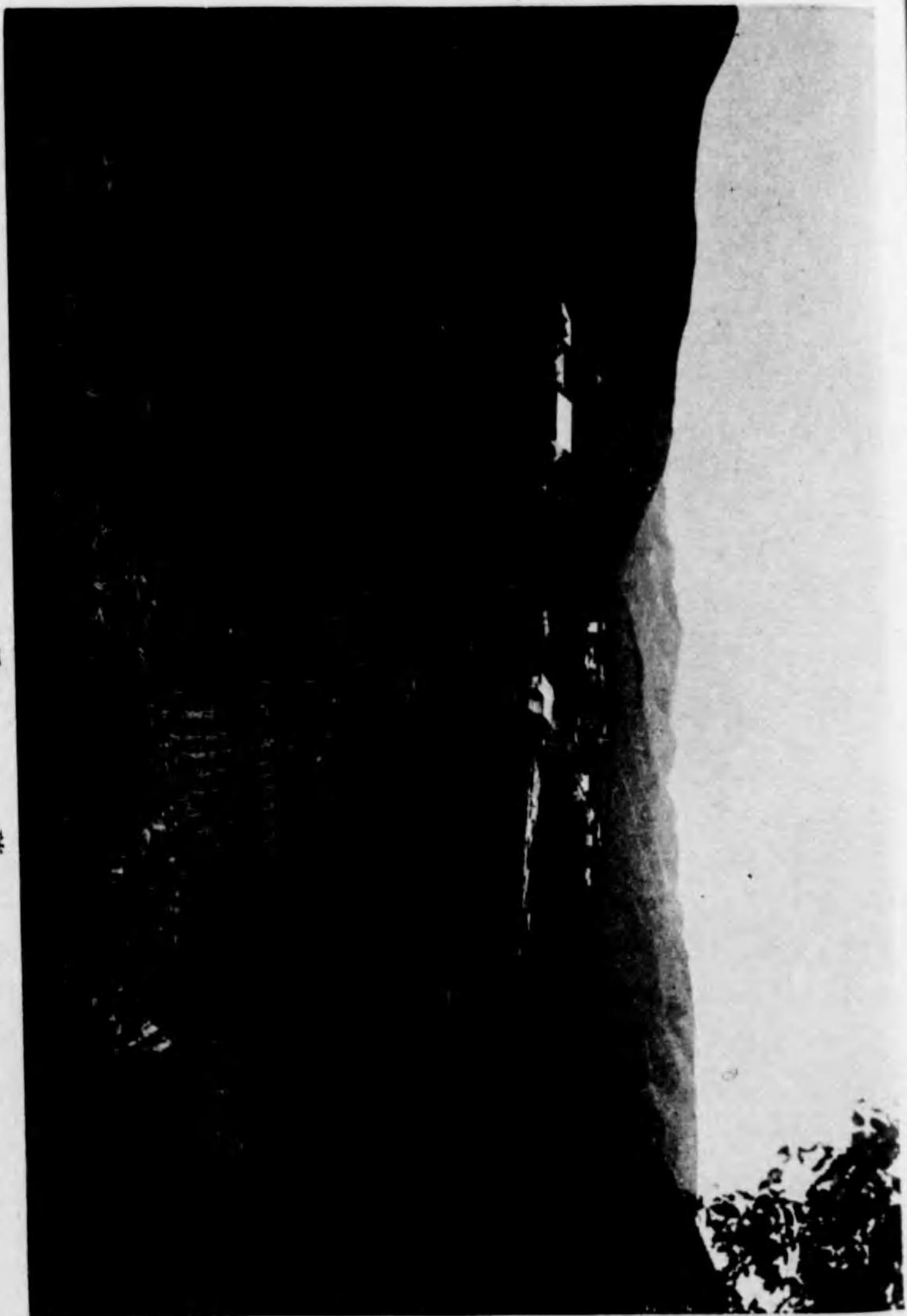
本島には從來徴兵令の施行なく特別地域を爲し居たる爲め各種の點に於て遺憾尠からざりしが大正十三年戶籍法と共に之が施行を見、第七師團の管區に屬し漸次關係法規の適用を受け内地と其の軌を一にするに至り、爾來九回の徴兵検査を施行して良好なる成績を得簡閱點呼、勤務演習其の他一般兵事々務も圓滿なる遂行を見つゝあり。

一、海軍 募兵

本島は従來海軍志願の適用は受けざりしが、大正十四年より其の適用實施を見たり。爾來本島に於ける志願者の検査は北海道稚内に於て行ひ來りたるが、其の初年たる大正十四年には志願者十九名採用者七名を得て相當成績を收め尙逐年増加の傾向を認むるを以て、昭和二年豊原に検査所新設せられたるも同検査所に於て全島の志願者を受験せしむるは交通其の他の關係上遺憾の點なきに在らざるを以て、自然東西に區分せらるゝ本島の地形により、昭和三年度より更に西海岸真岡町に検査所を増設せらるるに至りたるが益々志願者の増加を來したるを以て、昭和九年度に於ては更に大泊、知取、本斗の三箇所に検査所を設くることとなれり。昭和八年度に於ける志願者總數は二百五名、合格者五十二名、採用者二十名を算す。

二、在郷軍人

人口の増加に伴ひ在郷軍人又逐年増加の趨勢にあり。是等在郷軍人は概ね質實剛健能く生業に精勵し良兵良民の實を擧げつゝあり。大正十四年三月陸軍召集令實施せられ續いて大正十五年七月より海軍召集令も施行せらるゝに至りたれば、是等軍人に一層の自覺を促し在郷軍人會の結束愈々鞏固となれり。



地 民 殖

第八章 殖民及農業

第一節 土地

邦領樺太の面積は約三萬六千餘方呎にして農牧適地面積は各種方面よりの調査に依れば約二割即ち七千二百餘方呎を其の目的に利用することを得べし。

而して農耕適地及放牧適地面積を區分する調査未だなしと雖、大體各國及北海道の例に依り推定するに總面積の一割三分即ち四千七百九十餘方呎を農耕適地として、殘餘の二千五百餘方呎を放牧適地と看做すも大差なかるべし。

土地選定 明治三十八年十月以來殖民地の選定事業に着手し、土地の廣袤を概測すると共に地勢、土質、氣候、植物、水利及交通等の狀況を調査し、昭和八年迄に農耕適地二〇二、三一八ヘクタール、牧畜適地二五〇、一〇四ヘクタール、其の他土地改良後の農耕適地二二、七七八ヘクタール、泥炭地七、五一七ヘクタール、計四八二、七一八ヘクタール餘を選定せり。

土地區劃 明治三十八年初めて大泊に宅地を區劃し、戰爭當時の移民を收容したるを嚆矢とす。爾來土

地整理並移住民の收容に便せんが爲、地味の良否と交通の便否とに鑑み、殖民地として區劃を施設したるもの昭和八年末に於て三〇一、七一六ヘクタールあり。其の主なるものを記せば左の如し。

農耕地は地味肥沃にして交通至便の地を選び、五ヘクタール乃至十ヘクタールを普通農家一戸の收容に充つることとして明治三十九年より事業を開始し、昭和八年末に於て其の面積一八三、二七六ヘクタールに達せり。

市街地は樞要の地に之を施設し、普通二八八平方メートルを二戸分となし、明治三十八年本島領有後直ちに大泊に區劃を新設せり。爾來新設又は増設を行ひたるもの大泊、豊原、眞岡、久春内、野田、泊居、敷香、名好、本斗、知取、内路、鶴城、落合、惠須取、留多加川口の十六箇所あり。昭和八年末に於ける區劃面積六六五ヘクタールに及べり。

部落宅地は移住の密居を必要と認めたる土地に之を施設し、殖民地にありては一戸の標準を普通二十八アールとなして専ら農民の收容に便し之を農村宅地と通稱す。又海岸に於ける必要なる土地には一戸の標準十アール八となして専ら漁民の收容に便し之を漁村宅地と通稱せり。尙漁村には明治四十二年より百アール内外の附屬畑を測設し漁閑を利用して農耕を奨勵せり。昭和八年末に於ける區劃面積二、九七四ヘクタールに達せり。

土地改良 本島の河川は概して迂曲蛇行せるもの多くして流水を妨げ、爲めに河水氾濫して農耕地を浸害するもの亦尠からず。大正十年より鈴谷川、留多加川、内淵川及列丹川の四大流域に對し土地改良基本

調査を開始し、昭和七年迄に約八〇、一三四ヘクタール餘りの調査を爲せり。殊に地味肥沃なれども低濕地にして直接農牧に利用し得ざる土地に對しては、官營又は補助金を給して大小排水溝の開鑿を企圖して専ら土地の乾燥を計り、明治四十三年以來官營施設したる大排水溝の延長昭和八年末に於て四三七、八四五米に達し、又大正二年より農業者に補助金を給して各自の農耕地内に小排水溝を掘鑿せしめたるもの昭和八年末現在に於て延長一、四六九、五五六米に及べり。

以上排水溝の施設と相俟つて一方農耕道路の開鑿を計畫し、先づ殖民地内及殖民地相互間に所謂幹線農耕道路を開鑿することとし、其の工事の困難なるもの又は急設を要するものは之を官營となし、簡易なるものは農村住民に補助金を給して之を開鑿せしむる等専ら農村交通の便を計れり。昭和八年末に於ける農耕道路延長官營八四八、八八二米、補助一、六一八、六〇〇米に達せり。

土地處分 樺太國有未開地は隨意契約を以て賣拂又は貸附することを得るも、直に賣拂を爲すは殆ど特殊の事業に供する場合に限り、他は何れも貸付の際附したる一定の條件を成功したる後に於て賣拂又は讓與に因り民有に歸するを通則とせり。

土地の貸付は有償を以て原則とするも農耕、牧畜及之に直接附隨の用途に供する場合は拓地殖民の見地より之を無償にて貸付し、専ら農牧業を目的とする移住者の便益を計りつゝあり。

賣拂又は貸付すべき地積の制限は其の使用目的に依り一定せざるも、一人に付耕作及之に直接附隨の用途に供する土地は三萬坪、牧畜及之に直接附隨の用途に供する土地は五十萬坪、市街宅地及部落宅地に供

する土地は千五百坪、其の他の事業に供する土地は一萬坪を各限度とす。但し農耕目的の地は借地人に於て一萬五千坪に對し一戸の割合を以て移住農民を收容するときは九萬坪迄を貸附し、其の他の事業に供する土地は會社又は組合に對する場合其の所定面積の五倍迄増加することを得せしむ。昭和八年末に於ける處分面積は貸付地八四、三三三ヘクタール、讓與及賣拂に依り民有に歸したる土地八九、七六七ヘクタール餘に達せり。

第二節 移 民

第一款 交換前の殖民概況

樺太に於ける移民は文化、文政以後多少の施設經營なきにあらざりしが所謂殖民としての事跡に至りては素より論ずべきものなく、今より約八十年前堀利熙奉行の建言に基き時の幕府は移住民の招徠を企て内地漁夫の出稼を奨励すると共に農民の移住をも奨励し新に「是迄本島出稼人ハ松前、函館人別ニ限ル様相成趣ニ聞ユレ共以後ハ何國ノ者トモ身元體カナル者ハ引移住居不苦云々」と布達せるを以て奥羽方面より多數の移住を見るに至れり。是本島移住の端緒なり。

次いで明治元年岡本監輔は函館より人夫二百名を募集して移住せしめ、又明治二年岡本判官東京より移住するに際し農工民三百名を募集し同伴して移り、彼等に賄料、工料を給して開墾、土木の事業に従事せ

しめたり。

明治三年九月永住者三ヶ年間一日に付玄米五合、一ヶ月手當金三分、衣類料一ヶ年金五兩を給し、六十五歳以上七十七歳未満は十月より翌三月迄六ヶ月間一日一人に付玄米二合五勺とし、又移住民病死手當をも定めたり。

明治三年十月畑地、漁業共有地を割渡の上永住者には終身無税とせり。又寄留者出稼者には三年間無税にして四年目より收穫高の二分五厘を納めしむ。而して開墾目的の移住民に對しては一人に付三百坪の地を下附し、次年検査の際に耕作を勵む者には更に土地を増給する等、種々奨励方法を定めて其實績を擧ぐるに努め移住民を保護したるも、多くは風土に慣れざるを以て病者續出したるため明治三年七月病弱男女百五人を東京に返還し、同年十月に至りて更に身體虛弱なる農工男女三十名を東京に返還せる状態なりき。農工永住者は三ヶ年間扶助を受くる規定なりしも其實殖民の多くは勞力を厭ひて唯一時の糊口を得んがために永住を口實にして扶助を願ひ出づる者多きを以て明治四年三月に至りて更に再度永住扶助願出をなさしめたり。而して農民男女十五歳以上は一人毎に農具七點と扶助を與へたり。

自作家作せんとする者には手當金を給し又漁民と協力漁業をなさんとする者には漁具を貸與せり。明治四年七月には大工職二十名を函館にて募集し移住せしめたれ共、是等移民の多くは本島の風土に慣れざるのみならず惰民多く樺太を去り歸國するもの百餘名に達せりといふ。明治六年七月永住者にして官の扶助を受くる者が夫々歸省に托して其の儘歸り來らざるもの多々あるを以て此の弊を矯めんとし以後歸省を願

出づる者は事實を調査し、土着の見込なく轉籍出願の者は從來給與せる扶助米を返還せしめたる上歸國を許し、又事實歸省の者には保證人を定めしめたり。若し一ケ年も歸島せざる時は從來給助の扶助米を保證人より上納せしむることとせり。

明治四年十二月に至り從來永住出願者には三年間手當を給與したりしが、此の時より以後は新に願出づる者は手當を給せざる事とせり。

當時の移民は生計困難にして其の多くは様子を窺ひ本島を去らんと計るもの多きに反し、新に永住する者は稀少にして戸口年々減少し明治七年九月に於ける居住民数は僅々四五〇人のみとなれり。

右の如く開拓使に於ては數年間移民を保護し、自主獨立自活の途を樹てしめんと努力せるに拘らする應募者の多くは概ね内地に於て生活し能はざる下級民にして誠實に勉勵せず、加ふるに露國人の跋扈甚だしき爲安住するを得ず、百方獎勵の効もなく到底自活の見込なきを以て開拓使は止むを得ず之等移民を北海道に移さむと欲し、明治七年三月樺太支廳は「當州永住人並雇農工民ノ儀ハ詮議ノ次第モ有之ニ付一先御引揚相成候條引拂ノ儀ハ別紙箇條書ノ通り心得ベシ」と布達をなしたり。於是本島の居住民は殆んど皆退散し單に出稼地たるの状態となり、明治八年領土の交換を待たずして其の實之を投棄したるもの、如くなりき。

要之當時の殖民は其の選擇を誤りしと交通不便及氣候的差異に依る新生活に對する順應性乏しかりし爲新領土移住開拓に適應せざりしこと其の近因なりとすべし。

第二款 露領時代の本島殖民概況

明治八年樺太を露國に讓渡するや露國は同島を以て流刑囚徒の監獄場となし、囚人は此の地に收容し其の改心せる者は之を放免して開拓に従事せしむるの政策を執りたり。即ち年々本國より數百名の囚人を送致し一年乃至三年後一定の制度の下に監獄外の居住結婚を許可し、更に一定の時期を経て農務其の他の事業に従事するを得せしめ、刑期満了後六ケ年間品行方正なる時は所轄長官の上申に依りて之を農民に編入し一定條件の下に自由民たるの權利を恢復せしむる等種々獎勵策を講じ大いに同島開發に努力せり。

即ち一八九八年(明治三十一年)調、自由民九、七九七人、流刑民二二、一六七人、計三一、九六四人にして犯罪者は全數の約六九%を占め、一九〇四年(明治三十七年)調、自由民一一、九九七人、流刑民二三、二五一人、計三五、二四八人にして犯罪者は六六%なりき。此の間特記すべきは日本人にして交換以後單に漁業に従事せんとして夏季渡來する者毎年尙七千人を下らざりしと云ふ。

而して流刑囚の刑期を経て流刑殖民となるを許された者は殖民監督官の監督下に島内諸所に多數居住し以て農業に就き所謂農民部落を形成せり。即ち其の村落一三三、戸數六、一六八、建物七、四九一、人口二一、七七七人なりき。

流刑農民に對する政策

一、土地貸付(二町歩乃至六町歩を一戸として自由に撰定せしむ)

殖民及農業

- 二、住宅建築補助(所要木材の無償給與及勞働補助)
 - 三、食糧給與及被服貸與(最初二ヶ年間)
 - 四、種子貸付(收穫時迄)
 - 五、家畜貸付(民間貸馬の仲介保證)
 - 六、官營病院
 - 七、小學校設置
 - 八、結婚補助
 - 九、農産物の買上
 - 一〇、私設水車場建設
- 其の他牧草地、部落宅地、市街宅地、官設備荒倉庫に對する設備等あれ共之を略す。
- 然れ共彼等は刑餘の民にして概ね着實持久の性質を缺き、從て開拓の事業進捗せざるのみならず、一旦刑期滿了して自由の身となれば何れも島外に退散したるを以て二十有餘年間曾て著しき人口の増加もなく其の産業の發達をなすに至らずして終止せり。

第三款 領有後に於ける殖民概況

領有以來本島の人口は實に躍進的增加を示したり。即ち明治三十九年末内地人一〇、八〇六人、土人

一、二九一人、外國人二六四人、計一二、三六一人なりしが、昭和八年末に於ては内地人二九三、一六八人、朝鮮人五、〇四八人、土人一、八三七人、外國人二五〇人、計三〇〇、二九八人に増加し實に二四倍餘に奔騰せり。而して此の人口増加の内容を見るに舊土人及諸外國人は領有當時より現在に至る迄、殆ど同一率を以て進みつゝあるに反し、獨り我本邦人のみは逐年急激なる増加を示したるを以て、斯くの如き趨勢を示したるものなり。

爾來本島に於ける移民は逐年著しき増加をなしつつありと雖、今尙漁業期にのみ出稼する漁民及夏季間のみに渡來する勞働者等尠からず。本島に移住する者は敢て其の職業を問はずと雖凡て處女未開の國土を開發して國産の興起を圖らんとせば、先づ以て農牧業を以て定着移住民招來の一大根本政策を確立するに在りとし、領有以來我政府は農業移民の招徠に全力を傾注したるを以て、逐年農業移民の増加を來して今日に至りたるものなり。

即ち本島の我領有に歸するや、露領時代の農業經營狀態を考査し斯界専門の學者技術者に託して精密な調査を遂げたる結果、其の地味、氣候の農業に好適なるを確認し、本島農業經營は自作農業者をして有畜農業に倚らしむべきを認識し、諸種の法規も亦此の一大方針に則りて制定し、且土地處分の規定を定め、更に農業者に對する保護獎勵の機關を設け、明治三十九年以降農業者の移住を獎勵すると共に、一方農事の積極的研究調査發達の目的を以て諸種の試験場、試作場及其他の施設をなし大に其の研鑽に努め、更に進んで昭和四年從來の試験場を改めて樺太廳中央試験所となし、大規模なる設備と内容の充實革新を圖

り其の大使命たる大自然の富源開發に努めつゝあり。

加之今後百萬人の收容力と七三一、九〇〇ヘクタールの廣大なる農牧適地とを有する本島に道路、排水、教育、衛生機關其の他の施設の完成を期せしむるに於ては、實に移住價値の増大と現下日本の深刻にして緊急なる人口食糧問題解決に對する一大光明たるべし。明治三十八年十月以來樺太廳は殖民に適する土地の撰定に着手し、三十九年殖民地の部分區劃の測設を設けて、土地貸付を開始せしが、四十年以降漸次土地處分の諸法規を施行するに至りたり。

明治三十九年四月	軍令第四十四號	官有土地建物貸付假規則
明治四十年四月一日	廳令第三十四號	官有建物貸付規則
同 四十年四月一日	廳令第三十五號	樺太國有土地貸付規則
同 四十年四月二十日	廳訓令第十七號	樺太移住民取扱規則
同 四十一年三月四日	內務省告示第十八號	樺太移住民ニ對スル汽車汽船ノ特別取扱方
同 四十年四月一日	廳令第二號	種子貸付規則
同 四十年四月一日	廳令第四號	家畜貸付規則
同 四十年四月一日	廳令第三號	牛、馬、豚種付規則
同 四十年十月十三日	廳令第八十一號	共同放牧地貸付規則
同 四十二年四月九日	廳令第七號	農事獎勵補助規程
同 四十一年三月二十九日	勅令第三十六號	樺太國有土地管理規則
同 四十一年十月九日	廳令第三十號	有價貸付地賣拂規程
同 四十二年四月二十九日	廳令第九號	公獸醫規程
同 四十二年六月二十九日	廳令第十五號	家畜去勢規則
同 四十三年四月十日	廳令第十二號	家屋建築費規程
同 四十四年四月十五日	廳令第十二號	種畜貸付規則
同 四十四年十二月廿二日	勅令第二九〇號	樺太國有未開地特別處分令
同 四十四年二月二十二日	勅令第二八九號	樺太官有財産管理規則

等専ら本島に農業移民招徠及之が助成發達を期して農民の保護に努め大いに法令を制定し、以て本島開拓の大方針を樹立せり。

即ち此の期に於ては方三百間を一區劃とし、之を更に四分して七町五反歩を一戸分の土地面積とし、移住後一ヶ年以内に六坪以上の防寒に適する家屋を建築せる時は、一戸に付金三十五圓以内の補助金を交付し更に種子及牛馬豚をも貸付するの途を講じたり。

大正七年六月廳令第二十一號産業獎勵補助規程を制定し、移民の招徠に努めたれ共、農民の數一萬五、六千人、耕地面積一萬町歩を得たるに過ぎず。農産額又九十萬乃至三百萬圓に過ぎざりしを以て、大正八年四月十八日廳令第八號移住獎勵補助規則により移住費及開墾費を補助することとせり。

- 一、移住費十五歳以上の者一人に付五圓以内、但し一戸に付十五圓以内。
- 二、開墾費十圓。

更に大正十五年六月二十三日廳令第十九號 移住獎勵補助規則を改正せられて指定地の貸付を受けたる

者に對し、一戸宛三百圓の補助金を交付することとなり、同年七月七日告示第一三七號によりて農業移民を收容すべき指定地を豊原、大泊、眞岡各支廳及留多加出張所の四管内二十ヶ村六九〇戸と定めたり。

然れ共是等農民は所謂自由移民にして、昭和二年始めて收容したる指定地の農業移民は三一八戸に過ぎず、間もなく指定移民の制度は廢止せられ、昭和三年更に移民の素質向上と官營施設の徹底及補助に依り、從來よりの自由移民と區別し、理想農村建設の一大革新計畫を樹立し、以て各府縣よりの農民を集團的に一定の殖民地に移住せしめんとし、現に着々として其の顯著なる實を挙げつゝあり。現在の集團殖民地は上喜美内、豊榮、大豊、小能登呂、近幌、瑞穂、樺保、寶澤、幌千、多蘭内、中澤の十一ヶ所にして其の施設並保護特典の概要を述べれば左の如し。

- 一、殖民地内に官營を以て土地改良工事を施し農耕道路及排水溝を掘鑿し、且農家一戸に對し二町歩の無償開墾を爲す。
- 二、各殖民地内に移住者指導所を設置し指導員を配置して移民に對する萬般の指導斡旋を爲す。
- 三、共同精選所及共同倉庫を建設して利用平等ならしむ。
- 四、殖民地内には小學校を設置して子弟の教育を爲す。
- 五、囑託醫、産婆を配置して保健、衛生に萬全を期す。
- 六、青森、函館、稚内、小樽、大泊の諸港には移住民取扱事務所を設け所員之に従事し諸般の保護指導を與ふ。

尙小樽市色内町六丁目(小樽驛より約五四五米、棧橋より約九十一米)、及大泊榮町には移民休泊所を設置し實費にて宿泊せしむ。

七、土地の貸付及無償讓與、未開地は一戸に付五町歩乃至十町歩を標準として無償貸付し五ヶ年若は七ヶ年以内に規定の家畜(一萬坪以下は不要、一萬坪以上一萬五千坪以内は牛又は馬一頭を夫れ以上一萬坪を増す毎に馬又は牛一頭増加す)を有して其の土地に居住し十分の七以上を成墾すれば其の全地を無償にて讓與す。

八、産業獎勵補助

イ、自ら農業を営むもの、又は其の組織したる組合に對しては適當と認むる場合は補助金を交付す。

1 家畜を購入したるとき

牛 馬

種畜の資質あるもの 一頭に付評價々格の二分の一以内。

其の他のもの 〔管内にて購入したる場合 一頭に付評價々格の三分の一以内。管外より購入したる場合 一頭に付購入價格の二分の一以内。〕

2 農業經營に要する器具機械を購入したる場合は購入價格の二分の一以内。

3 副業を經營したるとき。

ロ、種牡牛馬を所有し種付を行ひ若は種畜貸付規則に依り種畜の貸付を受けたる者には毎年度豫算の範圍内に於て一月に付十五圓以内の補助金を支給す。

ハ、産業の奨励上必要と認むる工事又は事業若は産業に關する共進會、品評會又は競馬會等に對しては毎年度豫算の範圍内に於て其の經費を補助し、又は器具機械を貸付す。

九、土地改良費補助

部落民共同して農耕道路を設け、又は排水溝を掘鑿したるときは、工事費の二分の一以内を補助す。

一〇、共同放牧場の使用

町村に無料にて共同放牧場を貸付し之を農業者に使用せしむ。

一一、種畜貸付

樺太廳に於て必要と認むるときは町村農業者若は農業者の團體に種畜を貸付す。

一二、牝牛馬貸付

本島移住者にして國有未開地の貸付を受け又は土地を有し農業を營むものは牝牛若は牝馬の貸付を受ける事を得。而して其の家畜より生産したる仔畜中一頭を樺太廳に返還するときは他は自己の所有となる。

一三、開墾獎勵補助

農業經營上土地利用増進を圖る爲、三町歩以上の農耕適地を開墾する目的を以て一年七反歩以上開墾したるものに對し、適當と認めたるときは開墾費四割以内を補助す。

一四、特殊土壤改良獎勵補助

土地の農業上の利用を増進する目的を以て特殊土壤の改良を行はむとする者に對し毎年度豫算の範圍内に於て石灰は必要量の八割以内を、肥料は必要量の五割以内を給與す。

一五、移住費補助(集團移民のみに限る)

樺太に保護移民となりて移住し集團殖民地の貸付を受けたる者に對しては移住費の補助として三百圓以内の補助金を支給す。

一六、家屋建築費補助

樺太に移住し十町歩以下の國有未開地の貸付を受けたる農業者にして、貸付地内に自己の住宅目的を以て家屋を建築せむとする者に對し適當と認めたる場合は、毎年度豫算の範圍内に於て一棟に付三百圓以内の補助金若は建築材を交付す。

一七、種子の無償給與(集團移民のみに限る)

樺太に移住し集團殖民地の貸付を受けたる者には入地の初年に限り優良種子を無償にて給與す。

一八、移住に際して汽車、汽船賃の三割乃至五割の割引證を受くることを得。

之を要するに現今の集團殖民政策は、未だ其の緒に就きしもの少しと雖、近時遠く東北、中國、近畿地方よりの應募者多く、移住許可に際しては嚴密なる移民の身元調査遂行の上、其の良質なるものを收容しつゝあり。一方施設補助の如きも専ら積極的の移民招徠策なりと謂ふべし。